

参考資料 1

都道府県における地域推進計画の策定状況

※本資料は平成 16 年度資源エネルギー庁調査報告書「地方自治体における地球温暖化施策実施状況等に関する調査」を基に改訂したものである。策定状況の内容は、平成 18 年 2 月時点のものである。

都道府県における地域推進計画の策定状況 (1/16)

		北海道	青森県	岩手県
策定	策定有無	○	○	○
	策定年度	H12 2000	H13 2001	H17 2006
目標設定	削減対象	温室効果ガス	温室効果ガス	二酸化炭素
	削減目標	9.2%削減	6.2%削減	8%削減
	総量目標/原単位目標	総量目標	総量目標	総量目標
	基準年度	1990年度	1990年	1990年
	目標年度	2010年度	2010年	2010年
	部門別削減目標(削減量)の設定	○	○	○
	対策メニュー別削減目標(削減量)の設定	○	○	○
	計画の見直し年次の設定	—	—	○
主要内容	重点施策	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー・新エネルギー対策の総合的推進 廃棄物対策の総合的推進 建築物の高断熱・高気密化の推進 森林等による二酸化炭素吸収固定源対策の総合的推進 北海道地球温暖化防止活動推進センターを通じた普及啓発・活動支援の推進 	県民、事業者、市町村、県の各々の取組みを詳細提示。 県は、県民、事業者、市町村に普及啓発を促進しながら、事務・事業における率先実行を目指していく。	地域特性を考慮した以下の対策を推進。 ①積雪寒冷地としての対策 (例：住宅の高断熱化、店舗・オフィス等住宅以外の建築物の高断熱化、ポスト化石燃料の利用、雪氷の利用) ②自動車依存の高い社会の改善 ③工場・事業所の環境マネジメントシステム(EMS) ④積極的な省エネの普及 ⑤森林資源の利活用 ⑥新エネルギーの利用 ⑦節約(エコライフ)社会の構築 ⑧地球環境教育の充実 その他、森林対策や、森林によるCO2吸収量も取引対象とした、二酸化炭素排出量模擬取引事業を岐阜県、和歌山県、福岡県、佐賀県と実施。
	財政措置等支援 *推進計画に記載された内容を中心に抽出		<ul style="list-style-type: none"> 省エネ推進に取り組む中小事業者に対する支援 低公害車の普及やフロン回収装置等の整備に対しての助成制度を通じた支援 	
現状・将来の排出量	部門別・ガス別の排出実態の把握	○	○	○
	2010年前後におけるBAU排出量の推計	○	○	○
	BAU排出量推計の前提条件の明示	○ 部門別に前提条件を設定し排出量を予測	○ 『新青森県長期総合プラン』等を参考に設定	○
	BAU排出量推計にあたっての人口予測	厚生省	県推計	—
対策・推進体制	ガイドラインに示された算定方法の適用	△	○	○
	他の都道府県との連携等	—	○ (北東北三県)	—
	計画の進行管理体制	○	○	○
計画の連携	地域新エネルギービジョンとの連携	—	○	○
	地域新エネルギービジョン目標との連動性	—	○	○
	地域新エネルギービジョン担当部署との連携	—	×	○
	他マスタープランとの連携	ローカルアジェンダ、環境基本計画	ローカルアジェンダ、環境計画	いわて地球環境の森づくりビジョン
率先実行計画策定状況等 *H17.10時点	率先実行計画策定の有無	○	○	○
	市町村の推進計画策定数	4	1	1
	市町村の率先実行計画策定数	38	8	30
	推進センター指定状況	(財)北海道環境財団	NPO法人 青森県環境パートナーシップセンター	NPO法人 環境パートナーシップいわて
	活動推進員の委嘱数	28	71	60
	地域協議会の登録数	7	1	4

都道府県における地域推進計画の策定状況 (2/16)

		宮城県	秋田県	山形県
策定	策定有無	○	○	○
	策定年度	H15 2003	H10 1998	H11 1999
目標設定	削減対象	温室効果ガス	二酸化炭素	温室効果ガス ・二酸化炭素
	削減目標	県民1人当たり2.4%削減	1990年レベルに抑制	GHG：7%、 CO2：8%削減
	総量目標/原単位目標	原単位目標	総量目標	総量目標
	基準年度	1990年	1990年	1990年度
	目標年度	2010年	2010年	2010年度
	部門別削減目標（削減量）の設定	○	○	○
	対策メニュー別削減目標（削減量）の設定	—	○	○
	計画の見直し年次の設定	—	—	—
主な内容	重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進 ・経済的手法の導入に係る検討 ・環境教育・学習の推進 ・二酸化炭素吸収源対策（森林・緑地の整備） 	<ul style="list-style-type: none"> ・削減の対策と削減量を「花まるチャレンジ」と呼び目標達成を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民・事業者の削減行動の促進 ・高断熱高気密住宅の普及促進 ・パークアンドライド等公共交通網の整備 ・風力等自然エネルギーの活用 ・県自らの事務事業における温室効果ガス排出抑制
	財政措置等支援 *推進計画に記載された内容を中心に抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業対象の低公害車導入や地球環境保全対策に係る融資を行い、事業者における閑居保全対策の推進を支援 ・対策を推進した場合には支援を行い、そうでない場合は負担を求めその財源とすることで、各主体の環境負荷低減対策の導入や新たな環境産業創出へのインセンティブを与える 	<ul style="list-style-type: none"> 低公害車を購入する事業者に対する優遇措置 ・地方税（自動車取得税）の軽減 取得金額の5%→3% ・法人の購入に対して25万円の助成（トヨタプリウスの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型住宅への割増融資制度等を通じた省エネルギー型住宅の建設促進
現状・将来の排出量	部門別・ガス別の排出実態の把握	○	○	○
	2010年前後におけるBAU排出量の推計	○	○	○
	BAU排出量推計の前提条件の明示	○ 『宮城県総合政策』等を参考に設定	△ 国別報告書の予測と同じ傾向で推移すると仮定し、県の人口予測を考慮	○ 主に近年のトレンドより推定し、人口、世帯数は厚生省推計を採用
対策・推進体制	BAU排出量推計にあたっての人口予測	県推計	県推計	厚生省
	ガイドラインに示された算定方法の適用	○	△	△
	他の都道府県との連携等	—	—	—
計画の連携	計画の進行管理体制	○	○	—
	地域新エネルギービジョンとの連携	○	×	○
	地域新エネルギービジョン目標との連動性	○	—	○
	地域新エネルギービジョン担当部署との連携	○	×	○
	他マスタープランとの連携	—	環境基本計画	緑化基本計画、 ごみリサイクル推進プラン、 (環境基本計画)
率先実行計画策定状況等 *17.10時点	率先実行計画策定の有無	○	○	○
	市町村の推進計画策定数	2	—	—
	市町村の率先実行計画策定数	16	9	5
	推進センター指定状況	(財)みやぎ・環境とくらし・ネットワーク	特定非営利活動法人 環境あきた県民フォーラム	特定非営利法人 環境ネットやまがた
	活動推進員の委嘱数	60	85	61
	地域協議会の登録数	3	4	8

都道府県における地域推進計画の策定状況 (3/16)

		福島県	茨城県	栃木県
策定	策定有無	○	○	○
	策定年度	H10 1998	H6 1994	H11 1999
目標設定	削減対象	温室効果ガス	—	温室効果ガス
	削減目標	8%削減	国の目標達成に協力	6%削減
	総量目標/原単位目標	総量目標	—	総量目標
	基準年度	1990年	—	1990年度
	目標年度	2010年	—	2010年度
	部門別削減目標(削減量)の設定	—	—	○
	対策メニュー別削減目標(削減量)の設定	○	—	○
計画の見直し年次の設定	—	—	—	
主な内容	重点施策	【地球温暖化対策推進の柱】 ・二酸化炭素排出抑制対策 ・二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制対策 ・植林等の二酸化炭素吸収源対策 ・推進体制の整備 ・環境教育・学習の推進 ・温室効果ガスモニタリング体制の整備		
	財政措置等支援 *推進計画に記載された内容を中心に抽出	・福島県環境創造資金融資制度 ・低公害車普及促進事業費補助金制度 ・福島県中小企業戦略的展開支援事業・新事業創造資金	省エネルギーの推進等のための支援等 ・公的な融資制度の普及啓発 ・事業者の省エネルギー対策に係る財政支援 ・エネルギーの有効利用対策に係る財政支援 ・低公害車の導入促進を図るための支援等 ・一般車との価格差解消のため低公害車支援措置の導入検討 ・ハイブリッドバス等の助成検討 ・緑の創出と保全のための支援等 ・国産材活用のため事業者に対する財政支援 ・各種の緑化対策、森林の保全・整備のため茨城県緑化基金を活用	・低利融資制度の普及に努め、環境共生住宅や省エネルギー住宅の建設促進 ・環境保全資金の活用による事業者の省エネルギー設備の導入促進 ・税、補助金等の経済的な優遇措置による低公害車の導入促進 ・環境保全資金等による事業者の低公害車の導入や燃料供給設備の設備促進 ・融資・助成制度の普及に努め、太陽光や風力等の自然エネルギーの導入促進 ・環境保全資金による中小企業者の環境管理システム(I SO14001等)の導入支援
現状・将来の排出量	部門別・ガス別の排出実態の把握	○	—	○
	2010年前後におけるBAU排出量の推計	○	—	○
	BAU排出量推計の前提条件の明示	○ 『ふくしま新世紀プラン』等を参考とし、近年のトレンドが推移すると仮定	—	○ 部門別に過去の傾向より推計
対策・推進体制	BAU排出量推計にあたっての人口予測	厚生省	—	—
	ガイドラインに示された算定方法の適用	○	△	△
	他の都道府県との連携等	○ (東京都等)	○ (首都圏等)	—
計画の連携	計画の進行管理体制	○	○	○
	地域新エネルギービジョンとの連携	○	○	○
	地域新エネルギービジョン目標との連動性	×	×	○
	地域新エネルギービジョン担当部署との連携	○	×	○
他マスタープランとの連携	環境基本計画、 緑化基本計画、 水資源総合開発基本計画、 廃棄物に関する諸計画	(環境基本計画)	環境基本計画	
率先実行計画策定状況等 *17.10時点	率先実行計画策定の有無	○	○	○
	市町村の推進計画策定数	—	1	—
	市町村の率先実行計画策定数	28	40	4
	推進センター指定状況	特定非営利活動法人 超学際的研究機構	(社) 茨城県公害防止協会	(財) 栃木県環境技術協会
	活動推進員の委嘱数	91	60	76
地域協議会の登録数	0	3	6	

都道府県における地域推進計画の策定状況 (4/16)

		群馬県	埼玉県	千葉県
策定	策定有無	○	○	○
	策定年度	H9 1997	H15 2003	H12 2000
目標設定	削減対象	二酸化炭素、 フロン	温室効果ガス	温室効果ガス
	削減目標	県民1人当たりCO2:20%削減、 フロン:25.8t回収	6%削減	6%削減
	総量目標/原単位目標	原単位目標	総量目標	総量目標
	基準年度	1990年度	1990年	1990年度
	目標年度	2005年	2010年度	2010年度
	部門別削減目標(削減量)の設定	○	○	○
	対策メニュー別削減目標(削減量)の設定	○	—	○
主な内容	計画の見直し年次の設定	—	2008年度	2005年度
	重点施策	「二酸化炭素削減シナリオ」と「フロン削減シナリオ」に大別。 二酸化炭素は「基本シナリオ」と「重点シナリオ」に分け主体別の具体的な施策を提示。 重点シナリオは、基本シナリオ以上に省エネルギー・省資源活動を徹底させ、交通基盤整備、公共建物への新技術導入等を進めることとする。	(目標2008年度) ・環境負荷低減計画を中心とした事業者の自主的取組の推進 ・NPO等民間団体が担う県民レベルの温暖化対策の推進 ・行政が率先して担う温暖化対策の推進 ・新たな対策手法の検討(温暖化対策税、排出量取引制度等の経済的手法の検討、環境ラベリング制度の充実・普及等)	県、市町村、県民、事業者、民間団体(環境NGO、NPO等)各々の取組みを提示。各主体に自らの活動が温暖化の一因となっていることを自覚し行動することを喚起する。
	財政措置等支援 *推進計画に記載された内容を中心に抽出	・低燃費車の導入促進のための融資・助成等を検討 ・地球温暖化対策を実践している企業・学校・有息団体・個人等に対する資金的な融資、物資の提供等の支援を検討	【対事業者】 ・「彩の国環境創造資金」による新エネ・省エネ設備導入支援 ・「魅力ある産業づくり資金・ものづくり支援貸付」による省資源・省エネ導入支援 ・新エネ設備や省エネ設備導入に対する金融上の助成措置や税制上の優遇措置 【対県民】 ・「彩の国住まいるローン」による省エネ基準を満たした住宅への融資制度	・県民の取組みに対する支援として「環境共生住宅」への助成等、各種助成制度の拡充を検討
現状・将来の排出量	部門別・ガス別の排出実態の把握	○	○	○
	2010年前後におけるBAU排出量の推計	○	○	○
	BAU排出量推計の前提条件の明示	『グリーンプランぐんま新社会計画』を参考に設定	部門別に過去の傾向より推計	『千葉県長期ビジョン』等を参考に設定
対策・推進体制	BAU排出量推計にあたっての人口予測	県推計	×	県推計
	ガイドラインに示された算定方法の適用	△	△	○
	他の都道府県との連携等	○ (近隣県等)	○ (八都県市)	○ (八都県市)
計画の連携	計画の進行管理体制	○	○	○
	地域新エネルギービジョンとの連携	○	○	○
	地域新エネルギービジョン目標との連動性	○	○	×
	地域新エネルギービジョン担当部署との連携	×	○	×
	他マスタープランとの連携	環境基本計画	ローカルアクション、環境基本計画、自動車対策に関する諸計画、廃棄物処理基本計画	環境基本計画
率先実行計画策定状況等 *17.10時点	率先実行計画策定の有無	○	○	○
	市町村の推進計画策定数	—	1	1
	市町村の率先実行計画策定数	11	42	19
	推進センター指定状況	特定非営利活動法人 地球温暖化防止ぐんま県民会議	エスビーオー法人 環境ネットワーク埼玉	千葉県地球温暖化防止活動推進センター
	活動推進員の委嘱数	102	88	408
	地域協議会の登録数	4	2	3

都道府県における地域推進計画の策定状況 (5/16)

		東京都	神奈川県	新潟県
策定	策定有無	(○) 環境基本計画、 地球環境保全東京アクションプラン	(○) ローカルアクション	○
	策定年度	H13・9 2001・1997	H15 2003	H8 1996
目標設定	削減対象	温室効果ガス	二酸化炭素	二酸化炭素
	削減目標	6%削減	6%削減	2000年時点で1990年レベル、 2000年以降はできる限り削減
	総量目標/原単位目標	総量目標	総量目標	総量目標
	基準年度	1990年度	1990年	1990年
	目標年度	2010年度	2010年	2000年・2010年
	部門別削減目標(削減量)の設定	—	—	—
	対策メニュー別削減目標(削減量)の設定	—	—	—
計画の見直し年次の設定	—	—	—	
主な内容	重点施策			<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電(住宅用太陽光発電システム) ・風力発電 ・雪エネルギー ・天然ガス等を利用したコージェネレーション ・住宅の断熱構造化 ・ガソリン直噴エンジン・CNG車(圧縮天然ガス自動車)
	財政措置等支援 *推進計画に記載された内容を中心に抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ・リサイクル支援事業(中小企業振興基金) ・ISOシリーズ取得支援事業(中小企業振興基金) ・環境・福祉・資源リサイクル等の対応資金融資(制度融資) ・環境保全資金(設備改善資金)融資あつせん ・循環型社会対応モデル企業支援事業 ・低公害車購入時の融資あつせん制度等(低公害車普及への資金的支援) ・天然ガストラック・ハイブリッドバス等の導入のための補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーを利用しやすくするための制度や基金等、財政的仕組みのあり方を検討 ・低公害車の普及促進のための融資制度や減税措置等、県民や事業者の利用しやすい制度を充実させる 	
現状・将来の排出量	部門別・ガス別の排出実態の把握	○	○	○
	2010年前後におけるBAU排出量の推計	○	—	○
	BAU排出量推計の前提条件の明示	○ 部門別に過去の傾向より推計	—	○ 国の長期エネルギー需給見通し等を参考に推計
対策・推進体制	BAU排出量推計にあたっての人口予測	×	—	×
	ガイドラインに示された算定方法の適用	△	△	△
	他の都道府県との連携等	○ (八都県市)	—	—
計画の連携	計画の進行管理体制	○	○	○
	地域新エネルギービジョンとの連携	○	○	×
	地域新エネルギービジョン目標との連動性	○	○	—
	地域新エネルギービジョン担当部署との連携	○	○	○
	他マスタープランとの連携	—	(環境基本計画)	(環境基本計画)
率先実行計画策定状況等 *H17.10時点	率先実行計画策定の有無	○	○	○
	市町村の推進計画策定数	4	3	1
	市町村の率先実行計画策定数	37	20	6
	推進センター指定状況	—	NPO法人 かながわアジェンダ推進センター	(財)新潟県環境保全事業団
	活動推進員の委嘱数	0	272	91
	地域協議会の登録数	6	6	2

都道府県における地域推進計画の策定状況 (6/16)

		山梨県	長野県	静岡県
策定	策定有無	○	○	○
	策定年度	H15 2003	H15 2003	H13 2001
目標設定	削減対象	温室効果ガス	温室効果ガス	温室効果ガス
	削減目標	15.8%削減	6%削減	6%削減
	総量目標/原単位目標	総量目標	総量目標	総量目標
	基準年度	1990年	1990年度	1990年
	目標年度	2010年	2010年度	2010年
	部門別削減目標(削減量)の設定	○	—	○
	対策メニュー別削減目標(削減量)の設定	○	○	○
主な内容	計画の見直し年次の設定	—	—	2006年
	重点施策		<p>【「信州の特性を活かした脱温暖化」対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地場産再生可能エネルギーの活用 ・豊かな森林資源の活用 ・エネルギー利用の効率化と積極的な省エネ活動 ・地域循環型社会の構築 <p>【プロジェクト】</p> <p>地域からの住民参加型温暖化対策推進プロジェクト=パイロット事業(県全体への波及効果及び計画実現の起爆剤となることを期待)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.長野モデルエコハウス 2.長野モデルエコスクール 3.長野モデル交通地域 4.バイオマス地域熱供給施設 5.脱エネルギー過剰消費地域 	<p>【重点行動指針】</p> <p>県民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルの転換 ・家庭版環境マネジメントへの取組 <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの効率的利用 ・「富土地域煙突ゼロ作戦」への参加 <p>加行政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化に向けた率先行動 ・「実行計画」の策定、推進及びその実施状況の報告等
現状・将来の排出量	部門別・ガス別の排出実態の把握	○	○	○
	2010年前後におけるBAU排出量の推計	○	○	○
対策・推進体制	BAU排出量推計の前提条件の明示	○ 『山梨県長期総合計画』等を参考に推計	○ 過去5年間の傾向より推計	△ 中環審『目標達成シナリオ小委員会中間とりまとめ』を参考に推計
	BAU排出量推計にあたっての人口予測	○ 県推計	○ 県推計	×
	ガイドラインに示された算定方法の適用	△	△	○
計画の連携	他の都道府県との連携等	—	—	—
	計画の進行管理体制	○	○	○
	地域新エネルギービジョンとの連携	○	×	○
	地域新エネルギービジョン目標との連動性	×	—	×
率先実行計画策定状況等 *H17.10時点	地域新エネルギービジョン担当部署との連携	×	○	○
	他マスタープランとの連携	環境基本計画、 森林吸収源対策推進プラン、 廃棄物処理計画	環境基本計画	環境基本計画
率先実行計画策定状況等 *H17.10時点	率先実行計画策定の有無	○	○	○
	市町村の推進計画策定数	1	1	—
	市町村の率先実行計画策定数	6	19	31
	推進センター指定状況	NPO法人 フィールド21	(社)長野県環境保全協会	特定非営利活動法人 ネットワーク
	活動推進員の委嘱数	117	185	90
地域協議会の登録数	3	8	2	

都道府県における地域推進計画の策定状況 (7/16)

		富山県	石川県	岐阜県
策定	策定有無	○	○	○
	策定年度	H15 2003	H16 2004	H14 2002
目標設定	削減対象	温室効果ガス	二酸化炭素	温室効果ガス
	削減目標	6%削減	7.8%削減	6%削減
	総量目標/原単位目標	総量目標	総量目標	総量目標
	基準年度	1990年度	2001年	1990年
	目標年度	2010年度	2010年	2010年
	部門別削減目標(削減量)の設定	○	○	○
	対策メニュー別削減目標(削減量)の設定	○	—	○
	計画の見直し年次の設定	—	—	—
主な内容	重点施策		県民、事業者等による二酸化炭素の排出抑制 ① 地球温暖化防止活動推進委員を配置、地域組織の設立を目指し、家庭、地域、学校、事業者が環境マネジメントシステムに取り組めるようにする。 ② 新エネルギー導入を推進	【プロジェクト】 「もったいない・ぎふ県民運動」 全県民参加・実行の取組み ・無理・無駄・ムラを省き、持続可能な社会を目指す ・古き良き生活スタイルを見直し、最先端の技術を取り入れ、環境に配慮する。 ・21世紀型ライフスタイルとして「早い」「大きい」消費を見直す ・自然への畏敬—きれいな水、澄んだ空気、多様な生物や豊かな緑—は、「私たちが望む生活の原点」であることを見直す
	財政措置等支援 *推進計画に記載された内容を中心に抽出	住宅構造の省エネルギー化等の推進のための支援 ・住宅の断熱構造化、県産木材利用住宅等の取得・改良に対する融資 公共交通機関の利用推進のための支援 ・パークアンドライド実施に必要な設備(駐車場等)の整備の補助 ・民間交通事業者が運行する広域的、幹線的な生活バス路線の欠損や車両購入費等の補助 低公害車の導入促進のための支援 ・路線バス事業者の低公害バス購入に対する補助		・「岐阜県中小企業資金融資制度」「地球環境改善基金」等の融資や補助制度の提供を通じて、省エネルギーに関する設備・機器の導入や技術開発等、事業者による環境保全型事業活動を支援
現状・将来の排出量	部門別・ガス別の排出実態の把握	○	○	○
	2010年前後におけるBAU排出量の推計	○	○	○
	BAU排出量推計の前提条件の明示	○ 『富山県民新世紀計画』等を参考に推計	—	○ 国の長期エネルギー需給見通し及び、『岐阜県廃棄物処理計画』を参考に推計
対策・推進体制	BAU排出量推計にあたっての人口予測	県推計	県推計	×
	ガイドラインに示された算定方法の適用	○	○	○
	他の都道府県との連携等	—	—	—
計画の連携	計画の進行管理体制	○	○	○
	地域新エネルギービジョンとの連携	○	—	×
	地域新エネルギービジョン目標との連動性	○	—	—
	地域新エネルギービジョン担当部署との連携	×	—	×
	他マスタープランとの連携	環境基本計画、 森林吸収源対策推進プラン	環境総合計画	環境基本計画
率先実行計画策定状況等 *17.10時点	率先実行計画策定の有無	○	○	○
	市町村の推進計画策定数	—	—	—
	市町村の率先実行計画策定数	3	6	4
	推進センター指定状況	(財)とやま環境財団	(社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議	(財)岐阜県公衆衛生検査センター
	活動推進員の委嘱数	57	50	49
	地域協議会の登録数	6	3	2

都道府県における地域推進計画の策定状況 (8/16)

		愛知県	三重県	福井県
策定	策定有無	○	○	○
	策定年度	H16 2004	H11 1999	H11 1999
目標設定	削減対象	温室効果ガス	温室効果ガス	温室効果ガス
	削減目標	6%削減	6%削減	3%削減
	総量目標/原単位目標	総量目標	総量目標	総量目標
	基準年度	1990年度	1990年	1990年度
	目標年度	2010年度	2010年	2010年度
	部門別削減目標(削減量)の設定	○	○	○
	対策メニュー別削減目標(削減量)の設定	—	○	○
計画の見直し年次の設定		—	—	—
主な内容	重点施策	【プロジェクト】 ・25の重点施策のうち、先進的・先導的な9の取組みを「あいちecoモデル」として発信	・三重の21世紀環境創造活動支援基金 県民、事業者、行政等の各主体の自主的活動を支援 ・低公害車購入の取得税の減免措置 ・ISO14001認証取得を図る県内中小企業に対するの助成 ・県内中小企業のISO9000シリーズ、14000シリーズの認証取得に必要な資金について民間金融機関と協調し融資を行う	・産業部門：環境自主行動計画の目標達成及び行動計画のない業種への計画の策定促進 ・運輸部門：エコドライブの推進、低公害車導入・公共交通機関利用の促進 ・民生部門：エコライフ・エコオフィスの推進 ・ごみ減量化・リサイクルの推進 ・太陽光発電等の新エネ導入 ・緑化の推進 ・環境教育・学習の推進、情報提供の推進及び普及啓発
	財政措置等支援 *推進計画に記載された内容を中心に抽出	・住宅用太陽光発電施設や小型風力発電施設の整備に関する補助制度 ・環境配慮型住宅の建設・購入及びリフォームに対する利子補給制度 ・環境への負荷が少ないエコカーの導入に対する助成制度や税制上の優遇措置等 ・エネルギー効率の優れた高効率給湯器(二酸化炭素冷媒ヒートポンプ、ガス発電・給湯冷暖房システム等)等の家庭への導入支援 ・その他燃料電池の普及やチェーン店での省エネ対策等に対して、国の補助制度を活用しながら県民・事業者への支援を行う		・新エネ、省エネ型施設導入に対する中小企業への低利融資 ・公共交通機関利用の啓発、駐車場・駐輪場等の整備等に対する補助 ・低公害車導入等に対する優遇措置の検討 ・緑の募金事業等による緑化の推進 ・フロンを使用しない技術・機器導入に対する中小企業への低利融資
現状・将来の排出量	部門別・ガス別の排出実態の把握	○	○	○
	2010年前後におけるBAU排出量の推計	○	○	○
	BAU排出量推計の前提条件の明示	○ 『あいち2010計画』等を参考に推計	○ 『三重のくにつくり宣言』及びアンケート、ヒアリング調査、国の将来予測等を参考に推計	○ 『ふくい21世紀ビジョン』等を参考に推計
対策・推進体制	BAU排出量推計にあたっての人口予測	県推計	県推計	県推計
	ガイドラインに示された算定方法の適用	○	△	△
	他の都道府県との連携等	—	—	—
計画の連携	計画の進行管理体制	○	○	○
	地域新エネルギービジョンとの連携	○	○	×
	地域新エネルギービジョン目標との連動性	○	×	—
	地域新エネルギービジョン担当部署との連携	○	○	×
他マスタープランとの連携	県の地方計画(総合計画)、環境基本計画、あいち新世紀自動車環境戦略、地球温暖化の防止に関する計画、あいちエコタウンプラン	環境基本計画	環境基本計画、緑化の推進に関する諸計画、廃棄物に関する諸計画	
率先実行計画策定状況等 *17.10時点	率先実行計画策定の有無	○	○	○
	市町村の推進計画策定数	3	—	—
	市町村の率先実行計画策定数	31	26	6
	推進センター指定状況	(社)環境創造研究センター	(財)三重県環境保全事業団	—
	活動推進員の委嘱数	110	28	106
地域協議会の登録数	6	1	1	

都道府県における地域推進計画の策定状況 (9/16)

		滋賀県	京都府	大阪府
策定	策定有無	○	○	○
	策定年度	H14 2002	H10 1998	H17 2006
目標設定	削減対象	温室効果ガス	温室効果ガス ・二酸化炭素	温室効果ガス
	削減目標	1990年レベルに抑制、 県民1人当たり15%削減	GHG：8%、 CO2：12%削減	9%
	総量目標/原単位目標	原単位目標	総量目標	総量目標
	基準年度	1990年	1990年度	1990年度
	目標年度	2010年	2010年度	2010年度
	部門別削減目標（削減量）の設定	○	－	○
	対策メニュー別削減目標（削減量）の設定	○	○	○
主な内容	重点施策	2006年 ・環境にこだわったライフスタイル への変革 ・大量廃棄型社会からの脱却 ・地球にやさしい低公害車の導入促進 ・事業活動からの排出量の削減 ・みどりの育成 ・県や国の機関の率先実行による削減 ・資源循環型社会の実現に向けた取 組みの推進 ・新エネルギーの利活用の推進 【プロジェクト】 環境こだわりムーブメント ・市民共同発電所 ・菜の花プロジェクト ・身近な里山の保全活動 ・地域通貨の取組み ・滋賀グリーン購入ネットワーク 等		6つの重点対策として以下を実施。 ①エネルギー多量消費事業者にお ける計画的な対策の促進 ②自動車から排出される二酸化炭素 抑制のための施策の推進 ③家庭や企業における省エネルギー 行動等の促進 ④建築物の省エネルギー対策の推進 ⑤新エネルギー等の普及促進 ⑥緑の保全と創出の推進
	財政措置等支援 *推進計画に記載された内容を中心に抽出		・環境保全施設の導入の推進に関 する融資・助成制度の充実 ・低公害車の導入の推進に関する融 資・助成制度の充実 ・ISO14001認証取得時及び工場移 転等による環境保全対策の推進に 関する融資・助成制度の充実	・クリーンエネルギー自動車（低公 害車）の普及促進に向けた導入支援 （補助、低利融資のあっせん、利子 補給及び優遇税制等）。
現状・将来 の排出量	部門別・ガス別の排出実態の把握	－	○	○
	2010年前後におけるBAU排出量の推計	○	○	○
	BAU排出量推計の前提条件の明示	○ 『新・湖国ストーリー2010』等を参 考に推計	○ 部門別に過去の傾向より推計	○ 部門別に過去の傾向より推計
対策・ 推進体制	BAU排出量推計にあたっての人口予測	県推計	県推計	県推計
	ガイドラインに示された算定方法の適用	△	○	○
	他の都道府県との連携等	○ (近隣府県等)	○ (他府県)	○ (京阪神6府県市)
計画の連携	計画の進行管理体制	○	○	○
	地域新エネルギービジョンとの連携	○	○	○
	地域新エネルギービジョン目標との連動性	○	○	○
	地域新エネルギービジョン担当部署との連携	○	○	○
他マスタープランとの連携	ローカルアジェンダ、 環境基本計画、 緑化の推進に関する諸計画、 廃棄物に関する諸計画	環境基本計画、 緑化の推進に関する諸計画、 廃棄物に関する諸計画	エコエネルギー都市・大阪計画 環境基本計画	
率先実行計 画策定状況 等 *17.10時点	率先実行計画策定の有無	○	○	○
	市町村の推進計画策定数	2	3	3
	市町村の率先実行計画策定数	4	10	33
	推進センター指定状況	(財) 淡海環境保全財団	特定非営利活動法人 京都府地球温 暖化防止府民会議	(財) 大阪府みどり公社
	活動推進員の委嘱数	85	61	91
地域協議会の登録数	1	6	9	

都道府県における地域推進計画の策定状況 (10/16)

		兵庫県	奈良県	和歌山県
策定	策定有無	○	(○) 地域省エネルギービジョン	(○) 環境基本計画
	策定年度	H12 2000	H15 2003	H11 1999
目標設定	削減対象	温室効果ガス	—	二酸化炭素
	削減目標	6%削減	—	6%削減
	総量目標/原単位目標	総量目標	—	総量目標
	基準年度	1990年度	1990年	1990年度
	目標年度	2010年度	2010年	2008～2012年度
	部門別削減目標(削減量)の設定	○	—	—
	対策メニュー別削減目標(削減量)の設定	○	—	—
主な内容	計画の見直し年次の設定	(2005年度)	—	2003年
	重点施策	網羅的な地球温暖化抑制対策を掲げる中、地域特性や各種導入制約を考慮し、実施率を3段階に設定し、県民、事業者等に対する行動指針を示している。	・エコライフファミリーの活用、拡大 ・学校も家庭も省エネルギー ・県からはじめる施設の省エネ化 ・住宅の省エネ化の推進 ・省エネ買い物キャンペーン ・省エネで歴史的・文化的景観にマッチした照明導入 ・省エネ型地域・まちづくりの推進	・森林の保全・創造、緑化推進 ・行政による普及啓発活動と取組み推進のための機会・場所・情報等の提供 ・事業者による生産・流通・販売・廃棄の各段階での省エネ ・消費者による製品等の購入・使用・廃棄の各段階での省エネ ・交通面での省エネ 自動車利用の自粛、アイドリングストップ、低公害車導入、公共交通機関の利用等 ・蓄熱式空調システム等の省エネ設備の導入促進 ・新エネルギーの積極的活用 ・新エネルギーに関する新技術の収集や温暖化に関する調査・研究の推進
現状・将来の排出量	部門別・ガス別の排出実態の把握	○	○	—
	2010年前後におけるBAU排出量の推計	○	○	—
対策・推進体制	BAU排出量推計の前提条件の明示	○ 『ひょうご新エネルギービジョン』等を参考に推計	○ 部門別にエネルギー消費を予測し推計	—
	BAU排出量推計にあたっての人口予測	厚生省	×	—
	ガイドラインに示された算定方法の適用	△	△	△
	他の都道府県との連携等	—	—	—
計画の連携	計画の進行管理体制	○	○	○
	地域新エネルギービジョンとの連携	○	×	×
	地域新エネルギービジョン目標との連動性	○	—	—
	地域新エネルギービジョン担当部署との連携	○	×	×
率先実行計画策定状況等 *17.10時点	他マスタープランとの連携	環境基本計画 緑化関連計画 等	(総合計画、 環境総合計画、 廃棄物に関する諸計画)	—
	率先実行計画策定の有無	○	○	○
	市町村の推進計画策定数	1	—	—
	市町村の率先実行計画策定数	30	4	6
	推進センター指定状況	(財)ひょうご環境創造協会	—	NPO法人 わかやま環境ネットワーク
活動推進員の委嘱数	60	100	59	
地域協議会の登録数	3	0	0	

都道府県における地域推進計画の策定状況 (11/16)

		鳥取県	島根県	岡山県
策定	策定有無	○	○	○
	策定年度	H10 1998	H16 2004	H13 2001
目標設定	削減対象	温室効果ガス	二酸化炭素	温室効果ガス
	削減目標	1990年レベルに削減	2%削減	6.5%削減
	総量目標/原単位目標	総量目標	総量目標	総量目標
	基準年度	1990年度	1990年	1990年度
	目標年度	2010年度	2010年	2010年度
	部門別削減目標(削減量)の設定	○	○	○
	対策メニュー別削減目標(削減量)の設定	○	—	—
	計画の見直し年次の設定	—	—	—
主な内容	重点施策	地球温暖化防止に向けたアクションプログラム 県民、事業者、市町村の各分野に向けた、温暖化防止行動のきっかけとなる提案	①「脱温暖化社会」へ向けての仕組みづくり 県、事業者、行政、島根県地球温暖化防止活動推進センターの四者が連携した横断的な組織(「島根県地球温暖化対策協議会」)をつくり計画の推進体制を整備。 ②環境教育・環境学習の充実 学校、家庭・地域を中心として実践活動を中心とした環境教育と環境学習の推進を図る。 ③森林の整備・保全と利用 「水と緑の森づくり税」等の活用、各種政策を展開して、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図る。 ④新エネルギーの活用 「島根県地域新エネルギー導入促進計画」に基づき風力・太陽光発電	
	財政措置等支援 *推進計画に記載された内容を中心に抽出	・低公害車の導入促進に向けた自動車取得税(地方税)の軽減措置	①島根県環境資金融資 島根県では、企業が環境保全(省エネルギー等を含む)のための施設・設備の設置、改善等を行う場合に、必要な資金の融資を行っている。 ②県内市町村による助成制度として雲南市による住宅用太陽光発電補助事業がある。	・岡山県中小企業者向け融資制度 環境対策資金の融資 *新エネ・省エネ設備導入 *特定フロン等回収装置導入 *再生品製造の設備導入 *体質改善資金の融資 *ISO14000シリーズ認証取得を図る中小企業者を支援 ・低公害車の導入促進に向けた購入時の取得税(地方税)の減免措置 ・環境税の検討(新税の導入を目指す) 産業廃棄物処理税 水源かん養税
現状・将来の排出量	部門別・ガス別の排出実態の把握	○	○	○
	2010年前後におけるBAU排出量の推計	○	○	○
	BAU排出量推計の前提条件の明示	○ 『第7次鳥取総合計画』等を参考に推計	—	○ 部門別に過去の傾向より推計
対策・推進体制	BAU排出量推計にあたっての人口予測	厚生省	—	厚生省
	ガイドラインに示された算定方法の適用	△	○	○
	他の都道府県との連携等	—	—	○ (他都道府県)
計画の連携	計画の進行管理体制	○	○	○
	地域新エネルギービジョンとの連携	○	—	×
	地域新エネルギービジョン目標との連動性	×	—	—
	地域新エネルギービジョン担当部署との連携	○	—	×
	他マスタープランとの連携	ローカルアジェンダ、 環境基本計画、 廃棄物に関する諸計画	環境基本計画	環境基本計画
率先実行計画策定状況等 *17.10時点	率先実行計画策定の有無	○	○	○
	市町村の推進計画策定数	—	—	1
	市町村の率先実行計画策定数	9	7	14
	推進センター指定状況	—	(財)島根ふれあい環境財団21	(財)岡山県環境保全事業団
	活動推進員の委嘱数	0	91	69
	地域協議会の登録数	3	0	4

都道府県における地域推進計画の策定状況 (12/16)

		広島県	山口県	徳島県
策定	策定有無	○	○	○
	策定年度	H15 2003	H10 1998	H17 2006
目標設定	削減対象	温室効果ガス	二酸化炭素	温室効果ガス
	削減目標	2%削減	10%削減	6%削減
	総量目標/原単位目標	総量目標	総量目標	総量目標
	基準年度	1990年度	1990年	1990年
	目標年度	2010年度	2010年	2010年
	部門別削減目標(削減量)の設定	○	—	—
	対策メニュー別削減目標(削減量)の設定	○	—	○
計画の見直し年次の設定	—	—	—	
主な内容	重点施策		<p>【プロジェクト】</p> <p>地球となかよし県民運動 1998年度開始。県民運動の強調期間を設定し、重点的な啓発や行動等を実施</p> <p>・主催 山口県、市町村 ・推進母体 快適なくらしづくり山口県推進協議会 ・運動協調月間 環境月間 さわやかやまぐち環境デー 夏の省エネ総点検の日 リサイクル運動推進月間 地球温暖化防止月間 省エネルギー月間</p>	<p>(1) 温暖化対策の総合的推進例： ①先導的調査研究体制の整備 ②新エネルギーの導入の推進 ③環境教育・環境学習の推進 ④エコイベントシステムの導入 ⑤広域的な取り組みの推進 (2) 県民生活対策の推進例： ①環境首都とくしま憲章の浸透 ②ハイブリッド自動車の導入促進 ③交通渋滞緩和・交通システムの整備 (4) 事業活動対策の推進 (5) 二酸化炭素の吸収源対策の推進 (6) 県の率先した取り組みの徹底</p>
	財政措置等支援 *推進計画に記載された内容を中心に抽出	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全資金融資制度 中小企業者の省エネ設備及び新エネの導入に対する支援 事業者に対するISO14001の認証取得の普及・拡大 中小企業事業者の低公害車等の導入に対する支援 研究開発補助金等の助成制度 事業者による新エネ・省エネに係る技術開発等に対する支援 ESCO (Energy Service Company) 事業の普及 省エネ効果をESCO事業者が保障し、改修に要した設備資金や金利返済等を全て省エネによる経費削減分で補うESCO事業の促進 廃棄物に関する経済的手法 ごみ収集有料化の 	<ul style="list-style-type: none"> 融資制度による支援等 環境保全施設整備等資金貸付金(中小事業者における省エネ型設備等の導入への支援) 特別資金⑤省エネ・リサイクル(中小企業協調融資制度貸付金) 事業所等ハイブリッド自動車導入促進事業費補助金 地方バス路線対策事業(地方バス路線維持費補助) 	
現状・将来の排出量	部門別・ガス別の排出実態の把握	○	○	○
	2010年前後におけるBAU排出量の推計	○	○	○
	BAU排出量推計の前提条件の明示	○ 国の長期エネルギー需給見通し等より推計	○ 部門別に過去の傾向より推計	○
対策・推進体制	ガイドラインに示された算定方法の適用	○	△	—
	他の都道府県との連携等	—	—	—
	計画の進行管理体制	○	○	○
計画の連携	地域新エネルギービジョンとの連携	○	○	—
	地域新エネルギービジョン目標との連動性	×	○	—
	地域新エネルギービジョン担当部署との連携	○	○	—
	他マスタープランとの連携	環境基本計画、 廃棄物に関する諸計画	環境基本計画	環境基本計画
率先実行計画策定状況等 *H17.10時点	率先実行計画策定の有無	○	○	○
	市町村の推進計画策定数	1	2	—
	市町村の率先実行計画策定数	19	7	29
	推進センター指定状況	(財) 広島県環境保全協会	(財) 山口県予防保健協会	—
	活動推進員の委嘱数	68	193	72
	地域協議会の登録数	8	3	1

都道府県における地域推進計画の策定状況 (13/16)

		香川県	愛媛県	高知県
策定	策定有無	(○) 環境基本計画	○	○
	策定年度	H13 2001	H13 2001	H15 2003
目標設定	削減対象	二酸化炭素	温室効果ガス	温室効果ガス
	削減目標	2010年度までに198万t-Cにする (1990年度比、約6%削減に相当)	6%削減	県民・事業者：7.7%削減、 総排出量：2.9%削減
	総量目標/原単位目標	総量目標	総量目標	総量目標
	基準年度	(1990年度)	1990年	1990年
	目標年度	2010年度	2010年	2010年
	部門別削減目標(削減量)の設定	—	○	○
	対策メニュー別削減目標(削減量)の設定	—	○	—
主な内容	計画の見直し年次の設定	—	2006年度	—
	重点施策			
現状・将来の排出量	部門別・ガス別の排出実態の把握	—	○	○
	2010年前後におけるBAU排出量の推計	—	○	○
対策・推進体制	BAU排出量推計の前提条件の明示	—	県の各種計画及び、ヒアリング、国の計画等を参考に推計	○ 部門別の近年の傾向より推計
	BAU排出量推計にあたっての人口予測	—	県予測	×
	ガイドラインに示された算定方法の適用	△	○	△
計画の連携	他の都道府県との連携等	○ (近隣県)	—	—
	計画の進行管理体制	○	○	○
	地域新エネルギービジョンとの連携	×	×	○
	地域新エネルギービジョン目標との連動性	—	—	×
率先実行計画策定状況等 *17.10時点	地域新エネルギービジョン担当部署との連携	○	×	○
	他マスタープランとの連携	ローカルアクション	えひめ循環型社会推進計画、 新しい愛媛林政計画	ローカルアクション、 環境基本計画
率先実行計画策定状況等 *17.10時点	率先実行計画策定の有無	○	○	○
	市町村の推進計画策定数	1	1	—
	市町村の率先実行計画策定数	8	9	8
	推進センター指定状況	—	特定非営利法人 愛媛県環境保全協会	—
	活動推進員の委嘱数	0	86	0
	地域協議会の登録数	0	0	1

都道府県における地域推進計画の策定状況 (14/16)

		福岡県	佐賀県	長崎県
策定	策定有無	○	○	○
	策定年度	H17 2005	H15 2003	H7 1995
目標設定	削減対象	温室効果ガス	温室効果ガス ・二酸化炭素	二酸化炭素
	削減目標	1990年度比6%削減	CO2：県民1人あたり毎年1%ずつ削減	1990年レベルに抑制
	総量目標/原単位目標	総量目標	原単位目標	総量目標
	基準年度	1990年	1990年	1990年
	目標年度	2010年	2010年	2010年
	部門別削減目標(削減量)の設定	○	—	—
	対策メニュー別削減目標(削減量)の設定	○	—	—
主な内容	計画の見直し年次の設定	○(国の見直し状況を考慮)	—	—
	重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、民間団体、事業者、行政の各主体がそれぞれの役割を踏まえて、3ステップアプローチに基づいて総合的に対策を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の適正利用 ・地域新エネルギー利用促進 ・家庭における地球温暖化防止 ・産業・事業活動における地球温暖化防止 ・森林による二酸化炭素の吸収源 ・環境教育・環境学習の推進 	
	財政措置等支援 *推進計画に記載された内容を中心に抽出		<ul style="list-style-type: none"> ・事業者のアイドリングストップ装置や燃料計の導入資金の支援 ・公共交通機関の利用促進のためバス運賃対策(100円バス等)を支援 ・事業所等が省エネ診断を受診する際の費用の一部支援 ・事業所等が省エネ型ボイラーやモーターを導入する際の費用の一部支援 ・市町村の省エネ診断受診資金を支援 ・市町村の省エネ設備導入資金を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネタイプの設備導入に対する資金の活用 ・脱フロン対策の推進のための設備導入における資金の支援の検討 ・「環境緑化基金」による緑化事業への補助
現状・将来の排出量	部門別・ガス別の排出実態の把握	○	○	—
	2010年前後におけるBAU排出量の推計	○	○	○
	BAU排出量推計の前提条件の明示	○	『佐賀県総合計画』等を参考として推計	○ 人口は据え置きし、部門別の近年の傾向を参考に推計
対策・推進体制	BAU排出量推計にあたっての人口予測	○	県予測	県予測
	ガイドラインに示された算定方法の適用	○	○	○
	他の都道府県との連携等	—	—	—
計画の連携	計画の進行管理体制	○	○	○
	地域新エネルギービジョンとの連携	—	○	×
	地域新エネルギービジョン目標との連動性	—	×	—
	地域新エネルギービジョン担当部署との連携	○	○	○
	他マスタープランとの連携	環境基本計画	環境基本計画	廃棄物に関する諸計画
率先実行計画策定状況等 *H17.10時点	率先実行計画策定の有無	○	○	○
	市町村の推進計画策定数	8	—	1
	市町村の率先実行計画策定数	20	8	24
	推進センター指定状況	(財)九州環境管理協会	特定非営利活動法人さが環境推進センター	特定非営利活動法人環境カウンセリング協会長崎
	活動推進員の委嘱数	93	40	10
	地域協議会の登録数	4	1	2

都道府県における地域推進計画の策定状況 (15/16)

		熊本県	大分県	宮崎県
策定	策定有無	○	○	○
	策定年度	H13 2001	H17 2005	H9 1997
目標設定	削減対象	温室効果ガス	温室効果ガス	温室効果ガス ・二酸化炭素
	削減目標	6%削減		GHG: 37%、 CO2: 7%削減
	総量目標/原単位目標	総量目標	総量目標	総量目標
	基準年度	1990年	2002年	1990年
	目標年度	2010年	2010年	2010年
	部門別削減目標(削減量)の設定	—	○	○
	対策メニュー別削減目標(削減量)の設定	—	—	—
	計画の見直し年次の設定	2005年	—	—
主な内容	重点施策		<ul style="list-style-type: none"> ・省資源・省エネルギー型ライフスタイル・ワークスタイルの確立 ・自動車の環境に配慮した利用 ・エコ建築の推進 ・環境に配慮した交通・物流体系の整備 ・クリーンエネルギーランドの実現 ・廃棄物の原料化・リサイクルの推進 ・森林の適正な管理・保全 ・県民総参加の森林づくりの推進 ※特に、廃棄物分野に重点を置き、「ごみゼロおおいた作戦」等をもとに、廃棄物の削減を通じた温室効果ガスの削減取組を推進するとしている。	【県からのよびかけ】 宮崎から止める地球温暖化 ・省エネにチャレンジ 節電・省エネ行動20項目を紹介し、県民一人一人が実行可能なものから取り組んでいくことを推進 ・省エネ家計簿にチャレンジ 電気・ガス等の領収書から二酸化炭素排出量を計算しチェックすることを喚起
	財政措置等支援 *推進計画に記載された内容を中心に抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業等設備導入資金 ・中小企業高度化資金 ・生活環境保全施設等設備資金 ・ISO取得支援事業(ISO14001認証取得に係る補助制度) ・農業改良資金貸付制度、農業近代化資金貸付制度等 ・環境保全型畜産経営育成事業 ・新エネルギー普及啓発事業 ・環境にやさしい自動車購入資金融資制度 ・地方税の軽減措置 ・新税の導入検討(産業廃棄物の埋立等に対する法定外目的税) 		※県独自の助成制度について検討する
現状・将来の排出量	部門別・ガス別の排出実態の把握	○	○	○
	2010年前後におけるBAU排出量の推計	○	○	○
	BAU排出量推計の前提条件の明示	△	○ 各部門・分野ごとに、過去のトレンド等より将来エネルギー消費量等を予測	○ 県の総合計画等を参考に推計
対策・推進体制	BAU排出量推計にあたっての人口予測	×	×	県予測
	ガイドラインに示された算定方法の適用	△	○	○
	他の都道府県との連携等	—	—	—
計画の連携	計画の進行管理体制	○	○	○
	地域新エネルギービジョンとの連携	×	—	×
	地域新エネルギービジョン目標との連動性	—	—	—
	地域新エネルギービジョン担当部署との連携	×	—	○
	他マスタープランとの連携	環境基本計画、 地球温暖化対策地域推進計画、 交通に関する諸計画、 廃棄物に関する諸計画	環境基本計画 大分県エコエネルギー導入促進条例 ごみゼロおおいた作戦	環境基本計画
率先実行計画策定状況等 *H17.10時点	率先実行計画策定の有無	○	○	○
	市町村の推進計画策定数	1	—	—
	市町村の率先実行計画策定数	36	5	19
	推進センター指定状況	—	NPO法人 緑の工房ななぐらす	特定非営利活動法人 宮崎文化本舗
	活動推進員の委嘱数	116	126	105
	地域協議会の登録数	5	0	1

都道府県における地域推進計画の策定状況 (16/16)

		鹿児島県	沖縄県
策定	策定有無	○	○
	策定年度	H16 2004	H15 2003
目標設定	削減対象	温室効果ガス	温室効果ガス
	削減目標	1.1%削減	8%削減
	総量目標／原単位目標	総量目標	総量目標
	基準年度	2002	2000年度
	目標年度	2010	2010年度
	部門別削減目標（削減量）の設定	○	○
	対策メニュー別削減目標（削減量）の設定	—	○
計画の見直し年次の設定	△（年次は明示せず）	—	
主な内容	重点施策	<p>1. 計画の総合的な推進</p> <p>① 地球にやさしい県民運動推進会議を中心とした取組の推進（県民運動の展開）</p> <p>② 県地球温暖化防止活動推進センターによる普及啓発の推進、地球温暖化防止活動インストラクターを活用した取組の推進</p> <p>③ 森林吸収源対策プランに基づく適切な森林整備など</p> <p>2. 県民に対する施策</p> <p>① 講演会の開催等による普及啓発 環境フェア、シンポジウム、研修会の開催</p> <p>② 省エネルギー型家電製品の普及促進</p> <p>3. 事業者に対する施策</p> <p>① 二酸化炭素排出抑制対策促進事業実施民生業務部門での排出実態調査、マニュアル作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主体別の具体的な取組みを設定 ・「家庭でできる省エネ10箇条」 ・「事業者の部門別重点取組」 ・「行政の部門別重点取組」
	財政措置等支援 *推進計画に記載された内容を中心に抽出		<ul style="list-style-type: none"> ・融資制度の提供を通じて、中小事業者における省エネルギー型設備の導入や省エネルギーに資する技術開発等を促進
現状・将来の排出量	部門別・ガス別の排出実態の把握	○	○
	2010年前後におけるBAU排出量の推計	○	○
	BAU排出量推計の前提条件の明示	○ 県の総合計画を参考に推計	○ 過去の傾向、ヒアリング等を参考にケース分けして推計
	BAU排出量推計にあたっての人口予測	県予測	—
対策・推進体制	ガイドラインに示された算定方法の適用	○	○
	他の都道府県との連携等	—	—
	計画の進行管理体制	○	○
計画の連携	地域新エネルギービジョンとの連携	○	○
	地域新エネルギービジョン目標との連動性	○	○
	地域新エネルギービジョン担当部署との連携	—	○
	他マスタープランとの連携	環境基本計画、緑化の推進に関する諸計画	ローカルアクション、環境基本計画
率先実行計画策定状況等 *H17.10時点	率先実行計画策定の有無	○	○
	市町村の推進計画策定数	—	—
	市町村の率先実行計画策定数	10	1
	推進センター指定状況	(財)鹿児島県環境技術協会	(財)沖縄県公衆衛生協会
	活動推進員の委嘱数	10	35
	地域協議会の登録数	4	1

参考資料 2

温室効果ガス排出量計算のための算定式
及び排出係数一覧

1. エネルギー起源 CO₂

(1) 燃料の使用

<算定式、単位発熱量及び排出係数>

算定式	燃料種	単位発熱量		
		単位	値	値
			(～99年度)	(00年度～)
(燃料種ごとに) 燃料 使用量×単位発熱量× 排出係数×44/12	原料炭	GJ/t	31.8	28.9
	一般炭	GJ/t	26.0	26.6
	無煙炭	GJ/t	27.2	27.2
	コークス	GJ/t	30.1	30.1
	石油コークス	GJ/t	35.6	35.6
	コールタール	GJ/t	37.3	37.3
	石油アスファルト	GJ/t	-	41.9
	コンデンセート (NGL)	GJ/kl	33.9	35.3
	原油 (コンデンセート (NGL) を除く。)	GJ/kl	38.7	38.2
	ガソリン	GJ/kl	35.2	34.6
	ナフサ	GJ/kl	33.5	34.1
	ジェット燃料油	GJ/kl	36.4	36.7
	灯油	GJ/kl	37.3	36.7
	軽油	GJ/kl	38.5	38.2
	A重油	GJ/kl	38.9	39.1
	B・C重油	GJ/kl	41.0	41.7
	液化石油ガス (LPG)	GJ/t	50.2	50.2
	石油系炭化水素ガス	GJ/1,000Nm ³	39.3	44.9
	液化天然ガス (LNG)	GJ/t	54.4	54.5
	天然ガス (液化天然ガス (LNG) を除く。)	GJ/1,000Nm ³	41.0	40.9
	コークス炉ガス	GJ/1,000Nm ³	20.1	21.1
	高炉ガス	GJ/1,000Nm ³	3.3	3.41
	転炉ガス	GJ/1,000Nm ³	8.4	8.41
都市ガス	GJ/1,000Nm ³	41.9	41.1	

※標準発熱量の改訂に伴い、2000年度以降とそれ以前で値が異なる点に留意が必要。

※発熱量は、高位発熱量（総発熱量）を採用している。

燃料種	排出係数		燃料種	排出係数	
	単位	値		単位	値
原料炭	tC/GJ	0.0245	灯油	tC/GJ	0.0185
一般炭	tC/GJ	0.0247	軽油	tC/GJ	0.0187
無煙炭	tC/GJ	0.0255	A重油	tC/GJ	0.0189
コークス	tC/GJ	0.0294	B・C重油	tC/GJ	0.0195
石油コークス	tC/GJ	0.0254	液化石油ガス (LPG)	tC/GJ	0.0163
コールタール	tC/GJ	0.0209	石油系炭化水素ガス	tC/GJ	0.0142
石油アスファルト	tC/GJ	0.0208	液化天然ガス (LNG)	tC/GJ	0.0135
コンデンセート (NGL)	tC/GJ	0.0184	天然ガス (液化天然ガス (LNG) を除く。)	tC/GJ	0.0139
原油 (コンデンセート (NGL) を除く。)	tC/GJ	0.0187	コークス炉ガス	tC/GJ	0.0110
ガソリン	tC/GJ	0.0183	高炉ガス※	tC/GJ	0.0266
ナフサ	tC/GJ	0.0182	転炉ガス	tC/GJ	0.0384
ジェット燃料油	tC/GJ	0.0183	都市ガス※	tC/GJ	0.0138

※高炉ガスと都市ガスは、より正確には以下の通り毎年度排出係数が異なる。

[tC/GJ]

年度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
高炉ガス	0.0273	0.0272	0.0271	0.0271	0.0270	0.0269	0.0269	0.0268
都市ガス	0.0140	0.0140	0.0140	0.0140	0.0140	0.0140	0.0139	0.0139
年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	
高炉ガス	0.0267	0.0266	0.0266	0.0265	0.0265	0.0265	0.0266	
都市ガス	0.0138	0.0138	0.0138	0.0138	0.0137	0.0137	0.0138	

※上表で示す排出係数は炭素換算値であり、CO₂換算値にするためには44/12を乗ずる必要がある。

(2) 他人から供給された電気の使用

<算定式及び排出係数>

算定式
CO ₂ 排出量 = 電気使用量 × 排出係数

排出係数については、電力会社の排出係数が分かっている場合には、その係数を用いることが望ましい。排出係数に関する情報や供給元の特定が不可能な場合は、算定・報告・公表制度の省令で用いられている0.000555 tCO₂/kWhを使うことが考えられる（本編P24参照）。

なお、温室効果ガスの排出削減のための個別対策の導入による削減効果については、対策によって削減効果が見込まれる期間に影響を受ける電源が想定できる場合には当該電源の排出係数を電気の削減量に乗じて算定する等、個々の対策の実態に即した合理的な方法により評価する必要がある。

(3) 他人から供給された熱の使用

<算定式及び排出係数>

算定式	区分	単位	排出係数
(熱の種類ごとに) 熱使用量× 排出係数	産業用蒸気	tCO ₂ /GJ	0.060
	蒸気(産業用のものは除く。)、 温水、冷水	tCO ₂ /GJ	0.057

2. 工業プロセス等（エネルギー起源 CH₄、N₂O を含む）

（1）工業プロセスから発生する CO₂

<算定式及び排出係数>

対象となる排出活動	算定式	区分	単位	排出係数
セメントの製造	セメントクリンカー製造量×排出係数	—	tCO ₂ /t	0.510
生石灰の製造	(原料種ごとに) 使用量×排出係数	石灰石	tCO ₂ /t	0.428
		ドロマイト	tCO ₂ /t	0.449
ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造	(原料種ごとに) 使用量×排出係数	石灰石	tCO ₂ /t	0.440
		ドロマイト	tCO ₂ /t	0.471

（2）工業プロセスから発生する CH₄

<算定式及び排出係数>

対象となる排出活動	算定式	区分	単位	排出係数
カーボンブラック等 化学製品の製造	(製品の種類ごとに) 製品製造量×排出係数	カーボンブラック	tCH ₄ /t	0.00035
		コークス	tCH ₄ /t	0.00013
		エチレン	tCH ₄ /t	0.000015
		1,2-ジクロロエタン	tCH ₄ /t	0.0000050
		スチレン	tCH ₄ /t	0.000031
		メタノール	tCH ₄ /t	0.0020

（3）燃料の燃焼に伴い発生する CH₄

<算定式及び排出係数>

算定式	区分	燃料種	排出係数	
			単位	値
(燃料種・炉種ごとに) 燃料使用量×単位発熱量×排出係数	ボイラー	木材、木炭	tCH ₄ /GJ	0.000074
		パルプ廃液	tCH ₄ /GJ	0.0000039
	焙焼炉、焼結炉（無機化学工業品用）、か焼炉、ペレット焼成炉（無機化学工業品用）、金属溶解炉（銅、鉛及び亜鉛を除く、精製用及び鑄造用）、セメント焼成炉、ガラス熔融炉、その他の熔融炉、反応炉（無機化学工業品用（カーボンブラックを除く。）及び食料品用） 直火炉（無機化学工業品用（カーボンブラックを除く。）及び食料品用）	固体燃料	tCH ₄ /GJ	0.000012
	焼結炉（銅、鉛及び亜鉛用）、	一般炭、		

算定式	区分	燃料種	排出係数	
			単位	値
	溶鋳炉（銅、鉛及び亜鉛用）、溶解炉（銅、鉛及び亜鉛用）	コークス		
	焙焼炉、焼結炉（無機化学工業品用）、か焼炉、ペレット焼成炉（無機化学工業品用）、金属溶解炉（銅、鉛及び亜鉛を除く、精製用及び鑄造用）、セメント焼成炉、ガラス熔融炉、その他の熔融炉、反応炉（無機化学工業品用（カーボンブラックを除く。）及び食料品用）直火炉（無機化学工業品用（カーボンブラックを除く。）及び食料品用）、焼結炉（銅、鉛及び亜鉛用）、溶解炉（銅、鉛及び亜鉛用）	気体燃料	tCH ₄ /GJ	0.00000063
	焼結炉（鉄鋼用、非鉄金属（銅、鉛及び亜鉛を除く。）用）		tCH ₄ /GJ	0.000030
	ペレット焼成炉（鉄鋼用、非鉄金属用）		tCH ₄ /GJ	0.00000016
	セメント原料乾燥炉、レンガ原料乾燥炉、骨材乾燥炉、鋳型乾燥炉		tCH ₄ /GJ	0.000027
	洗剤乾燥炉、その他の乾燥炉		tCH ₄ /GJ	0.00000034
	ガス機関（航空機、自動車又は船舶に使われるものを除く）、ガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に使われるものを除く）	液体燃料、気体燃料	tCH ₄ /GJ	0.000054
	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具	一般炭、練炭又は豆炭	tCH ₄ /GJ	0.000029
		灯油	tCH ₄ /GJ	0.00000095
		LPG、都市ガス	tCH ₄ /GJ	0.00000045

(4) 燃料の燃焼に伴い発生する N₂O

<算定式及び排出係数>

算定式	区分	燃料種	排出係数	
			単位	値
(燃料種・炉種ごとに) 燃料使用量×単位発熱量×排出係数	常圧流動床ボイラー	固体燃料	tN ₂ O/GJ	0.000054
	加圧流動床ボイラー	固体燃料	tN ₂ O/GJ	0.0000050
	ボイラー (流動床以外)	固体燃料	tN ₂ O/GJ	0.00000058
		BC重油・原油	tN ₂ O/GJ	0.000000017
	ガス加熱炉	液体燃料、 気体燃料	tN ₂ O/GJ	0.00000000069
	石油加熱炉	液体燃料		
焙焼炉、焼結炉 (鉄鋼用、非鉄金属 (銅、鉛及び亜鉛を除く。)) 用及び無機化学工業品用)、か焼炉 (鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用)、ペレット焼成炉 (鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用)、金属溶解炉 (銅、鉛及び亜鉛を除く、精製用及び鑄造用)、セメント焼成炉、レンガ焼成炉、ドロマイト焼成炉、石灰焼成炉、炭素焼成炉、陶磁器焼成炉、その他の焼成炉、ガラス熔融炉、その他の熔融炉、反応炉 (無機化学工業品用及び食料品用)、直火炉 (無機化学工業品用及び食料品用)、セメント原料乾燥炉、レンガ原料乾燥炉、骨材乾燥炉、鑄型乾燥炉、洗剤乾燥炉、その他の乾燥炉	焙焼炉、焼結炉 (鉄鋼用、非鉄金属 (銅、鉛及び亜鉛を除く。)) 用及び無機化学工業品用)、か焼炉 (鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用)、ペレット焼成炉 (鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用)、金属溶解炉 (銅、鉛及び亜鉛を除く、精製用及び鑄造用)、セメント焼成炉、レンガ焼成炉、ドロマイト焼成炉、石灰焼成炉、炭素焼成炉、陶磁器焼成炉、その他の焼成炉、ガラス熔融炉、その他の熔融炉、反応炉 (無機化学工業品用及び食料品用)、直火炉 (無機化学工業品用及び食料品用)、セメント原料乾燥炉、レンガ原料乾燥炉、骨材乾燥炉、鑄型乾燥炉、洗剤乾燥炉、その他の乾燥炉	固体燃料	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	焼結炉 (銅、鉛及び亜鉛用)、溶鋳炉 (銅、鉛及び亜鉛用)、溶解炉 (銅、鉛及び亜鉛用)	一般炭、 コークス		
焙焼炉、焼結炉 (鉄鋼用、非鉄金属 (銅、鉛及び亜鉛を除く。)) 用及び無機化学工業品用)、か焼炉 (鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用)、ペレット焼成炉 (鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用)、金属溶解炉 (銅、鉛及び亜鉛を除く、精製用及び鑄造用)、金属鍛造炉、金属圧延加熱炉、金属熱処理炉、セメント焼成炉、レンガ焼成炉、ドロマイト焼成炉、石灰焼成炉、炭素焼成炉、陶磁器焼成炉、その他の焼成炉、ガラス熔融炉、その他の熔融炉、反応炉 (無機化学工業品用及び食料品用)、直火炉 (無機化学工業品用及び食料品用)、セメント原料乾燥炉、レンガ原料乾燥炉、骨材乾燥炉、鑄型乾燥炉、洗剤乾燥炉、その他の乾燥炉	焙焼炉、焼結炉 (鉄鋼用、非鉄金属 (銅、鉛及び亜鉛を除く。)) 用及び無機化学工業品用)、か焼炉 (鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用)、ペレット焼成炉 (鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用)、金属溶解炉 (銅、鉛及び亜鉛を除く、精製用及び鑄造用)、金属鍛造炉、金属圧延加熱炉、金属熱処理炉、セメント焼成炉、レンガ焼成炉、ドロマイト焼成炉、石灰焼成炉、炭素焼成炉、陶磁器焼成炉、その他の焼成炉、ガラス熔融炉、その他の熔融炉、反応炉 (無機化学工業品用及び食料品用)、直火炉 (無機化学工業品用及び食料品用)、セメント原料乾燥炉、レンガ原料乾燥炉、骨材乾燥炉、鑄型乾燥炉、洗剤乾燥炉、その他の乾燥炉	液体燃料	tN ₂ O/GJ	0.0000010

算定式	区分	燃料種	排出係数	
			単位	値
	乾燥炉、焼結炉（銅、鉛及び亜鉛用）、溶解炉（銅、鉛及び亜鉛用）			
	焙焼炉、焼結炉（鉄鋼用、非鉄金属（銅、鉛及び亜鉛を除く。）用及び無機化学工業品用）、か焼炉（鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用）、ペレット焼成炉（鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用）、金属溶解炉（銅、鉛及び亜鉛を除く、精製用及び鑄造用）、金属鍛造炉、金属圧延加熱炉、金属熱処理炉、セメント焼成炉、レンガ焼成炉、ドロマイト焼成炉、石灰焼成炉、炭素焼成炉、陶磁器焼成炉、その他の焼成炉、ガラス熔融炉、その他の熔融炉、反応炉（無機化学工業品用及び食料品用）、直火炉（無機化学工業品用及び食料品用）、セメント原料乾燥炉、レンガ原料乾燥炉、骨材乾燥炉、鑄型乾燥炉、洗剤乾燥炉、その他の乾燥炉、焼結炉（銅、鉛及び亜鉛用）、溶解炉（銅、鉛及び亜鉛用）	気体燃料	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	触媒再生塔	固体燃料	tN ₂ O/GJ	0.00000072
	ガスタービン（航空機又は船舶に用いられるものを除く）	液体燃料、 気体燃料	tN ₂ O/GJ	0.000000078
	ディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く）	液体燃料、 気体燃料	tN ₂ O/GJ	0.00000017
	ガス機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く）、ガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く）	液体燃料、 気体燃料	tN ₂ O/GJ	0.000000062
	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブ その他の事業者が事業活動の用に 供する機械器具	一般炭、練炭又は豆炭	tN ₂ O/GJ	0.00000013
		灯油	tN ₂ O/GJ	0.000000057
		LPG、都市ガス	tN ₂ O/GJ	0.000000090

(5) 自動車の走行に伴い発生する CH₄ 及び N₂O

<算定式及び排出係数>

算定式
CH ₄ 排出量/N ₂ O排出量 = (自動車種毎に) 走行キロ × 排出係数

[gCH₄/km]

年度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
ガソリン乗用車	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015
LPG 乗用車	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015
ガソリンバス	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035
ガソリン軽乗用車	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008
ガソリン普通貨物車	0.016	0.015	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012	0.012
ガソリン小型貨物車	0.022	0.022	0.022	0.021	0.021	0.021	0.021	0.021
ガソリン軽貨物	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020
ガソリン特種用途車	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035
ディーゼル乗用車	0.011	0.011	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012
ディーゼルバス	0.019	0.019	0.018	0.018	0.018	0.018	0.018	0.018
ディーゼル普通貨物車	0.017	0.016	0.016	0.016	0.016	0.016	0.016	0.016
ディーゼル小型貨物車	0.0088	0.0091	0.0092	0.0092	0.0092	0.0091	0.0089	0.0087
ディーゼル特種用途車	0.017	0.017	0.016	0.016	0.015	0.015	0.015	0.014
天然ガス乗用車	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013
天然ガス軽自動車	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013
天然ガス小型貨物車	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020
天然ガス普通貨物車	0.366	0.366	0.366	0.366	0.366	0.366	0.366	0.366
天然ガス特種用途車	0.414	0.414	0.414	0.414	0.414	0.414	0.414	0.414
天然ガスバス	1.098	1.098	1.098	1.098	1.098	1.098	1.098	1.098
年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	
ガソリン乗用車	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012	
LPG 乗用車	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012	
ガソリンバス	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035	
ガソリン軽乗用車	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007	0.004	
ガソリン普通貨物車	0.012	0.011	0.012	0.015	0.015	0.018	0.022	
ガソリン小型貨物車	0.021	0.021	0.021	0.021	0.020	0.018	0.017	
ガソリン軽貨物	0.020	0.020	0.019	0.019	0.018	0.016	0.015	
ガソリン特種用途車	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035	
ディーゼル乗用車	0.012	0.012	0.012	0.013	0.013	0.013	0.013	
ディーゼルバス	0.018	0.017	0.017	0.017	0.017	0.017	0.017	
ディーゼル普通貨物車	0.016	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	
ディーゼル小型貨物車	0.0084	0.0082	0.0079	0.0076	0.0076	0.0076	0.0076	
ディーゼル特種用途車	0.014	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	
天然ガス乗用車	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	
天然ガス軽自動車	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	
天然ガス小型貨物車	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	
天然ガス普通貨物車	0.366	0.366	0.366	0.366	0.366	0.366	0.366	
天然ガス特種用途車	0.414	0.414	0.414	0.414	0.414	0.414	0.414	
天然ガスバス	1.098	1.098	1.098	1.098	1.098	1.098	1.098	

[gN20/km]

年度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
ガソリン乗用車	0.024	0.024	0.024	0.024	0.024	0.024	0.024	0.023
LPG乗用車	0.024	0.024	0.024	0.024	0.024	0.024	0.024	0.023
ガソリンバス	0.045	0.045	0.044	0.044	0.049	0.046	0.049	0.047
ガソリン軽乗用車	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015
ガソリン普通貨物車	0.039	0.039	0.039	0.039	0.039	0.041	0.042	0.040
ガソリン小型貨物車	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.021	0.021	0.021
ガソリン軽貨物	0.024	0.024	0.024	0.024	0.024	0.024	0.024	0.024
ガソリン特種用途車	0.040	0.040	0.040	0.040	0.040	0.042	0.041	0.040
ディーゼル乗用車	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
ディーゼルバス	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025
ディーゼル普通貨物車	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015
ディーゼル小型貨物車	0.009	0.009	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010
ディーゼル特種用途車	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025
天然ガス乗用車	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002
天然ガス軽自動車	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002
天然ガス小型貨物車	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002
天然ガス軽貨物	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002
天然ガス普通貨物車	0.0128	0.0128	0.0128	0.0128	0.0128	0.0128	0.0128	0.0128
天然ガス特種用途車	0.0145	0.0145	0.0145	0.0145	0.0145	0.0145	0.0145	0.0145
天然ガスバス	0.0384	0.0384	0.0384	0.0384	0.0384	0.0384	0.0384	0.0384
年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	
ガソリン乗用車	0.022	0.022	0.020	0.019	0.017	0.015	0.014	
LPG乗用車	0.022	0.022	0.020	0.019	0.017	0.015	0.014	
ガソリンバス	0.047	0.044	0.043	0.043	0.043	0.041	0.041	
ガソリン軽乗用車	0.015	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.010	
ガソリン普通貨物車	0.039	0.039	0.039	0.039	0.039	0.039	0.039	
ガソリン小型貨物車	0.021	0.021	0.021	0.020	0.019	0.017	0.015	
ガソリン軽貨物	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	0.017	0.015	
ガソリン特種用途車	0.038	0.038	0.038	0.038	0.035	0.035	0.035	
ディーゼル乗用車	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	
ディーゼルバス	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	
ディーゼル普通貨物車	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.014	0.014	
ディーゼル小型貨物車	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.009	
ディーゼル特種用途車	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	
天然ガス乗用車	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	
天然ガス軽自動車	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	
天然ガス小型貨物車	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	
天然ガス軽貨物	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	
天然ガス普通貨物車	0.0128	0.0128	0.0128	0.0128	0.0128	0.0128	0.0128	
天然ガス特種用途車	0.0145	0.0145	0.0145	0.0145	0.0145	0.0145	0.0145	
天然ガスバス	0.0384	0.0384	0.0384	0.0384	0.0384	0.0384	0.0384	

3. 廃棄物分野

(1) 廃棄物の焼却に伴い発生する CO₂

<算定式及び排出係数>

対象となる排出活動	算定方法	区分	単位	排出係数
一般廃棄物	(廃棄物の種類ごとに) 廃棄物焼却量(乾燥ベース)×排出係数	プラスチック	tCO ₂ /t	2.69
		合成繊維くず	tCO ₂ /t	2.29
産業廃棄物	(廃棄物の種類ごとに) 廃棄物焼却量(排出ベース)×排出係数	廃油	tCO ₂ /t	2.92
		廃プラスチック類	tCO ₂ /t	2.55
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)	(種類ごとに)特別管理産業廃棄物の焼却量×排出係数	廃油	tCO ₂ /t	2.92
		感染性廃棄物中(プラ)	tCO ₂ /t	2.55

(2) 廃棄物の焼却に伴い発生する CH₄

<算定式及び排出係数>

対象となる排出活動	算定方法	区分	単位	排出係数
一般廃棄物	(炉種ごとに)廃棄物焼却量(排出ベース)×排出係数	連続燃焼式焼却施設	tCH ₄ /t	0.00000096
		准連続燃焼式焼却施設	tCH ₄ /t	0.000072
		バッチ燃焼式焼却施設	tCH ₄ /t	0.000075
産業廃棄物	(炉種ごとに)廃棄物焼却量(排出ベース)×排出係数	汚泥	tCH ₄ /t	0.0000097
		廃油	tCH ₄ /t	0.00000056
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)	特別管理産業廃棄物の焼却量×排出係数	廃油	tCH ₄ /t	0.00000056

(3) 廃棄物の焼却に伴い発生する N₂O

<算定式及び排出係数>

対象となる排出活動	算定方法	区分	単位	排出係数
一般廃棄物	(炉種ごとに)廃棄物焼却量(排出ベース)×排出係数	連続燃焼式焼却施設	tN ₂ O/t	0.0000565
		准連続燃焼式焼却施設	tN ₂ O/t	0.0000534
		バッチ燃焼式焼却施設	tN ₂ O/t	0.0000712
産業廃棄物	(炉種ごとに)廃棄物焼却量(排出ベース)×排出係数	汚泥(高分子・流動床・通常)	tN ₂ O/t	0.00151
		汚泥(高分子・流動床・高温)	tN ₂ O/t	0.000645
		汚泥(高分子・多段炉)	tN ₂ O/t	0.000882
		汚泥(石灰系)	tN ₂ O/t	0.000294

対象となる排出活動	算定方法	区分	単位	排出係数
		汚泥（その他）	tN ₂ O/t	0.000882
		廃油	tN ₂ O/t	0.0000098
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）	（種類ごとに）特別管理産業廃棄物の焼却量×排出係数	廃油	tN ₂ O/t	0.0000098
		感染性廃棄物中（プラ）	tN ₂ O/t	0.00017
		感染性廃棄物中（プラ以外）	tN ₂ O/t	0.000010

（４）埋立処分場から発生するCH₄

<算定式及び排出係数>

対象となる排出活動	算定方法	埋立処分場の構造	廃棄物の種類	単位	排出係数
管理処分場からの排出※	（廃棄物の種類ごとに）最終処分場に埋立された廃棄物の分解量×排出係数	嫌気性	食物くず	tCH ₄ /t	0.145
			紙くず	tCH ₄ /t	0.136
			天然繊維くず	tCH ₄ /t	0.150
			木くず	tCH ₄ /t	0.151
			下水汚泥	tCH ₄ /t	0.133
			し尿処理汚泥	tCH ₄ /t	0.133
			浄水汚泥	tCH ₄ /t	0.0250
			製造業有機物性汚泥	tCH ₄ /t	0.150
		準好気性	食物くず	tCH ₄ /t	0.072
			紙くず	tCH ₄ /t	0.068
			天然繊維くず	tCH ₄ /t	0.075
			木くず	tCH ₄ /t	0.075
			下水汚泥	tCH ₄ /t	0.067
			し尿処理汚泥	tCH ₄ /t	0.067
			浄水汚泥	tCH ₄ /t	0.013
製造業有機物性汚泥	tCH ₄ /t	0.075			

※ 不法処分に伴う排出については、管理処分場からの排出のうち、嫌気性処分の排出係数を用いて推計する。

(5) 有機性廃棄物のコンポスト化に伴う排出 CH₄

算定式	区分※	単位	排出係数
有機性廃棄物のコンポスト化量×排出係数	「dry」の廃棄物	tCH ₄ /t	0.010
	「wet」の廃棄物	tCH ₄ /t	0.0040

※ 排出係数はコンポスト化される有機性廃棄物の水分割合に応じて設定されている。水分割合が50%未満である廃棄物を「dry」、50%以上の廃棄物を「wet」とする。

(6) 有機性廃棄物のコンポスト化に伴う排出 N₂O

算定式	区分※	単位	排出係数
有機性廃棄物のコンポスト化量×排出係数	「dry」の廃棄物	tN ₂ O/t	0.0006
	「wet」の廃棄物	tN ₂ O/t	0.0003

※ 同上

(7) 排水処理に伴い発生する CH₄

<算定式及び排出係数>

	算定方法	区分	単位	排出係数
産業排水の処理	産業排水中の有機物量 (kgBOD) × 排出係数	産業排水処理施設	tCH ₄ /kgBOD	0.0000049
生活・商業排水の処理	終末処理場における下水の処理量 (一次処理量を除く) × 排出係数	終末処理場	tCH ₄ /m ³	0.00000088
		(し尿処理方法ごとに) し尿及び浄化槽汚泥処理量 × 排出係数	し尿処理施設 (嫌気性消化処理)	tCH ₄ /m ³
		し尿処理施設 (好気性消化処理)	tCH ₄ /m ³	0.0000055
		し尿処理施設 (高負荷生物学的脱窒素処理)	tCH ₄ /m ³	0.0000050
		し尿処理施設 (生物学的脱窒素処理 (標準脱窒素処理))	tCH ₄ /m ³	0.0000059
		し尿処理施設 (膜分離処理)	tCH ₄ /m ³	0.0000055
		し尿処理施設 (その他の処理)	tCH ₄ /m ³	0.0000055
		(施設種ごとに) 処理対象人員 × 排出係数	コミュニティ・プラント	tCH ₄ /人
		既存単独処理浄化槽	tCH ₄ /人	0.00020
		浄化槽 (既存単独処理浄化槽を除く。)	tCH ₄ /人	0.0011
		くみ取り便槽	tCH ₄ /人	0.00020
生活排水	未処理のまま公共用	—	tCH ₄ /kgBOD	0.00006

	算定方法	区分	単位	排出係数
の自然界における分解	水域に排出された生活排水中の有機物量 (kgBOD) × 排出係数			

※産業排水処理施設に関する活動量の把握について

産業排水処理施設における流入排水中の有機物量を直接把握することは難しく、把握不法の詳細は「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第4部 廃棄物分科会報告書（平成18年8月 環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会）」の68ページ以降を参照されたい。

※し尿処理施設に関する活動量の把握について

し尿処理施設の処理方式別の、し尿処理施設に投入されたし尿及び浄化槽汚泥量は、し尿処理施設に投入されたし尿及び浄化槽汚泥量に、し尿処理方式別のし尿処理能力割合を乗じて算出する。詳細は「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第4部 廃棄物分科会報告書（平成18年8月 環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会）」の104ページを参照されたい。

※生活排水の自然界における分解に関する活動量の把握について

未処理のまま公共用水域に排出された生活排水中の有機物量は、「単独浄化処理槽及びくみ取り便槽を利用する家庭等における生活雑排水」、「自家処理を行う家庭等における生活雑排水」、「海洋投入処分されたし尿及び浄化槽汚泥」を対象に把握を行う。詳細は「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第4部 廃棄物分科会報告書（平成18年8月 環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会）」の121ページ以降を参照されたい。

（8）排水処理に伴い発生する N₂O

<算定式及び排出係数>

	算定方法	区分	単位	排出係数
産業排水の処理	産業排水中の窒素量 (kgN) × 排出係数	産業排水処理施設	tN ₂ O/kgN	0.0000043
生活・商業排水の処理	終末処理場における下水の処理量（一次処理量を除く）×排出係数	終末処理場	tN ₂ O/m ³	0.00000016
		し尿処理施設（嫌気性消化処理）	tN ₂ O/tN	0.0000045
		し尿処理施設（好気性消化処理）	tN ₂ O/tN	0.0000045
		し尿処理施設（高負荷生物学的脱窒素処理）	tN ₂ O/tN	0.0029
		し尿処理施設（生物学的脱窒素処理（標準脱窒素処理））	tN ₂ O/tN	0.0000045
		し尿処理施設（膜分離処理）	tN ₂ O/tN	0.0024
		し尿処理施設（その他の処理）	tN ₂ O/tN	0.0000045

	算定方法	区分	単位	排出係数
	(施設種ごとに) 処理対象人員×排出係数	コミュニティ・プラント	tN20/人	0.000039
		既存単独処理浄化槽	tN20/人	0.000020
		浄化槽 (既存単独処理浄化槽を除く。)	tN20/人	0.000026
		くみ取り便槽	tN20/人	0.000020
生活排水の自然界における分解	未処理のまま公共用水域に排出された生活排水中の窒素量 (kgN) × 排出係数	—	tN ₂ 0/kgN	0.0000079

※産業排水処理施設に関する活動量の把握について

産業排水処理施設における流入排水中の窒素量を直接把握することは難しく、把握不法の詳細は「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第4部 廃棄物分科会報告書 (平成18年8月 環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会)」の78ページ以降を参照されたい。

※し尿処理施設に関する活動量の把握について

し尿処理施設の処理方式別の、し尿処理施設に投入されたし尿及び浄化槽汚泥中の窒素量は、し尿処理施設に投入されたし尿及び浄化槽汚泥量に、し尿処理施設に投入されたし尿及び浄化槽汚泥中の窒素濃度を乗じて算出する。詳細は「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第4部 廃棄物分科会報告書 (平成18年8月 環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会)」の114ページを参照されたい。

※生活排水の自然界における分解に関する活動量の把握について

未処理のまま公共用水域に排出された生活排水中の窒素量は、「単独浄化処理槽及びくみ取り便槽を利用する家庭等における生活雑排水」、「自家処理を行う家庭等における生活雑排水」、「海洋投入処分されたし尿及び浄化槽汚泥」を対象に把握を行う。詳細は「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第4部 廃棄物分科会報告書 (平成18年8月 環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会)」の130ページ以降を参照されたい。

(9) 廃棄物の燃料代替等としての利用に伴い発生するCO₂

対象となる排出活動	算定方法	区分	単位	排出係数
一般廃棄物	原燃料利用量 (乾燥ベース) × 排出係数	プラスチック (プラ原燃料利用)	tCO ₂ /t	2.77
		プラスチック (コークス炉化学原料)	tCO ₂ /t	1.44
産業廃棄物	廃棄物焼却量 (排出ベース) × 排出係数	廃プラスチック類	tCO ₂ /t	2.55
		(化石燃料由来) 廃油	tCO ₂ /t	2.92
廃タイヤの原料利用	原燃料利用 (乾燥ベース) × 排出係数	廃タイヤ	tCO ₂ /t	1.75

対象となる排出活動	算定方法	区分	単位	排出係数
ごみ固形燃料の燃料利用	(種類ごとに) 燃料 利用量 (乾燥ベース) × 排出係数	RDF	tCO ₂ /t	0.820
		RPF	tCO ₂ /t	1.62

(10) 廃棄物の燃料代替等としての利用に伴い発生する CH₄

対象となる排出活動	算定方法	区分	単位	排出係数
一般廃棄物	原燃料利用量 (排出 ベース) × 排出係数	(熱分解油原料として利 用された) プラスチック	tCH ₄ /t	0.0000076
産業廃棄物	原燃料利用量 (排出 ベース) × 排出係数	(セメント焼成炉におけ る) 廃プラスチック類	tCH ₄ /t	0.00036
		木くず	tCH ₄ /t	0.0011
廃タイヤの原料利用	原燃料利用量 (乾燥 ベース) × 排出係数	(セメント焼成用) 廃タイヤ	tCH ₄ /t	0.00025
ごみ固形燃料の燃料 利用	燃料利用量 (乾燥ベ ース) × 排出係数	(セメント焼成炉におけ る) RPF	tCH ₄ /t	0.00032

※ 一般廃棄物中のプラスチックの排出は、「油化」に限定し、「高炉還元剤」「コークス炉化学原料化」「ガス化」の用途は対象としない。

※ 産業廃棄物中のプラスチックの排出は、「セメント焼成炉燃料」に限定し、「高炉還元剤」「油化」「ガス化」の用途は対象としない。

(11) 廃棄物の燃料代替等としての利用に伴い発生する CH₄

対象となる排出活動	算定方法	区分	単位	排出係数
産業廃棄物	燃料利用量 (排出ベ ース) × 排出係数	(セメント焼成炉におけ る) 廃プラスチック類	tN ₂ O/t	0.000019
		(セメント焼成炉におけ る) 廃油	tN ₂ O/t	0.000046
		木くず	tN ₂ O/t	0.0000084
廃タイヤの原料利用	原燃料利用量 (乾燥 ベース) × 排出係数	(セメント焼成用) 廃タイヤ	tN ₂ O/t	0.000014
		(ボイラー用) 廃タイヤ	tN ₂ O/t	0.000012
ごみ固形燃料の燃料 利用	(種類ごとに) 燃料 利用量 (排出ベース) × 排出係数	(ボイラー用) RDF	tN ₂ O/t	0.000010
		(ボイラー用) RPF	tN ₂ O/t	0.000016
		(セメント焼成炉用) RPF	tN ₂ O/t	0.000018

4. 農業分野

(1) 水田から排出される CH₄

<算定式及び排出係数>

算定式	区分	単位	排出係数
(水田種ごとに) 作付面積×排出係数	間欠灌漑水田	tCH ₄ /m ²	0.000016
	常時湛水田	tCH ₄ /m ²	0.000037

(2) 家畜の飼養に伴い発生する CH₄

<算定式及び排出係数>

算定式	区分	単位	排出係数
(家畜種ごとに) 平均的な飼養頭数×排出係数	乳用牛	tCH ₄ /頭	0.10
	肉用牛	tCH ₄ /頭	0.067
	馬	tCH ₄ /頭	0.018
	めん羊	tCH ₄ /頭	0.0041
	山羊	tCH ₄ /頭	0.0041
	豚	tCH ₄ /頭	0.0011
	水牛	tCH ₄ /頭	0.055

(3) 家畜の排せつ物の管理に伴い発生する CH₄

<算定式及び排出係数>

算定式	区分	単位	排出係数
(家畜のふん尿の管理方法ごとに) ふん尿中の有機物量×排出係数	牛 (尿から分離したふん・天日乾燥)	tCH ₄ /t	0.00013
	牛 (尿から分離したふん・火力乾燥)	tCH ₄ /t	0
	牛 (尿から分離したふん・強制発酵)	tCH ₄ /t	0.00025
	牛 (尿から分離したふん・堆積発酵)	tCH ₄ /t	0.0033
	牛 (尿から分離したふん・焼却)	tCH ₄ /t	0.0040
	牛 (ふんから分離した尿・強制発酵)	tCH ₄ /t	0.00025
	牛 (ふんから分離した尿・浄化)	tCH ₄ /t	0
	牛 (ふんから分離した尿・貯留)	tCH ₄ /t	0.0092
	牛 (ふんと尿との混合物・天日乾燥)	tCH ₄ /t	0.0013
	牛 (ふんと尿との混合物・火力乾燥)	tCH ₄ /t	0
	牛 (ふんと尿との混合物・強制発酵) (乳用牛)	tCH ₄ /t	0.00025
	牛 (ふんと尿との混合物・強制発酵) (肉用牛)	tCH ₄ /t	0.00025
	牛 (ふんと尿との混合物・堆積発酵)	tCH ₄ /t	0.0033
	牛 (ふんと尿との混合物・浄化)	tCH ₄ /t	0
	牛 (ふんと尿との混合物・貯留)	tCH ₄ /t	0.0092
	豚 (尿から分離したふん・天日乾燥)	tCH ₄ /t	0.00013
	豚 (尿から分離したふん・火力乾燥)	tCH ₄ /t	0
	豚 (尿から分離したふん・強制発酵)	tCH ₄ /t	0.00025

算定式	区分	単位	排出係数
	豚（尿から分離したふん・堆積発酵）	tCH ₄ /t	0.013
	豚（尿から分離したふん・焼却）	tCH ₄ /t	0.0040
	豚（ふんから分離した尿・強制発酵）	tCH ₄ /t	0.00025
	豚（ふんから分離した尿・浄化）	tCH ₄ /t	0
	豚（ふんから分離した尿・貯留）	tCH ₄ /t	0.0092
	豚（ふんと尿との混合物・天日乾燥）	tCH ₄ /t	0.0013
	豚（ふんと尿との混合物・火力乾燥）	tCH ₄ /t	0
	豚（ふんと尿との混合物・強制発酵）	tCH ₄ /t	0.00025
	豚（ふんと尿との混合物・堆積発酵）	tCH ₄ /t	0.013
	豚（ふんと尿との混合物・浄化）	tCH ₄ /t	0
	豚（ふんと尿との混合物・貯留）	tCH ₄ /t	0.026
	鶏（ふん・天日乾燥）	tCH ₄ /t	0.00013
	鶏（ふん・火力乾燥）	tCH ₄ /t	0
	鶏（ふん・強制発酵）	tCH ₄ /t	0.00025
	鶏（ふん・堆積発酵）	tCH ₄ /t	0.013
	鶏（ふん・焼却）	tCH ₄ /t	0.0040
(家畜種ごとに)平均的な飼養頭数×排出係数	馬	tCH ₄ /頭	0.0021
	めん羊	tCH ₄ /頭	0.00028
	山羊	tCH ₄ /頭	0.00018
	水牛	tCH ₄ /頭	0.0020
放牧牛の平均的な頭数×排出係数	放牧された牛が排せつするふん尿からの排出	tCH ₄ /頭	0.0013

(4) 家畜の排せつ物の管理に伴い発生する N₂O

<算定式及び排出係数>

算定式	区分	単位	排出係数
(家畜のふん尿の管理方法ごとに)ふん尿中の有機物量×排出係数	牛（尿から分離したふん・天日乾燥）	tN ₂ O/tN	0.0063
	牛（尿から分離したふん・火力乾燥）	tN ₂ O/tN	0.0063
	牛（尿から分離したふん・強制発酵）	tN ₂ O/tN	0.012
	牛（尿から分離したふん・堆積発酵）	tN ₂ O/tN	0.073
	牛（尿から分離したふん・焼却）	tN ₂ O/tN	0.0016
	牛（ふんから分離した尿・強制発酵）	tN ₂ O/tN	0.17
	牛（ふんから分離した尿・浄化）	tN ₂ O/tN	0.19
	牛（ふんから分離した尿・貯留）	tN ₂ O/tN	0.012
	牛（ふんと尿との混合物・天日乾燥）	tN ₂ O/tN	0.0063
	牛（ふんと尿との混合物・火力乾燥）	tN ₂ O/tN	0.0063
	牛（ふんと尿との混合物・強制発酵）（乳用牛）	tN ₂ O/tN	0.17
	牛（ふんと尿との混合物・強制発酵）（肉用牛）	tN ₂ O/tN	0.012
	牛（ふんと尿との混合物・堆積発酵）	tN ₂ O/tN	0.073
	牛（ふんと尿との混合物・浄化）	tN ₂ O/tN	0.19
	牛（ふんと尿との混合物・貯留）	tN ₂ O/tN	0.012
	豚（尿から分離したふん・天日乾燥）	tN ₂ O/tN	0.0063
	豚（尿から分離したふん・火力乾燥）	tN ₂ O/tN	0.0063
	豚（尿から分離したふん・強制発酵）	tN ₂ O/tN	0.012
	豚（尿から分離したふん・堆積発酵）	tN ₂ O/tN	0.073

算定式	区分	単位	排出係数
	豚（尿から分離したふん・焼却）	tN ₂ O/tN	0.0016
	豚（ふんから分離した尿・強制発酵）	tN ₂ O/tN	0.11
	豚（ふんから分離した尿・浄化）	tN ₂ O/tN	0.19
	豚（ふんから分離した尿・貯留）	tN ₂ O/tN	0.012
	豚（ふんと尿との混合物・天日乾燥）	tN ₂ O/tN	0.0063
	豚（ふんと尿との混合物・火力乾燥）	tN ₂ O/tN	0.0063
	豚（ふんと尿との混合物・強制発酵）	tN ₂ O/tN	0.11
	豚（ふんと尿との混合物・堆積発酵）	tN ₂ O/tN	0.073
	豚（ふんと尿との混合物・浄化）	tN ₂ O/tN	0.19
	豚（ふんと尿との混合物・貯留）	tN ₂ O/tN	0.012
	鶏（ふん・天日乾燥）	tN ₂ O/tN	0.0063
	鶏（ふん・火力乾燥）	tN ₂ O/tN	0.0063
	鶏（ふん・強制発酵）	tN ₂ O/tN	0.012
	鶏（ふん・堆積発酵）	tN ₂ O/tN	0.073
	鶏（ふん・焼却）	tN ₂ O/tN	0.0016
(家畜種ごとに) 平均的な飼養頭数×排出係数	放牧されためん羊	tN ₂ O/頭	0.00038
	その他のめん羊	tN ₂ O/頭	0.000094
	放牧された山羊、馬	tN ₂ O/頭	0.0013
	その他の山羊、馬	tN ₂ O/頭	0.00031
	放牧された水牛	tN ₂ O/頭	0.0013
	その他の水牛（固形にしたふん尿の乾燥又は貯留によりそのふん尿の管理が行われるもの）	tN ₂ O/頭	0.0013
	その他の水牛（燃焼の用に供し、又は耕地に散布することによりそのふん尿の管理が行われるもの）	tN ₂ O/頭	0
放牧牛の平均的な頭数×排出係数	放牧された牛が排せつするふん尿からの排出	tN ₂ O/頭	0.00018

(5) 農業廃棄物の焼却に伴い発生する CH₄

<算定式及び排出係数>

算定式	区分	単位	排出係数
(農業廃棄物の種類ごとに) 農業廃棄物の屋外焼却量×排出係数	水稻	tCH ₄ /t	0.0021
	小麦	tCH ₄ /t	0.0025
	大麦	tCH ₄ /t	0.0023
	えん麦	tCH ₄ /t	0.0026
	らい麦	tCH ₄ /t	0.0025
	とうもろこし	tCH ₄ /t	0.0024
	大豆	tCH ₄ /t	0.0024
	小豆	tCH ₄ /t	0.0024
	いんげんまめ	tCH ₄ /t	0.0024
	えんどうまめ	tCH ₄ /t	0.0023
	らっかせい	tCH ₄ /t	0.0023
	ばれいしょ	tCH ₄ /t	0.0015
	てんさい	tCH ₄ /t	0.00049
	さとうきび	tCH ₄ /t	0.0021
	青刈りえん麦	tCH ₄ /t	0.00048

算定式	区分	単位	排出係数
	青刈りらい麦	tCH ₄ /t	0.00048
	青刈りの麦（青刈りえん麦・青刈りらい麦を除く。）	tCH ₄ /t	0.00049

（６）農業廃棄物の焼却に伴い発生する N₂O

<算定式及び排出係数>

算定式	区分	単位	排出係数
（農業廃棄物の種類ごとに）農業廃棄物の屋外焼却量×排出係数	水稻	tN ₂ O/t	0.000057
	小麦	tN ₂ O/t	0.000038
	大麦	tN ₂ O/t	0.00013
	えん麦	tN ₂ O/t	0.000064
	らい麦	tN ₂ O/t	0.000043
	とうもろこし	tN ₂ O/t	0.00014
	大豆	tN ₂ O/t	0.000057
	小豆	tN ₂ O/t	0.000074
	いんげんまめ	tN ₂ O/t	0.000066
	えんどうまめ	tN ₂ O/t	0.00014
	らっかせい	tN ₂ O/t	0.000063
	ばれいしょ	tN ₂ O/t	0.00014
	てんさい	tN ₂ O/t	0.000038
	さとうきび	tN ₂ O/t	0.00035
	青刈りえん麦	tN ₂ O/t	0.000028
	青刈りらい麦	tN ₂ O/t	0.000020
青刈りの麦（青刈りえん麦・青刈りらい麦を除く。）	tN ₂ O/t	0.000027	

（７）耕地における肥料の使用に伴い発生する N₂O

<算定式及び排出係数>

算定式	区分	単位	排出係数
（作物種ごとに）耕地面積×排出係数	野菜	tN ₂ O/ha	0.0021
	水稻	tN ₂ O/ha	0.00033
	果樹	tN ₂ O/ha	0.0014
	茶樹	tN ₂ O/ha	0.022
	ばれいしょ	tN ₂ O/ha	0.0012
	飼料作物	tN ₂ O/ha	0.0010
	麦	tN ₂ O/ha	0.0010
	そば	tN ₂ O/ha	0.00040
	豆類	tN ₂ O/ha	0.00030
	かんしょ	tN ₂ O/ha	0.00060
	桑	tN ₂ O/ha	0.0016
	たばこ	tN ₂ O/ha	0.0015
	工芸農作物（茶樹、桑、たばこを除く。）	tN ₂ O/ha	0.0022

5. 代替フロン等3ガス分野

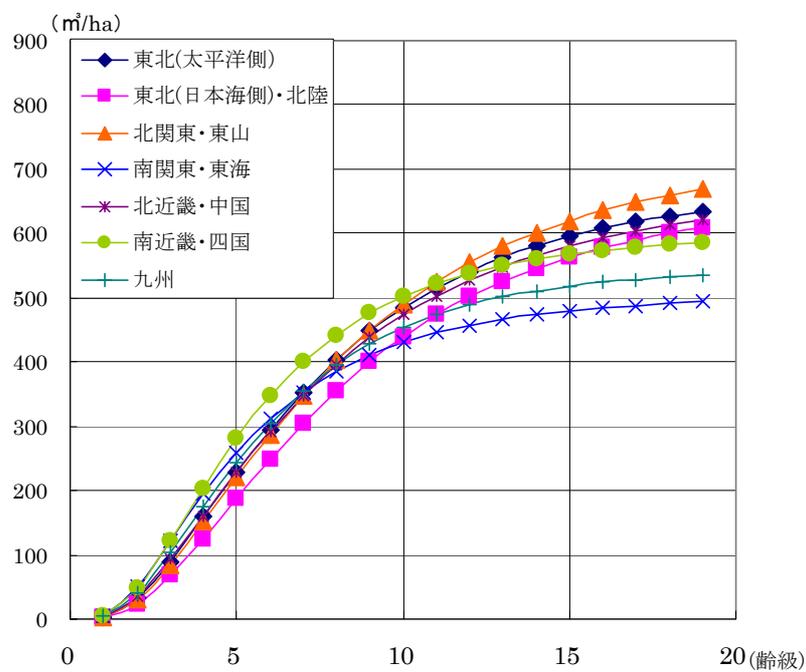
<算定式及び排出係数>

算定式	区分	単位	排出係数
(機器ごとに) 機器の保有台数×排出係数	冷蔵庫	gHFC/台	0.4
	カーエアコン	g-HFC134a/台	15

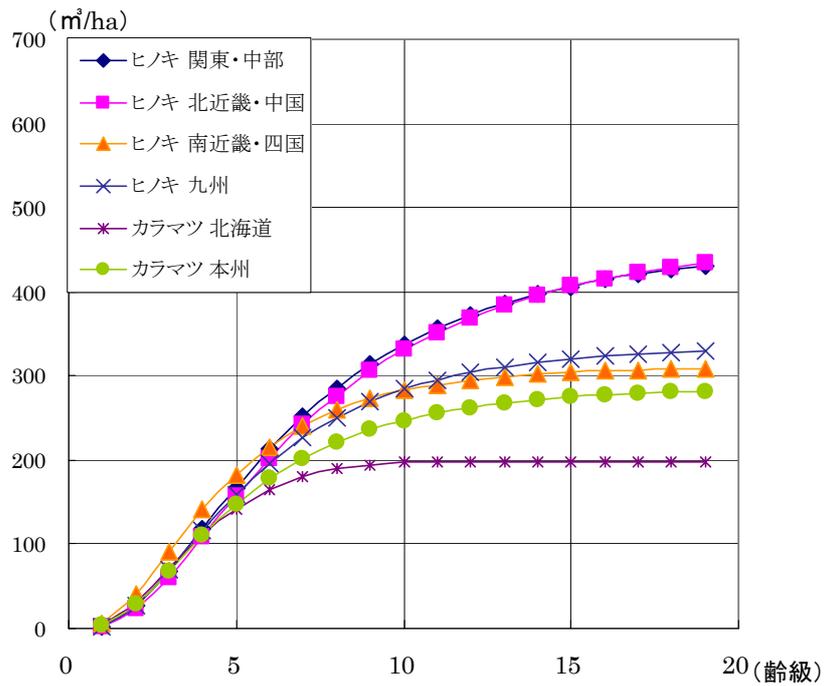
6. 森林等の吸収源

本編で示した各パラメータの具体的な値は以下の通り。

<材積>



蓄積精度調査データから作成した収穫表(スギ: 7地域別)



蓄積精度調査データから作成した収穫表(ヒノキ：4地域別、カラマツ：2地域別)

<BEF (バイオマス拡大係数) 及び地上部に対する地下部の比率>

樹種別の BEF 及び地上部に対する地下部の比率 (R)

樹種			BEF(地上)		R
			20年生以下	20年生以上	
人工林	針葉樹	スギ	1.57	1.23	0.25
		ヒノキ	1.55	1.24	0.26
		マツ類	1.63	1.23	0.27
		カラマツ	1.50	1.15	0.29
		トドマツ	1.88	1.38	0.21
		エゾマツ	2.15	1.65	0.21
		その他N	1.80	1.36	0.30
		クヌギ	1.36	1.33	0.25
	広葉樹	ナラ類	1.40	1.26	0.25
		その他L	1.43	1.27	0.25
天然林		針葉樹	1.81	1.32	0.26
	広葉樹	1.41	1.27	0.25	

<容積密度>

樹種別のD (単位 : t-dm/m³)

樹種		D 容積密度	
人工林	針葉樹	スギ	0.314
		ヒノキ	0.407
		マツ類	0.416
		カラマツ	0.404
		トドマツ	0.319
		エゾマツ	0.363
		その他N	0.416
	広葉樹	クヌギ	0.668
		ナラ類	0.619
		その他L	0.587
天然林	針葉樹	0.381	
	広葉樹	0.601	

参考資料 3

市町村別エネルギー消費統計作成のための ガイドライン

平成 18 年 6 月

資源エネルギー庁

市町村別エネルギー消費統計作成のためのガイドライン

1.	「市町村別エネルギー消費統計作成のためのガイドライン」策定の目的・背景	1
2.	市町村レベルのエネルギー消費量算定法の基礎	2
2-1.	既存の市町村レベルでのエネルギー消費量把握方法	2
2-2.	算定対象とする部門	7
2-3.	市町村レベルのエネルギー消費量の推計の注意点	7
2-3-1.	統計資料を利用する際の注意点	7
2-3-2.	按分推計を行う際の注意点	8
2-4.	利用するエネルギー消費データ	8
2-5.	按分に利用する活動指標	11
2-5-1.	按分指標資料の入手可能性と精度	11
2-5-2.	活動指標とエネルギー消費量との相関	14
3.	市町村レベルのエネルギー消費量算定法の詳細	18
3-1.	列項目	18
3-2.	行項目・産業部門	18
3-2-1.	製造業	18
3-2-2.	非製造業	19
3-3.	行項目・民生部門	20
3-3-1.	家庭	20
3-3-2.	業務	23
3-4.	行項目・運輸部門	25
3-4-1.	旅客用乗用車（自家用家計）	25
4.	まとめ	27
4-1.	市町村レベルのエネルギー消費量算定法のまとめ	27
4-2.	エネルギー消費量の二酸化炭素排出量への換算	33

1. 「市町村別エネルギー消費統計作成のためのガイドライン」策定の目的・背景

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）の第4条では、地方公共団体が、その区域の自然的社会的条件に応じて、その区域の事業者や住民が温室効果ガス排出抑制等の活動を促進するための施策を推進することが責務であると述べている。第20条では、地方公共団体が、そのような温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策（以下「地域推進計画」という。）を策定し、及び実施するように努めることを定めている。

地方公共団体におけるエネルギー需要・消費量を把握し、温室効果ガス排出量を算定することは、これらの条項で言及されている具体的な地域推進計画の策定、その実施効果の評価、計画の見直しのそれぞれの段階に不可欠であり、地域の企業・住民が一丸となった温暖化対策推進のための体制確立の基礎となるものである。

また、地球温暖化対策推進法では、第3条において、地方公共団体による温室効果ガス排出抑制等のための施策を支援することが国の責務とされている。環境省は「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」（以下「推進計画ガイドライン」という。）を策定し、地方公共団体の地域推進計画策定を支援している。経済産業省では「都道府県別エネルギー消費統計」として、国の温室効果ガス排出量算定の基礎となる「総合エネルギー統計」を地域分割した、都道府県レベルでのエネルギー消費量の推計を試みている。

しかし現行の推進計画ガイドラインでは、主に都道府県や政令指定都市を対象にしていた。市町村にとっては、その自然的社会的特性を生かした独自の推進計画を作成できるような指針が必要との指摘が為されている。一方で、国が1820（平成18年4月（1月23日時点総務省見込み））の市町村に対して一括してエネルギー消費量の推定を行うことも困難である。

これらを踏まえ本ガイドラインでは、市町村の自律的な温暖化対策推進体制確立を支援するために、どの市町村においても容易に入手可能な資料と最小限の手間によりエネルギー消費量を推計できるような算定手順を提供する。

ただし、現状の算定方法であり、今後の統計調査の調査内容の変更や廃止、新規の調査開始によって算定方法の変更があり得るので留意が必要である。

2. 市町村レベルのエネルギー消費量算定法の基礎

本章では、市町村レベルのエネルギー消費量算定の対象となる部門や、算定に用いる統計資料や推計手法について説明する。なお、実際の算定手順は3章から述べる。

2-1. 既存の市町村レベルでのエネルギー消費量把握方法

既に新エネルギー・省エネルギービジョン作成などの一環としてエネルギー消費実態を推計している市町村は多数ある。無作為に抽出したこれらの市町村で採られている方法を事例として、既存のエネルギー消費量推計方法を表 2-1 にて整理した。

表 2-1 市町村における部門別・燃料種別エネルギー消費量の推計方法の例（既策定自治体による手法取りまとめ）

	産業部門		民生部門		運輸交通部門	
	製造業	非製造業	家庭	業務	自動車	鉄道等
電力	<p>A) 電気事業者による販売実績データ</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該地域を管轄する電気事業者（支店ベース）による部門別電力販売量を採用。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 市町村統計書に記載されている場合もあるが、記載の無い場合、電気事業者へのデータ提供依頼が必要となる。 ※ 市町村の総消費量としては信頼度が高いが、部門の定義の問題等から部門別データとしての信頼度は不明。 （例. 家庭系＝電灯、業務系＝業務用電力＋低圧電力、鉄道＝鉄道、産業＝総量－（電灯＋業務用＋低圧＋鉄道等） 等） 支店の管轄区域＝市町村の場合は総量が把握できるが、管轄区域が複数市町村に跨る場合は支店データからの按分が必要。都道府県別の電力消費量を適切な活動指標にて按分する場合もある。 				—	<p>G) 交通関係エネルギー要覧からの按分</p> <ul style="list-style-type: none"> 「交通関係エネルギー要覧」（または出所である「鉄道統計年報」）から得られる車種別・燃料別のエネルギー消費量を把握。 適切な按分指標により按分。
	<p>B) 構造統計からの按分</p> <ul style="list-style-type: none"> 「石油等消費構造統計」の都道府県別データまたは政令指定都市別データを用いる。 政令指定都市以外は、製造品出荷額比率にて按分。 ※ 「石油等消費構造統計」は 2001 年をもって中止になった。 	—	<p>E) 家計調査を用いた方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 「家計調査」の年間消費（円）を把握し、当該事業者の単価にてエネルギー量に換算。 ※ 換算する場合、フラットレート（基本料金込み単価）が望ましい。 これに世帯数を乗じ、市町村での消費量を推計。 ※ 同統計で把握できるのは県庁所在地に限られ、県庁所在地と当該市町村の冷暖房デGREEデー比にて補正する例もある。（補正する場合、電力消費のうちの冷暖房消費比率を乗ずる必要あり。） 	<p>F) 建物用途別原単位を用いた方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 「エネルギー・経済統計要覧」、「ビルエネルギー消費実績報告」等で示される建物用途別エネルギー消費原単位（J/m²）を把握。 原単位に当該市町村内の建物用途別床面積を乗じ推計。 ※ 床面積（公共施設除く）は「固定資産課税台帳」より把握。 	—	
	<p>C) 都道府県推計値からの按分</p> <ul style="list-style-type: none"> 属する都道府県が「地球温暖化対策地域推進計画」や「新エネルギー・省エネルギービジョン」で推計する部門別エネルギー消費量に対し、都道府県に対する適切な活動指標にて按分。 					
	<p>D) 総合エネルギー統計からの按分</p> <ul style="list-style-type: none"> 「総合エネルギー統計」に対し、全国に対する適切な活動指標にて按分。 ※ 家庭系の場合、「総合エネルギー統計」の地域別データを基にすることで精度向上が可能（冷暖房負荷等の地域特性が反映される）。 					
都市ガス	<p>H) 都市ガス会社による販売実績データ</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該地域を管轄する都市ガス事業者（支店ベース）による部門別都市ガス販売量を採用。 都道府県別の都市ガス消費量を適切な活動指標にて按分する場合もあり。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 市町村統計書に記載されている場合もあるが、記載の無い場合、都市ガス事業者へのデータ提供依頼が必要となる。 ※ 市町村の総消費量としては信頼度が高いが、部門の定義の問題等から部門別データとしての信頼度は不明。 （例. 産業部門＝工業用、家庭系＝家庭用、業務系＝商業用＋その他（病院・公共施設等）用） ※ 支店の管轄区域＝市町村の場合は総量が把握できるが、管轄区域が複数市町村に跨る場合は支店データからの按分が必要。 				—	—
	<p>I) ガス事業統計による販売実績データ</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ガス事業年報」によるガス事業者、支店別の販売データを用いる。ただし、支店ごとデータのため、管轄する市町村（場合によっては都道府県を跨る場合もあり）が包含されたデータとなる。※平成 17 年度以降、「ガス事業年報」の公表内容が変更される可能性があるため留意下さい。 このため、支店別データを、含まれる市町村間でデータ按分する必要あり。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 市町村の総消費量としては信頼度が高いが、部門の定義の問題等から部門別データとしての信頼度は不明。 （例. 産業部門＝工業用、家庭系＝家庭用、業務系＝商業用＋その他（病院・公共施設等）用） 				—	—
	<p>C) 都道府県推計値からの按分（再掲）</p>					

	産業部門		民生部門		運輸交通部門	
	製造業	非製造業	家庭	業務	自動車	鉄道等
	D) 総合エネルギー統計からの按分 (再掲)					
	B) 構造統計からの按分 (再掲)	—	E) 家計調査を用いた方法 (再掲)	F) 建物用途別原単位を用いた方法 (再掲)		
LPG	J) LP ガス業界団体による販売実績データ ・日本 LP ガス協会または都道府県の LP ガス協会が、都道府県レベルまたは市町村レベルの販売データを所有していることがある。都道府県レベルのデータは「LP ガス資料年報」にも記載されている。 ※ 部門の定義の問題等から部門別データとしての信頼度は不明。部門の定義は「工業用、民生用、自動車用」となっている。 (例. 産業=工業用、家庭系=別方法で推計、業務系=民生部門全体+家庭系、自動車用=自動車用) ・必要に応じて市町村レベルへの按分を行う。					
	C) 都道府県推計値からの按分 (再掲)					
	D) 総合エネルギー統計からの按分 (再掲)					
	B) 構造統計からの按分 (再掲)	—	E) 家計調査を用いた方法 (再掲)	F) 建物用途別原単位を用いた方法 (再掲)		
石油製品	(都道府県別、市町村別の供給側統計は存在しない)					
	C) 都道府県推計値からの按分 (再掲)					
	D) 総合エネルギー統計からの按分 (再掲)					
					G) 交通関係エネルギー要覧からの按分 ・「交通関係エネルギー要覧」(または出所である「自動車輸送統計」) から得られる車種別・燃料別のエネルギー消費量を按分。	[非電化区間が存在する場合] N) 鉄道事業者データに基づく按分 ・鉄道事業者が公表する環境報告書、あるいはヒアリング調査により、同社の非電化区間消費燃料を把握。 ・適切な按分指標により按分。
	B) 構造統計からの按分 (再掲)	—	E) 家計調査を用いた方法 (再掲)	F) 建物用途別原単位を用いた方法 (再掲)	L) 家計調査を用いた方法 (再掲)	
	K) 煤煙発生施設データからの推計 ・条例等に基づき一定規模以上事業所からの「煤煙発生施設燃料消費量」を把握しているばあいには、これを活用。 ※ 政令指定都市に限られる可能性がある。		—	K) 煤煙発生施設データからの推計 (再掲)		M) 燃費を用いた方法 ・「交通関係エネルギー要覧」から車種別燃費を把握。 ・当該市町村内の自動車走行キロを乗じ、推計。走行キロは以下のいずれかの方法で把握可能。 ・「自動車輸送統計年報」による地域別・車種別走行量を、「市区町村別自動車保有車両数」から得られる車種別保有台数比率を乗じ、市町村レベルの数値に按分する。 ・「道路交通センサス」を用い、主要道路の交通流から積み上げる。
石炭	(都道府県別、市町村別の供給側統計は存在しない)					
	C) 都道府県推計値からの按分 (再掲)					
	D) 総合エネルギー統計からの按分 (再掲)					

	産業部門		民生部門		運輸交通部門	
	製造業	非製造業	家庭	業務	自動車	鉄道等
	B) 構造統計からの按分 (再掲)	—	E) 家計調査を用いた方法 (再掲)	F) 建物用途別原単位を用いた方法 (再掲)		
	K) 煤煙発生施設データからの推計 ・条例等に基づき一定規模以上事業所からの「煤煙発生施設燃料消費量」を把握しているばあいには、これを活用。 ※一部都市に限られる。		—	K) 煤煙発生施設データからの推計 (再掲)		—
熱供給	—	—	O) 熱供給事業便覧による地点別データの積み上げ ・「熱供給事業便覧」を用い、供給地点ごとに公表される家庭、業務別の熱供給販売実績を把握。 ・上記データを、当該市町村内にある全ての熱供給事業地点データを積み上げ、推計する。		—	—
(按分指標例)	製造品出荷額 (「工業統計」)	・農林業：産出額 (「生産農業所得統計」)、就業者数 (「農業センサス」「林業センサス」) 水産業：漁獲高、就業者数 (「漁業センサス」) ・鉱業：鉱業事業所数 (「事業所・企業統計調査」)、就業者数 (「事業所・企業統計調査」) ・建設業：新築着工床面積 (「建築統計年報」)、就業者数 (「事業所・企業統計調査」)	世帯数 (「国勢調査」) ※冷暖房分は地域差が大きいため、精度向上のために地域別データを用いる・冷暖房デグリーデーによる補正を行うなどが有望。	第三次産業就業者数「事業所・企業統計調査」、業務系建物床面積 (「固定資産課税台帳」)	保有台数 (「市区町村別自動車保有車両数」)、走行キロ (「自動車輸送統計年報」からの推計 (「M) 燃費を用いた方法」を参照)、「道路交通センサス」 ※家計調査を用いる場合は、県庁所在地とそれ以外市町村の補正を行うことも有望。	鉄道：営業キロ数 (「鉄道統計年報」)、乗降客数

本表の作成のためにエネルギー消費量推定方法を参照した市町村と、その策定年度は以下のとおりである。

大阪市(H11)、小谷村(H16)、川上村(H16)、川崎市(H7)、北九州市(H16)、京都市(H12)、神戸市(H10)、さいたま市(H16)、堺市(H12)、札幌市(H12)、佐土原町(H14)、塩尻市(H16)、静岡市(H12)、調布市(H15)、嬭恋村(H16)、哲多町(H17)、長野市(H13)、名古屋市(H12)、彦根市(H15)、益子町(H13)、水俣市(H17)、三春町(H12)、横浜市(H17)

2-2. 算定対象とする部門

地域レベルでのエネルギー消費量算定法が必要であるのは、各地方公共団体においてエネルギー起源の温室効果ガス排出抑制施策の計画・実施や排出量算定のために、エネルギー需要・消費量を把握するためである。この目的のためには、そのエネルギー消費に対する対策を各市町村が策定・実施することが妥当かつ有効であるもののみを、エネルギー消費量の算定対象とすべきである。

このため、一次エネルギー生産や、発電や石油精製などのエネルギー転換といった複数市町村におけるエネルギー需要のために行う活動に伴うエネルギーロスは考慮しない。一方で、複数市町村へ供給される工業製品の生産、商品の販売、サービスの提供に伴うエネルギー消費は、例えば工業団地に新エネルギー導入を行うなど市町村による対策の可能性があるのであるため、算定の対象としている。

また、貨物運輸・公共輸送機関・タクシーなどにおける最終エネルギー消費も、ここでは考慮していない。サービス消費者が複数市町村に散在し、かつエネルギー消費源である車両・船舶などが複数市町村への移動が可能であるために、貨物運輸や公共輸送によるエネルギー消費削減を特定の市町村が行うことは困難であると考えられるためである。市町村内に限定されている地域公共交通機関が存在する場合などは、各市町村が個別に対応することを想定している。

家庭で使用される自家用車による消費は、サービス消費者、すなわちその所有者である地域住民の所属する市町村が特定可能であるため、算定の対象である。ただし、業務に用いられる乗用車による消費量は考慮していない。

2-3. 市町村レベルのエネルギー消費量の推計の注意点

エネルギー消費量の推計を行うにあたっては、消費側統計（「石油等消費動態統計」など）または販売側統計（「ガス事業年報」など）を参照する。市町村個別の値が得られないときは按分推計を行い、必要であれば適切な補正を行う。この際、参照する統計の信頼度、按分の精度によって誤差が生じるため、一般に以下のような注意が必要である。

2-3-1. 統計資料を利用する際の注意点

最終エネルギー消費を算定するにあたっては、「総合エネルギー統計」の最終エネルギー消費部門の算定方法と同様に、原則として消費側統計を用いるべきであり、これらの値が得られない場合に各事業者による販売側統計を用いるべきである。

これは、販売側統計には、消費側の属する業種部門を正確に知ることができない、二次転売により販売側と消費側の数量が一致しないという問題点があるからである。この点から、契約形態によって消費側の部門がある程度特定され、二次転売される可能性が小さい都市ガス・電力・熱供給といったエネルギー源においては販売側統計の精度は比較的高いが、灯油・LPGなどの石油製品においては販売側統計の精度が大変低いことが指摘されて

いる。

また「石油等消費動態統計」「家計調査」や「自動車輸送統計」などの交通関係各統計は、申告義務及び公表義務が課せられる指定統計であるため、これによる統計値は入手が容易であり信頼度が高いと考えられる。

2-3-2. 按分推計を行う際の注意点

市町村レベルの統計値が存在しない、または入手困難である場合、ある程度按分により推計を行うことはやむを得ないが、できるだけ精度の高くかつ地域解像度の高い統計値を按分すること、按分にどの活動指標を用いるべきかについて十分に考察を行うことが必要である。

按分に用いる活動指標は、エネルギー消費量との比例関係が強く、市町村レベルの値が高精度に得られるものが適当である。

2-4. 利用するエネルギー消費データ

前節で述べたことを踏まえ、利用できるエネルギー消費データについて考察する。

利用可能な消費側統計として、まず、「都道府県別エネルギー消費統計」がある。これは、国の温室効果ガス排出量算定の基礎となっている「総合エネルギー統計」を都道府県レベルに地域分割したものである。「総合エネルギー統計」の消費部門においては、可能な限り消費側統計を用い、そうでない場合は産業連関表を用いた高度な推計を行っているため、信頼性が高い。これに基づく「都道府県別エネルギー消費統計」では、地方公共団体レベルでは入手困難なデータや専門的知見に基づき、都道府県レベルのエネルギー消費量を算定している。例えば、従来統計では全国値しか集計されていなかった製造業におけるエネルギー消費量は、消費側統計である石油等消費動態統計の個票を再集計することにより、精度を落とすことなく都道府県別の値を示している。

民生家計部門においては、消費側統計である「家計調査」において、都道府県庁所在地における二人以上の世帯において、プロパンガス・灯油・ガソリンの年間購入量が示されている。

また、販売側統計として、各エネルギー供給事業者による資料が利用可能な場合がある。電力やガス、熱供給事業者による販売側統計は、契約形態から消費側の部門の判断がある程度可能であるため、特に民生家計部門においてはその精度は高いが、産業部門においては消費側の詳細な業種を知ることは難しい。LPG については販売側統計資料が公開されているが、購入者の業種が不明確であるため精度は低い。また、その他の石油製品や石炭、石炭製品については利用できる販売側統計資料が存在しない。

これらの資料の精度と、統計値の地域解像度、入手可能性を表 2-2 に示す。

表 2-2 利用するエネルギー消費データの候補

統計／資料名	精度					データ単位	調査／公表頻度	入手方法
	産業製造業	産業非製造業	民生家庭	民生業務	運輸旅客乗用車・自家用家計			
総合エネルギー統計 (全エネルギー)	◎石油等消費 動態統計より	○電力は販売 側統計、他は産 業関連推計	◎電力・ガスは 販売側統計 ○他は家計調 査より推計	○産業関連推 計	◎ガソリンは 家計調査より 推計、軽油は交 通関係各統計 から推計	△全国	毎年	◎資源エネルギー庁「総 合エネルギー統計」
都道府県別エネ ルギー消費統計 (全エネルギー)	◎石油等消費 動態統計より (個票再集計)	○県民経済計 算の中間投入 額按分	○家計調査よ り推計	○県民経済計 算の中間投入 額按分	○ガソリンは 家計調査より 推計、軽油は交 通関係各統計 から推計	○都道府 県	毎年	○内閣府
家計調査	—	—	◎プロパンガ ス、灯油購入数 量	—	◎ガソリン購 入数量	◎(都道府 県庁所在 地のみ)	毎年	◎総務省統計局「家計調 査年報」(二人以上の世 帯)
電力の販売側統 計	×電力全体の み	×電力全体の み	○電灯販売分	×電力全体の み	—	◎市町村	毎年	◎市町村統計書(非記載 の場合あり)
	○高圧電力な ど販売分	○農事用電 灯・電力、臨時 電灯・電力など 販売分	○電灯販売分	○業務用電 力・低圧電力販 売分	—	◎市町村	随時	○個別データ提供依頼
都市ガスの販売 側統計	×産業部門全 体のみ	×産業部門全 体のみ)	○家庭用販売 分	○商業用+そ の他用販売分	—	◎供給区 域	毎年	◎資源エネルギー庁「ガ ス事業年報」

統計／資料名	精度					データ単位	調査／公表頻度	入手方法
	産業製造業	産業非製造業	民生家庭	民生業務	運輸旅客乗用車・自家用家計			
						◎市町村	随時	◎市町村統計書（非記載の場合あり） ○個別データ提供依頼
LPG の販売側統計	×産業部門（工業用）全体のみ	×産業部門（工業用）全体のみ	×民生部門（家庭業務用）全体のみ	×民生部門（家庭業務用）全体のみ	—	○都道府県	毎年	○（株）石油化学新聞社「LP ガス協会資料」
熱供給の販売側統計	—	—	○家庭用販売分	○業務用販売分	—	◎供給区域	毎年	○（社）日本熱供給事業協会「熱供給事業便覧」

精度：◎消費側統計 ○販売側統計、または消費側統計からの推計 △販売側統計や消費側統計からの推計の按分 ×それ以外
データ単位：△全国 ○都道府県 ◎都道府県よりも小さい単位 入手方法：○事業者への個別データ提供が必要 ◎公開

2-5. 按分に利用する活動指標

市町村レベルの統計値が存在しない場合には按分推計を行う。本節では、按分に用いる活動指標について、その入手可能性や精度と、エネルギー消費量との相関関係の強さの観点から、適切な按分指標についての考察を行う。

2-5-1. 按分指標資料の入手可能性と精度

按分に利用する活動指標には、市町村レベルの統計値が容易かつ高精度に得られることが必要である。指定統計は市区町村別の値の信頼性が高いと考えられ、また公表義務があるため入手が容易である。また全数調査であるものは推計誤差を含まないため、信頼性が高い。これらを含め、エネルギー消費量の按分に利用された実績のある統計資料をまとめ、表 2-3 に示す。

表 2-3 利用する按分指標資料の候補

部門	統計／資料名 (◎は指定統計)	調査対象	調査／公表頻度 (年単位)	市町村別集計	得られる 活動指標例	入手方法・備考	
製造業	◎工業統計	◎全事業所	5年に2回	あり	業種別製造 品出荷額	経済産業省「工業統計表 市区町村編」	
		○従業員数4名 以上の事業所	毎年				
	◎事業所・企業統計	○民営全事業所	5年に2回	あり	就業者数 事業所数	総務省「事業所・企業統計調査報告 事業所及 び企業に関する集計 都道府県編」 または http://www.stat.go.jp/data/jigyou/	
非 製 造 業	農業	◎農業センサス	◎全経営体	5年毎	あり	就業者数	農林水産省「農業センサス」
		生産農業所得統計	推計値	毎年	あり(推計値)	産出額	農林水産省「生産農業所得統計」
	林業	◎林業センサス	◎全経営体	10年毎	あり	就業者数	農林水産省「林業センサス」
		生産林業所得統計	推計値	毎年	あり(推計値)	産出額	農林水産省「生産林業所得統計」
	水産業	◎漁業センサス	◎全経営体	5年毎	あり	就業者数 産出量	農林水産省「漁業センサス」
	建設業	◎建築着工統計	○事業者抽出 (11万/55万)	毎年	あり	建築着工面 積	国土交通省「建築着工統計調査」
		◎事業所・企業統計(再掲)					
鉱業	◎事業所・企業統計(再掲)						
民生家庭	住民基本台帳	◎全住民	任意	市町村ごとに 作成	人口 世帯数	他市町村値は各県または総務省集計などより。 http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/020918.html (2006/05 現在)	
	国勢調査	◎全住民	5年毎	あり	人口 世帯数等	総務省「国勢調査報告」など または http://www.stat.go.jp/data/kokusei/	
民生業務	◎事業所・企業統計	◎全事業所	5年毎	あり	就業者数	総務省「事業所・企業統計調査報告 事業所及	

部門	統計／資料名 (◎は指定統計)	調査対象	調査／公表頻度 (年単位)	市町村別集計	得られる 活動指標例	入手方法・備考
		○民営全事業所	5年に2回		事業所数	び企業に関する集計 都道府県編 または http://www.stat.go.jp/data/jigyou/
	固定資産の価格等の 概要調書	◎全家屋	毎年	市町村ごとに 作成	業務系建物 床面積	他市町村値は総務省「固定資産の価格等の概要 調書」などより。
運輸旅客乗用 車	道路交通センサス	△幹線道路	概ね5年毎	なし(積み上げ 必要)	乗用車走行 量	国土交通省「道路交通センサス」
	◎自動車輸送統計	○自動車抽出 (3万/7700万)	毎年	なし(地方別、 按分必要)	乗用車走行 キロ	国土交通省「自動車輸送統計年報」
	市区町村別自動車保 有車両数	◎全数(登録自動 車)	毎年	あり	乗用車数	自動車検査登録協会「市区町村別自動車保有 車両数」

統計／資料名：◎指定統計

調査対象：◎全数 ○抽出 △その他

2-5-2. 活動指標とエネルギー消費量との相関

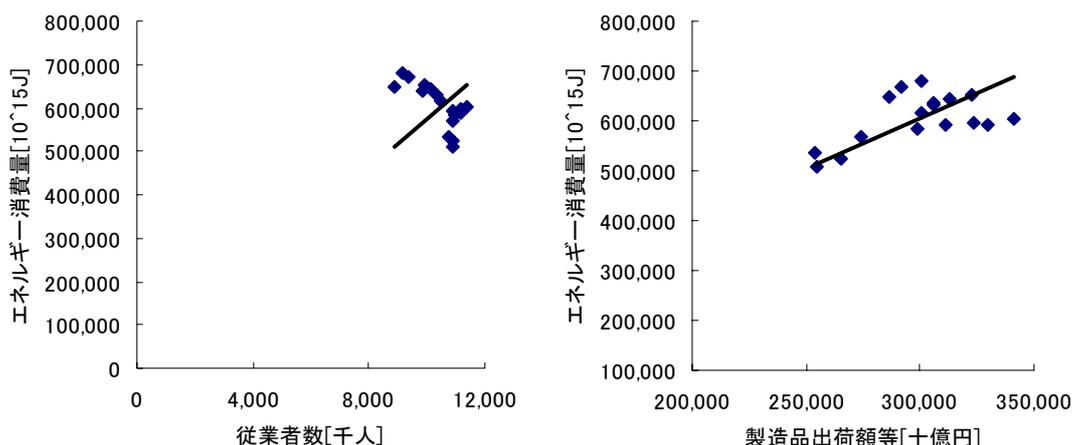
按分に用いる活動指標を決定するため、各部門においてエネルギー消費量と活動指標の相関について分析した。

1) 製造業

製造業におけるエネルギー消費量と相関の高い活動指標として、従業者数、製造品出荷額、付加価値額等が考えられる。これらの指標と、製造業のエネルギー消費量との関係を調べ、按分に適する指標を決定する。ここでは、「工業統計」から各活動指標の、「総合エネルギー統計」から製造業エネルギー消費量の、1985年から2001年の全国経年データを得てこれらの関係を調べた。なお、経年データを用いたのは統計値の入手が容易であるからであるが、エネルギー消費量に対する技術の進展や社会経済状況の変化などの要因も含まれていることを注記しておく。また、「工業統計」は4人以上の事業所のみに対して毎年のデータが存在するが、これらの指標への3人以下の事業所の寄与は小さいため、これは捨象することとする。

図2-1に、製造業従業者数、製造品出荷額、付加価値額と、製造業エネルギー消費量との関係を示す。従業者数とエネルギー消費量には正の相関が見られず、製造品出荷額と付加価値額では、製造品出荷額のほうがよりエネルギー消費量との比例関係が強いことがわかる。すなわち、製造品出荷額により製造業エネルギー消費量を按分することが適当である。

なお、「都道府県別エネルギー消費統計」においては、製造業のエネルギー消費量は按分推計ではなく「石油等消費動態統計」の個票を再集計することによって求めている。



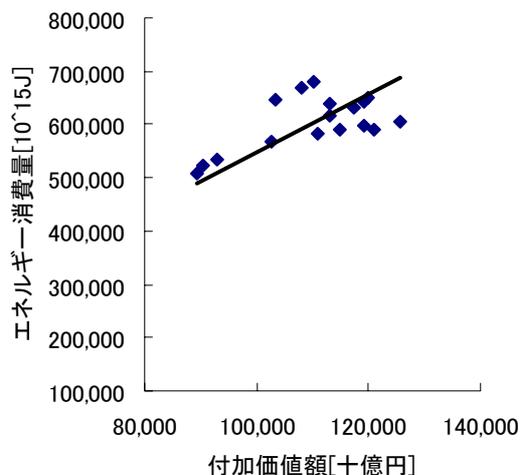


図 2-1 各活動指標と製造業エネルギー消費量の相関

2) 非製造業

「都道府県別エネルギー消費統計」においては、非製造業のエネルギー消費量は県民経済計算の中間投入額によって按分推計を行っているが、一般に各市町村経済計算においては、中間投入額を公表していないことが多いため、これに代わる按分指標が必要である。

このような按分指標としては、農林水産業であれば就業者数、建設業・鉱業であれば事業所数、就業者数が考えられる。これらの指標と、各部門のエネルギー消費量との関係を調べ、按分に適する指標を決定する。ここでは、1990年から2000年の全国経年データを比較することとし、「農業センサス」「林業センサス」「漁業センサス」から農林水産業の就業者数を、「事業所・企業統計」から得られる建設業・鉱業事業所数と就業者数、「総合エネルギー統計」から各部門エネルギー消費量を得た。なお、センサスの実施されない年の就業者数は、前後の調査から線型補間を行って推計している。

図 2-2 に、農林水産業就業者数、農林水産業エネルギー消費量との関係を示す。就業者数とエネルギー消費量には、ほぼ比例関係を仮定できる。

図 2-3 には、建設業・鉱業事業所数、就業者数と、建設業・鉱業エネルギー消費量との関係を示す。ここでも、統計調査の実施されない年の就業者数、事業所数は、前後の調査から線型補間を行って推計した。就業者数とエネルギー消費量により強い比例関係が見られる。

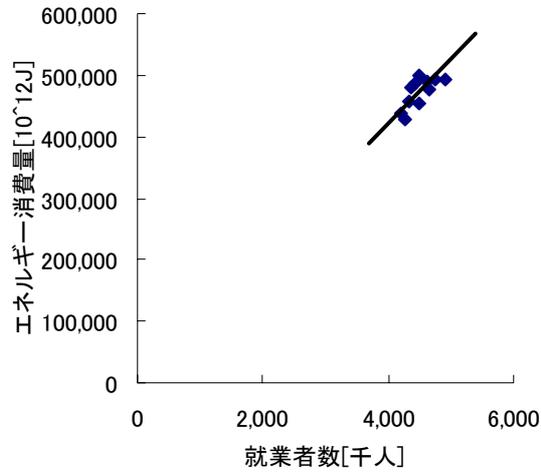


図 2-2 農林水産業就業者数と農林水産業エネルギー消費量の相関

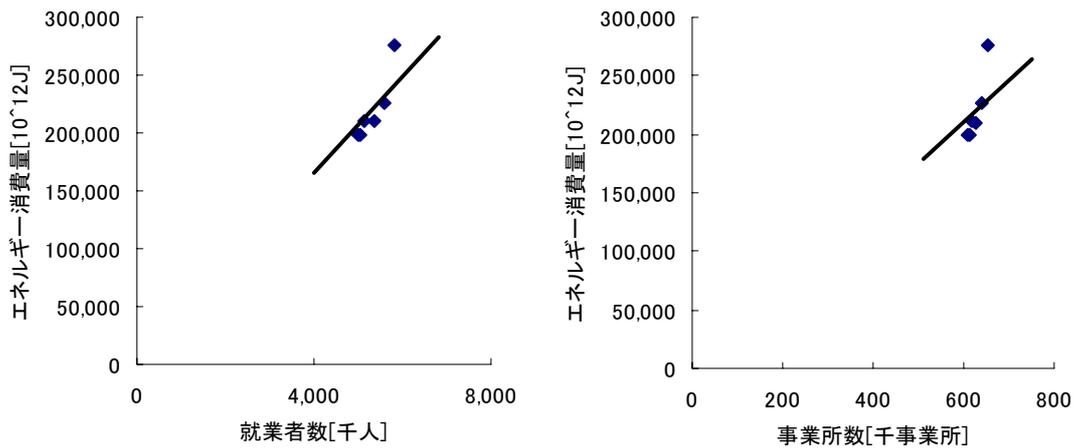


図 2-3 各活動指標と建設業・鉱業エネルギー消費量の相関

3) 家庭

家庭におけるエネルギー消費量と相関の高い活動指標としては、世帯数を用いるのが一般的である。「総合エネルギー統計」や「都道府県別エネルギー消費統計」においては、世帯員数や所得、市部・郡部による差を考慮した補正を行っている。

4) 業務

業務部門によるエネルギー消費量と相関の高い活動指標としては、得られる就業者数、業務系建物床面積が挙げられる。ここでは、1985年から2000年の全国経年データを比較することとし、「事業所・企業統計」からサービス業の就業者数を、「エネルギー・経済統

計要覧」から業務系建物床面積の推計値を得た。なお、事業所・企業統計の実施されない年の就業者数は、前後の調査から線型補間を行って推計している。

図 2-4 に、就業者数、業務系建物床面積と、民生業務エネルギー消費量との関係を示す。業務系建物床面積とエネルギー消費量には、強い比例関係が見られる。

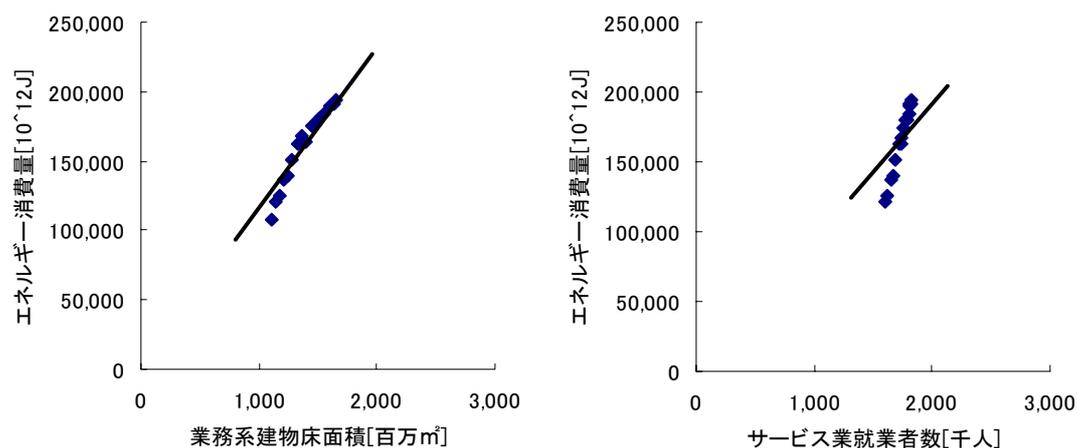


図 2-4 各活動指標と民生業務エネルギー消費量の相関

5) 自家用車

自家用車によるエネルギー消費量と相関の高い活動指標としては、自動車数、自動車走行キロ等が挙げられる。自動車走行キロのほうがエネルギー消費量との相関が高いことは明らかではあるが、各市町村内の事業者または住民が保有する自動車の走行キロを交通流から推計することは自動車の所有者の所属が不明であるため困難である。

このため、自家用車によるエネルギー消費量を按分する際は、保有自動車数を用いるのが適当と考えられる。

3. 市町村レベルのエネルギー消費量算定法の詳細

前章で述べたことを踏まえ、地域レベルでのエネルギー消費量算定にあたって、対象とする部門区分と、その算定法を以下のように提案する。「総合エネルギー統計」に倣い、エネルギー源の種類を列項目、需要部門を行項目として表示した。これらのエネルギー源や需要部門の名称は、基本的に総合エネルギー統計で用いられているものと一致する。エネルギー消費量は、全エネルギー源においてエネルギー単位(熱量単位)で表しているため、エネルギー単位で表されていない消費量(体積、重量など)を参照した場合には、単位換算が必要であることに留意が必要である。主要な単位換算については、「総合エネルギー統計」での換算方法に従い、エネルギー源別標準発熱量表などを用いた係数を示してある。

なお、算定法のまとめは表 4-1 に示す。

3-1. 列項目

本算定では、エネルギー源を「石炭」「石炭製品」「石油製品」「都市ガス」「電力」「熱」の6分類に区分している。

「都道府県別エネルギー消費統計」では、「石炭」「石炭製品」「原油」「石油製品」「天然ガス」「都市ガス」「再生可能・未利用エネルギー」「事業用水力発電」「原子力発電」「電力」「熱」の11のエネルギー源に分類が為されている。このうち、原油、事業用水力発電、原子力発電は一次エネルギー供給またはエネルギー転換のみに関連するエネルギー源であるため、本算定ではこれを省略する。最終エネルギー消費部門に計上されるべき天然ガス、再生可能・未活用エネルギーの割合は、合計で1%未満と非常に低いため、本算定方法ではこれも省略する。

3-2. 行項目-産業部門

3-2-1. 製造業

製造業では、「都道府県別エネルギー消費統計」中に示された所属都道府県における製造業全体での消費量を、「工業統計」中に示される製造品出荷額により按分する方法で推計を行うものとする。熱供給消費量は0を計上する。

1) 石炭、石炭製品、石油製品、都市ガス、電力

「都道府県別エネルギー消費統計」においては、製造業のエネルギー消費量は、「化学・化繊・紙パ」「鉄鋼・非鉄・窯業土石」「機械」「重複補正」「他業種・中小製造業」の5部門の内訳が示されている。しかし、市町村におけるエネルギー消費量を算定するにあたっては、該当業種の工場・事業所が存在しない市町村も多数あるため、この細分類ごとに按分を行うことは実情を反映していないと考えられる。既存の市町村エネルギー消費量算定でも、製造業を業種ごとに細分している例は無い。

「都道府県別エネルギー消費統計」の算定方法と同様に、「石油等消費等動態統計」の個

票を利用し、これを業種別・立地市町村別に再集計する方法も考えられる。しかし、統計法上の個別企業の秘密保護制限により、市町村中に該当する事業所が 2 箇所以下である場合などの個々の事業所の秘密が保てない場合には統計値を公開できなくなることから、この方法は用いない。

これより、市町村におけるエネルギー消費量を算定する際には、製造業の業種をこれ以上細分類しないものとする。「工業統計」から得られる各市区町村と都道府県の製造品出荷額の製造業合計の値を以って「都道府県別エネルギー消費統計」中の製造業全体のエネルギー消費量を按分することで、市町村におけるエネルギー消費量を推計する。

$$\text{(消費量)} = \text{(都道府県消費量)} \times \text{(市町村製造品出荷額)} \div \text{(都道府県製造品出荷額)}$$

この推計方法においては製造業の製造品出荷額あたりのエネルギー消費量が都道府県内で一定であることを仮定しているため、これに起因した誤差が存在することに留意が必要である。

3-2-2. 非製造業

非製造業は、「農林水産業」「建設業・鉱業」の 2 部門に分類する。それぞれにおいて、「都道府県別エネルギー消費統計」中に示された所属都道府県における消費量を就業者数で按分する方法により推計を行う。熱供給消費量は 0 を計上する。

1) 石炭、石炭製品、石油製品、都市ガス、電力

「都道府県別エネルギー消費統計」においては、非製造業の都道府県別エネルギー消費量が、「農林水産業」「建設業・鉱業」の 2 部門に分けて示されている。第一次産業である農林水産業と、第二次産業である建設業・鉱業では、エネルギー消費の形態や省エネルギー・新エネルギー導入の施策が異なるものとなるので、本算定方法でもこの分類に倣った。

按分には「農業センサス」「林業センサス」「漁業センサス」から得られる各業種の就業者数の和を用いる。建設業・鉱業の按分においては、「事業所・企業統計」から得られる各業事業所・企業における就業者数を用いる。

すなわち、各種センサスや「事業所・企業統計」から得られる各市区町村と都道府県の各部門就業者数を以って「都道府県別エネルギー消費統計」中の非製造業各部門のエネルギー消費量を按分することで、市町村におけるエネルギー消費量を推計する。

$$\text{(消費量)} = \text{(都道府県消費量)} \times \text{(市町村就業者数)} \div \text{(都道府県就業者数)}$$

この推計方法においては、都道府県別エネルギー消費統計上の数値に存在する按分誤差と、その値を市町村に按分するとき非製造業の就業者数あたりのエネルギー消費量が都道府県内で一定であることを仮定したことにより起因する誤差が存在することに留意が必要である。

<その他の方法>

上記の仮定が実情を反映していないとする特別の理由がある場合は、電力会社の担当営業所等にデータ提供を依頼することにより各市町村の契約形態別の販売電力量を得る方法がある。入手できた場合は「総合エネルギー統計」に倣い、農林水産業に対応する契約種別は、農事用電灯、農事用電力とし、建設業・鉱業に対応する契約種別は、臨時電灯、臨時電力、建設工事用電力、大口業種別販売量とする。

この方法においては、部門と契約種別の不整合に起因する誤差が存在すること、特定電気事業者や卸電気事業者の供給する電力分が含まれないこと、電力会社からデータが提供される保証は無いことに留意が必要である。しかも、最近の市町村の合併、電力会社の営業所の廃止などにより、電力会社からの情報を入手するのはさらに難しくなっている。

なお、電力量をエネルギー単位に換算するときは、3.60MJ/kWh の換算係数を用いる。

3-3. 行項目-民生部門

3-3-1. 家庭

民生部門家庭系では、石油製品については「家計調査」から得られる値を補正し、世帯数に乗じて推計する。都市ガス・熱供給については供給区域毎の家庭用販売実績値を「ガス事業年報」「熱供給事業便覧」から入手し、必要に応じて「住民基本台帳」から得られる世帯数により按分する。電力については「都道府県別エネルギー消費統計」で得られる所属都道府県における値を世帯数により按分する。石炭、石炭製品消費量には0を計上する。

1) 石油製品

石油製品消費量は、「家計調査」中に示された都道府県庁所在地一世帯でのプロパンガス(LPG)と灯油の年間購入量の値を補正し、「住民基本台帳」から得られる世帯数に乗じることで推計する。

「家計調査」で購入量が示されているのは、都道府県庁所在地における世帯員数が2人以上の世帯における平均値である。都道府県庁所在地とそれ以外の市町村においては、気候や支出水準などの違いにより世帯当たりのエネルギー消費量が異なることが考えられるが、これを補正するには明確な関数がないため、ここでは差が無いものと仮定する。

単身世帯におけるエネルギー消費量分を補正するため、都道府県庁所在地における単身世帯と2人以上の世帯におけるプロパンガス・灯油購入費の比率がエネルギー消費量の比率に等しいと仮定する。「家計調査」から得られる各購入費や、直近の「国勢調査」から得られる世帯人員数別世帯数を用いて、プロパンガス・灯油それぞれについて以下の補正係数を計算する。

$$\text{（世帯人員補正係数）} = \frac{\{ \text{（市町村 2人以上世帯数）} + \text{（市町村単身世帯数）} \times \text{（単身世帯購入費）} \}}{\text{（2人以上世帯購入費）}} \div \text{（市町村世帯数）}$$

2人以上世帯当たり購入量に、この世帯人員補正係数を乗じて総世帯当たり消費量に換算し、「住民基本台帳」から得られる世帯数を乗じて市町村における消費量を計算する。ただしLPG消費量については、「ガス事業年報」より得られる当該供給区域の都市ガス普及率を用いて、世帯数にLPG普及率(=1-都市ガス普及率)を乗じることにより都市ガスが普及していない世帯数を計算し、その世帯でのみLPGが消費されるものとして推計を行う。

「家計調査」においては、プロパンガス購入量は立方メートル、灯油購入量はリットル単位で記載されているため、エネルギー単位に変換する必要がある。「総合エネルギー統計」での換算方法に倣い、表3-1に示す値を用いて換算する。

表 3-1 プロパンガスと灯油の熱量換算係数

	1999年まで	2000年以降
プロパンガス	100.5MJ/m ³	
灯油	37.3MJ/l	36.7MJ/l

$$\text{(LPG消費量)} = \frac{\text{(都道府県庁所在地2人以上世帯当たりプロパンガス購入量)}}{\text{(1-都道府県庁所在地都市ガス普及率)} \times \text{(世帯人員補正係数)} \times \text{(市町村世帯数)} \times \text{(1-供給区域都市ガス普及率)} \times \text{(単位換算係数)}}$$

$$\text{(灯油消費量)} = \frac{\text{(都道府県庁所在地2人以上世帯当たり灯油購入量)}}{\text{(世帯人員補正係数)} \times \text{(市町村世帯数)} \times \text{(単位換算係数)}}$$

これらLPG、灯油の消費量を足し合わせたものを、民生家庭部門における石油製品の消費量とする。

この算定方法においては、都道府県庁所在地とそれ以外の市町村において、世帯当たりのエネルギー消費量の差が無いことを仮定したことによる誤差が大きいことに留意が必要である。

2) 都市ガス

都市ガスについては、「ガス事業年報」に家庭用の販売実績が、一または複数市町村から成る供給区域ごとに示されているので、この数値を「住民基本台帳」から得られる世帯数により按分して各市町村の消費量とする。

$$\text{(消費量)} = \frac{\text{(供給区域家庭用販売量)} \times \text{(市町村世帯数)}}{\sum \text{(供給区域内各市町村世帯数)}}$$

この算定方法には、一世帯あたりの都市ガス消費量が供給区域内で一定であることを仮定していることや、この方法においては、部門と契約種別の不整合に起因する誤差が存在することに起因する誤差が存在する。

<その他の方法>

当該市町村の世帯の都市ガス消費動向が、供給区域の平均世帯の都市ガス消費動向から大きく外れているとする特別の理由がある場合、もしくは都市ガスの供給が公営企業によって行われておりデータの提供依頼が容易である場合には、ガス事業者からデータ提供を依頼することにより、市町村単体への家庭向け販売量を得る方法がある。データの提供を受けられない可能性があることに留意が必要である。

これらの入手経路により入手された都市ガス消費量が、各市町村統計書に既に記載されている場合もある。

なお、体積で表された都市ガス消費量をエネルギー単位に換算する際は、 $41.1\text{MJ}/\text{Nm}^3$ の換算係数を用いる。

3) 電力

電力消費量は、「都道府県別エネルギー消費統計」中に示された所属都道府県における電力消費量の値を、「住民基本台帳」から得られる世帯数により按分することで推計する。

$$\text{（消費量）} = \text{（都道府県販売量）} \times \text{（市町村世帯数）} \div \Sigma \text{（都道府県内各市町村世帯数）}$$

この算定方法には、一世帯あたりの電力消費量が都道府県内で一定であることを仮定していることに起因する誤差が存在する。

<その他の方法>

当該市町村の世帯の電力消費動向が、都道府県の平均世帯の電力消費動向から大きく外れているとする特別の理由がある場合には、電力会社の担当営業所等にデータ提供を依頼することにより、各市町村の契約形態別の販売量を得る方法がある。このときは「総合エネルギー統計」に倣い、民生家庭に対応する契約種別は、定額電灯、従量電灯 A～C、電灯選択約款とする。

この方法においては、部門と契約種別の不整合に起因する誤差が存在することや、特定電気事業者や卸電気事業者の供給する電力分が含まれないこと、データの提供を受けられない可能性があることに留意が必要である。

同様の入手経路により入手された値が、電灯消費量として各市町村統計書に既に記載されていることもある。

なお、電力量をエネルギー単位に換算するときは、 $3.60\text{MJ}/\text{kWh}$ の換算係数を用いる。

4) 熱供給

熱供給の販売実績値は、住宅用の販売実績を事業者が供給区域毎に把握している。この値は「熱供給事業便覧」に記載されている。市町村内に複数の熱供給事業者が供給を行っていることもあるので、該当する全ての熱供給区域の販売実績量を合算する。熱供給区域が複数市町村に跨っていれば、その区域に対しては世帯数で按分する。

$$\frac{(\text{消費量})}{\text{町村世帯数}} = \frac{\sum \{(\text{供給区域住宅用販売量}) \times (\text{市町村世帯数})\}}{\sum (\text{供給区域内各市町村世帯数})}$$

3-3-2. 業務

民生部門業務系では、都市ガス・熱供給消費量は、供給区域毎の業務用販売実績値を「ガス事業年報」「熱供給事業便覧」から入手し、必要に応じて「固定資産概要調書」から得られる業務系建物床面積により按分する方法で推計する。電力消費量は「都道府県別エネルギー消費統計」で得られる所属都道府県における値を世帯数により按分して推計する。石油製品消費量は「都道府県別エネルギー消費統計」で得られる所属都道府県における値を基本として用いる。石炭、石炭製品消費量は少量であるため0を計上する。

「固定資産の価格等の概要調書」は、各市町村が地方税法に則り作成して都道府県に提出する資料であり、全市町村分の集計表は総務省から公表されている。この「木造家屋に関する調」「木造以外の家屋に関する調」中に、家屋の種類ごとの床面積が記載されている。このうち、旅館・料亭・ホテル、事務所・銀行・店舗、劇場・病院・公衆浴場の床面積を足し合わせたものを業務系建物床面積とする。

1) 石油製品

石油製品については、「都道府県別エネルギー消費統計」中に示された所属都道府県における消費量を、業務系建物床面積を基準に按分して推計する。ただし、LPGについては都道府県内市町村における都市ガス普及率の差を特に考慮する必要があるため、石油製品消費量をLPG消費量と灯油消費量、その他重油等の消費量に分配し、それぞれ別に按分を行う。この分配比には「総合エネルギー統計」の民生最終部門における、全国のLPG・灯油・重油等消費量比を用いる。

重油や灯油消費量は、それぞれ都道府県の値を業務系建物床面積で按分して推計する。

$$\frac{(\text{重油/灯油消費量})}{\text{市町村業務系建物床面積}} = \frac{(\text{都道府県石油製品消費量})}{\sum (\text{都道府県内各市町村業務系建物床面積})} \times \frac{(\text{全国重油/灯油消費量})}{(\text{全国石油製品消費量})}$$

都市ガス消費量は、都道府県内の各市町村の業務系建物床面積を、LPG供給率（＝1－都市ガス普及率）を乗じて補正し、この値により都道府県のLPG消費量を按分して市町村の値とする。

$$\frac{(\text{LPG消費量})}{\text{市町村業務系建物床面積}} = \frac{(\text{都道府県石油製品消費量})}{\sum \{(\text{都道府県内各市町村業務系建物床面積}) \times (1 - \text{都道府県内各市町村都市ガス普及率})\}} \times \frac{(\text{全国LPG消費量})}{(\text{全国石油製品消費量})}$$

村都市ガス普及率}

これら重油、灯油、LPG の消費量を足し合わせたものを、民生業務部門における石油製品の消費量とする。

2) 都市ガス

都市ガス消費量は、「ガス事業年報」に記載されている一または複数市町村から成る供給区域ごとの商業用販売実績を、業務系建物床面積により按分して推計する。

$$\text{(消費量)} = \frac{\text{(供給区域商業用販売量)}}{\text{(市町村業務系建物床面積)} \div \Sigma \text{(供給区域内各市町村業務系建物床面積)}}$$

この算定方法には、単位業務系建物床面積あたりの都市ガス消費量が供給区域内で一定であることを仮定していることや、部門と契約種別の不整合に起因する誤差が存在する。

<その他の方法>

当該市町村の業務系建物の都市ガス消費動向が、供給区域の平均業務系建物の都市ガス消費動向から大きく外れているとする特別の理由がある場合、もしくは都市ガスの供給が公営企業によって行われておりデータの提供依頼が容易である場合には、ガス事業者にデータ提供を依頼することにより、市町村単体への業務向け販売量を得る方法がある。ただし、データの提供が受けられない可能性が高いことに留意が必要である。

なお、体積で表された都市ガス消費量をエネルギー単位に換算する際は、41.1MJ/Nm³の換算係数を用いる。

3) 電力

電力消費量は、「都道府県別エネルギー消費統計」中に示された所属都道府県における電力消費量の値を、業務系建物床面積により按分して推計する。この算定方法には、単位業務系建物床面積あたりの電力消費量が供給区域内で一定であることを仮定していることに起因する誤差が存在する。

$$\text{(消費量)} = \frac{\text{(都道府県消費量)} \times \text{(市町村業務系建物床面積)}}{\Sigma \text{(都道府県内各市町村業務系建物床面積)}}$$

<その他の方法>

当該市町村の業務系建物の電力消費動向が、都道府県の平均業務系建物の電力消費動向から大きく外れているとする特別の理由がある場合には、電力会社の担当営業所等にデータ提供を依頼することにより、各市町村の契約形態別の販売量を得られる可能性がある。そのときは「総合エネルギー統計」に倣い、民生業務に対応する契約種別は、業務用電力、

低圧電力、事業用電力、大口その他業種向販売量、特定規模需要非製造向販売量、公衆街路用電灯とする。

この方法においては、部門と契約種別の不整合に起因する誤差が存在することや、特定電気事業者や卸電気事業者の供給する電力分が含まれないこと、データの提供を受けられない可能性があることに留意が必要である。

なお、電力量をエネルギー単位に換算するときは、3.60MJ/kWh の換算係数を用いる。

4) 熱供給

熱供給は、住宅用の販売実績を事業者が供給区域毎に把握している。この値は「熱供給事業便覧」に記載されている。市町村内に複数の熱供給事業者が供給を行っていることもあるので、該当する全ての熱供給区域の販売実績量を合算する。熱供給区域が複数市町村に跨っていれば、その区域に対しては世帯数で按分する。

$$\text{(消費量)} = \frac{\sum \{(\text{供給区域業務用販売量}) \times (\text{市町村業務系建物床面積})\}}{\sum (\text{供給区域内各市町村業務系建物床面積})}$$

3-4. 行項目-運輸部門

3-4-1. 旅客用乗用車（自家用家計）

運輸部門における算定対象は、家庭が保有する乗用車によるガソリンや軽油の消費である。いわゆる「自家用車」による消費であるが、「総合エネルギー統計」における「自家用」には、企業が所有する乗用車による消費が含まれていることを注記しておく。

自家用車の燃料としては石油製品であるガソリン・軽油のみを想定し、電力やその他の燃料消費量は、それが少量であることから 0 を計上する。「家計調査」中で軽油購入に関する調査項目が無いことから、軽油購入量はガソリン購入量に含めて申告されているものと想定し、自家用車による軽油消費量はガソリン消費推計量に含まれているものとする。ガソリンは「家計調査」中に示された所属都道府県庁所在地におけるガソリンの年間購入量の値を用いて推計する。

1) 石油製品

ガソリン消費量は、「家計調査」中に示された所属都道府県庁所在地におけるガソリンの購入量の値を補正し、世帯数を乗じることで推計する。3-3-1 節の 1) に述べたように、「家計調査」で購入量が示されているのは、都道府県庁所在地における世帯員数が 2 人以上の世帯における平均値である。

単身世帯におけるエネルギー消費量分を補正するため、都道府県庁所在地における単身世帯と 2 人以上の世帯におけるガソリン購入費の比率がエネルギー消費量の比率に等しいと仮定する。「家計調査」から得られる購入費や、直近の「国勢調査」から得られる世帯人員数別世帯数を用いて、以下の補正係数を計算する。

$$\frac{(\text{世帯人員補正係数}) = \{(\text{市町村 2 人以上世帯数}) + (\text{市町村単身世帯数}) \times (\text{単身世帯ガソリン購入費}) \div (\text{2 人以上世帯ガソリン購入費})\}}{(\text{市町村世帯数})}$$

また、都道府県庁所在地とそれ以外の市部・郡部における、交通事情の違いによる世帯エネルギー消費量の違いを考慮するため、ここでは世帯当たりの自動車保有台数の差異に着目して補正する。「市区町村別自動車保有車両数」から得られる自動車保有数と、「住民基本台帳」から得られる世帯数を用いて以下の補正係数を計算する。「市区町村別自動車保有車両数」は、登録自動車数に基づく実数を集計したものであるため、正確な値である。ただし、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は除かれている。

$$\frac{(\text{保有台数補正係数}) = \{(\text{市町村保有台数}) \div (\text{市町村世帯数})\}}{\{(\text{都道府県庁所在地保有台数}) \div (\text{都道府県庁所在地世帯数})\}}$$

2人以上世帯当たり消費量に、世帯人員補正係数と保有台数補正係数を乗じて交通事情の違いを勘案した総世帯当たり消費量に換算し、「住民基本台帳」から得られる世帯数を乗じて市町村における消費量を計算する。「家計調査」においては、ガソリン購入量はリットル単位で記載されているため、表 3-2 を用いてエネルギー単位に変換する必要がある。

表 3-2 ガソリンの熱量換算係数

	1999 年まで	2000 年以降
ガソリン	35.2MJ/l	34.6MJ/l

$$\frac{(\text{ガソリン消費量}) = (\text{都道府県庁所在地 2 人以上世帯当たりガソリン購入量}) \times (\text{世帯人員補正係数}) \times (\text{保有台数補正係数}) \times (\text{市町村世帯数}) \times (\text{単位換算係数})$$

この算定方法は、保有乗用車数によりエネルギー消費量を按分するという点で、エネルギー消費量を当該市町村の企業や住民に確実に帰属できるという利点はあるものの、乗用車一台あたりの石油製品消費量が都道府県内で一定であることを仮定していることに起因する誤差が存在する点に留意が必要である。

4. まとめ

4-1. 市町村レベルのエネルギー消費量算定法のまとめ

算定法のまとめを表 4-1 に示す。

表 4-1 市町村エネルギー消費量算定法のまとめ

(エネルギー単位)

	石炭	石炭製品	石油製品	都市ガス	電力	熱		
産業	=非製造業+製造業							
非製造業	=農林水産業+建設業・鉱業							
農林水産業	<p>都道府県別エネルギー消費統計値の就業者数按分 = (県消費量) × (市町村就業者数) ÷ (県就業者数)</p> <p>・県消費量：「都道府県別エネルギー消費統計」より ・市町村就業者数、県就業者数：直近「農業センサス」「林業センサス」「漁業センサス」より</p>					=0		
	<p>(特別の理由がある場合) 販売実績値データ提供依頼 = {(農事用電灯) + (農事用電力)} × (単位換算係数)</p> <p>・電力会社担当営業所等へデータ提供依頼 ・単位換算係数 3.6MJ/kWh</p>							
建設業・鉱業	<p>都道府県別エネルギー消費統計値の就業者数按分 = (県消費量) × (市町村就業者数) ÷ (県就業者数)</p> <p>・県消費量：「都道府県別エネルギー消費統計」より ・市町村就業者数、県就業者数：直近「事業所・企業統計」より</p>					=0		
	<p>(特別の理由がある場合) 販売実績値データ提供依頼 = {(臨時電灯) + (臨時電力) + (建設工事用電力) + (大口業種別販売量)} × (単位換算係数)</p> <p>・電力会社担当営業所等へデータ提供依頼 ・単位換算係数 3.6MJ/kWh</p>							
製造業	<p>都道府県別エネルギー消費統計値の製造品出荷額按分 = (県消費量) × (市町村製造品出荷額) ÷ (県製造品出荷額)</p> <p>・県消費量：「都道府県別エネルギー消費統計」より ・市町村製造品出荷額、県製造品出荷額：「工業統計」より</p>					=0		
民生	=家庭+業務他							
家庭	=0	<p>家計調査より推計 = (LPG 消費量) + (灯油消費量)</p> <p>(LPG 消費量) = (県庁所在地 2 人以上世帯当たりプロパンガス購入量) ÷ (1 - 県庁所在地都市ガス普及率) × (世帯人員補正係数☆) × (市町村世帯数) × (1 - 供給区域都市ガス普及率) × (単位換算係数)</p> <p>(灯油消費量) = (県庁所在地 2 人以上世帯当たり灯油購入量) × (世帯人員補正係数☆) × (市町村世帯数) × (単位換算係数)</p> <p>・県庁所在地 2 人以上世帯当たりプロパンガス/灯油購入量：「家計調査」より ・供給区域都市ガス普及率：「ガス事業年報」より ・市町村世帯数：「住民基本台帳」より ・単位換算係数：「総合エネルギー統計」より (表 3-1)</p>		<p>販売実績値の按分 = (供給区域販売量) × (市町村世帯数) ÷ Σ (供給区域内各市町村世帯数)</p> <p>・供給区域販売量：「ガス事業年報」より ・市町村世帯数：「住民基本台帳」より ・県内各市町村世帯数：各県または総務省による集計値より</p> <p>(利用可能な場合) 市町村統計書 ・「市町村統計書」より ・換算係数 41.1MJ/Nm³</p>		<p>都道府県別エネルギー消費統計値の按分 = (県消費量) × (市町村世帯数) ÷ Σ (県内各市町村世帯数)</p> <p>・県消費量：「都道府県別エネルギー消費統計」より ・市町村世帯数：「住民基本台帳」より ・県内各市町村世帯数：各県または総務省による集計値より</p> <p>(利用可能な場合) 市町村統計書 ・「市町村統計書」より ・単位換算係数 3.6MJ/kWh</p>		<p>販売実績値 = Σ {(供給区域住宅用販売量) × (市町村世帯数) ÷ Σ (供給区域内各市町村世帯数)}</p> <p>・供給区域住宅用販売量：「熱供給事業便覧」より ・市町村世帯数：「住民基本台帳」より ・供給区域内各市町村世帯数：各県または総務省による集計値より</p>

	石炭	石炭製品	石油製品	都市ガス	電力	熱
			<p>(世帯人員補正係数☆) = {(市町村 2人以上世帯数) + (市町村単身世帯数) × (単身世帯各購入費) ÷ (2人以上世帯各購入費)} ÷ (市町村世帯数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村 2人以上世帯数、市町村単身世帯数：「国勢調査」より 市町村世帯数：「住民基本台帳」より 単身世帯プロパンガス購入費、単身世帯灯油購入費、2人以上世帯プロパンガス購入費、2人以上世帯灯油購入費：「家計調査」より 	<p>(特別の理由がある場合) 販売実績値データ提供依頼 = (家庭用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当事業所へデータ提供依頼 換算係数 41.1MJ/Nm³ 	<p>(特別の理由がある場合) 販売実績値データ提供依頼 = {(定額電灯) + (従量電灯 A~C) + (電灯選択約款)} × (単位換算係数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力会社担当営業所等へデータ提供依頼 単位換算係数 3.6MJ/kWh 	
業務他	=0	<p>都道府県別エネルギー消費統計値の按分 = (重油/灯油消費量) + (LPG消費量)</p> <p>(重油/灯油消費量) = (県石油製品消費量) × (全国重油/灯油消費量) ÷ (全国石油製品消費量) × (市町村業務系建物床面積) ÷ Σ (県内各市町村業務系建物床面積)</p> <p>(LPG消費量) = (都道府県石油製品消費量) × (全国LPG消費量) ÷ (全国石油製品消費量) × (市町村業務系建物床面積) × (1 - 市町村都市ガス普及率) ÷ Σ {(都道府県内各市町村業務系建物床面積) × (1 - 県内各市町村都市ガス普及率)}</p> <ul style="list-style-type: none"> 県石油製品消費量：「都道府県別エネルギー消費統計」より 全国重油/灯油/LPG消費量、全国石油製品消費量：「総合エネルギー統計」より 市町村業務系建物床面積：「固定資産の価格等の概要調書」より 県内各市町村業務系建物床面積：総務省による集計値より 市町村都市ガス普及率、県内各市町村都市ガス普及率：「ガス事業年報」より 	<p>販売実績値の按分 = (供給区域商業用販売量) × (市町村業務系建物床面積) ÷ Σ (供給区域内各市町村業務系建物床面積)</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給区域商業用販売量：「ガス事業年報」より 市町村業務系建物床面積：「固定資産の価格等の概要調書」より 供給区域内各市町村業務系建物床面積：総務省による集計値より <p>(特別の理由がある場合) 販売実績値データ提供依頼 = (業務用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当事業所へデータ提供依頼 	<p>都道府県別エネルギー消費統計値の按分 = (県消費量) × (市町村業務系建物床面積) ÷ Σ (県内各市町村業務系建物床面積)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県消費量：「都道府県別エネルギー消費統計」より 市町村業務系建物床面積：「固定資産の価格等の概要調書」より 県内各市町村業務系建物床面積：総務省による集計値より <p>(特別の理由がある場合) 販売実績値データ提供依頼 = {(業務用電力) + (低圧電力) + (事業用電力) + (大口その他業種向販売量) + (特定規模需要非製造向販売量) + (公衆街路用電灯)} × (単位換算係数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力会社担当営業所等へデータ提供依頼 単位換算係数 3.6MJ/kWh 	<p>販売実績値 = Σ {(供給区域業務用販売量) × (市町村業務系建物床面積) ÷ Σ (供給区域内各市町村業務系建物床面積)}</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給区域業務用販売量：「熱供給事業便覧」より 市町村業務系建物床面積：「固定資産の価格等の概要調書」より 供給区域内各市町村業務系建物床面積：総務省による集計値より 	
運輸	=旅客					
旅客	=乗用車					
乗用車	=自家用					
自家用	=家計寄与分					
家計寄与分	=0	<p>家計調査より推計 = (ガソリン消費量)</p> <p>(ガソリン消費量) = (県庁所在地 2人以上世帯当たりガソリン購入量) × (世帯人員補正係数☆) × (保有台数補正係数★) × (市町村世帯数) × (単位換算係数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県庁所在地 2人以上世帯当たりガソリン購入量：「家計調査」より 市町村世帯数：「住民基本台帳」より 	=0	=0	=0	

	石炭	石炭製品	石油製品	都市ガス	電力	熱
			<ul style="list-style-type: none"> ・単位換算係数：「総合エネルギー統計」より（表 3-2） （世帯人員補正係数☆）＝ {(市町村 2 人以上世帯数) + (市町村単身世帯数) × (単身世帯ガソリン購入費) ÷ (2 人以上ガソリン購入費)} ÷ (市町村世帯数) （保有台数補正係数★）＝ {(市町村保有台数) ÷ (市町村世帯数)} ÷ {(県庁所在地保有台数) ÷ (県庁所在地世帯数)} ・市町村 2 人以上世帯数、市町村単身世帯数：「国勢調査」より ・単身世帯ガソリン購入費、2 人以上世帯ガソリン購入費：「家計調査」より ・市町村世帯数、県庁所在地世帯数：「住民基本台帳」より ・市町村保有台数、県庁所在地保有台数：「市区町村別自動車保有車両数」より 			

4-2. エネルギー消費量の二酸化炭素排出量への換算

エネルギー消費量が算定されれば、それに排出係数を乗じることで、二酸化炭素排出量を推計することができる。ここでは、二酸化炭素排出量を炭素量（単位は t-C（炭素換算トン）等）に換算した値で表す。排出係数は、「都道府県別エネルギー消費統計」より、都道府県別・エネルギー源別の係数を計算して用いる。

排出係数とは、単位エネルギー消費量当たりの二酸化炭素排出量を表す値で、エネルギー源の種類ごとに異なる。表 4-2 に、「石炭」「石炭製品」「石油製品」の炭素排出係数を示す。ここでは、今回エネルギー消費量を算出したものよりもエネルギー源が詳細に分類されている。何らかの方法でこの表に対応するエネルギー消費量の内訳が判明するならば、この炭素換算係数の値を乗じることで排出量が計算できる。

しかし、市町村レベルでは消費量の内訳を算定することは一般には困難である。この内訳の構成には地域差が大きいと考えられることから、全国一律にこの構成を仮定することは適切でない。また、電力や熱などは生産プロセスが地域によって異なるため、排出係数も地域によって異なる。

これより、今回分類したエネルギー源・部門別に対応する排出係数を都道府県レベルで計算し、これに消費量を乗じることで排出量を推計することとする。排出係数は、「都道府県別エネルギー消費統計」の該当都道府県のエネルギーバランス表の、「石炭」「石炭製品」「石油製品」「都市ガス」「電力」「熱供給」のエネルギー源別・「農林水産業」「建設業・鉱業」「製造業」「家庭」「業務他」「運輸旅客乗用車」の部門別に、炭素排出量（炭素単位表より）を、エネルギー消費量（エネルギー単位表より）にて除することで計算できる。

$$\underline{\text{（都道府県別各排出係数）} = \text{（都道府県各炭素排出量）} \div \text{（都道府県各エネルギー消費量）}}$$

$$\underline{\text{（炭素各排出量）} = \text{（市町村各エネルギー消費量）} \times \text{（都道府県別各排出係数）}}$$

表 4-2 エネルギー源別炭素換算係数

単位：t-C/TJ (1990年～2003年)

石炭	コークス用原料炭	24.5
	吹込用原料炭	24.5
	輸入一般炭	24.7
	国産一般炭	24.9
	輸入無煙炭	25.5
石炭製品	コークス	29.4
	コールタール	20.9
	コークス炉ガス	11.0
	高炉ガス	※別表参照
	転炉ガス	38.4
石油製品	ナフサ	18.2
	ガソリン	18.3
	ジェット燃料	18.3
	灯油	18.5
	軽油	18.7
	A重油	18.9
	B重油	19.2
	C重油	19.5
	潤滑油	19.2
	その他重質石油製品	20.8
	オイルコークス	25.4
	電気炉ガス	38.4
	製油所ガス	14.2
	LPG	16.3
	都市ガス	※別表参照

※高炉ガス、都市ガスについては、以下の年度別の数値を用いる。

年度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
高炉ガス	27.3	27.2	27.1	27.1	27.0	26.9	26.9
都市ガス	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	13.9
年度	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
高炉ガス	26.8	26.7	26.6	26.6	26.5	26.5	26.5
都市ガス	13.9	13.8	13.8	13.8	13.8	13.7	13.7

参考資料 4

地方公共団体における施策事例

(1) 施策事例と対策メニュー

地方公共団体における施策事例と、施策がカバーする対策メニューとの関係を以下の表に示す。なお、事例掲載都道府県名及び市区町村名は、(2)に示す具体的事例に対応している。

図 地方公共団体における施策事例と対策メニューとの関係

No.	分類	施策名	概要	事例掲載 都道府県	事例掲載 市区町村	施策がカバーする対策メニュー															
						産業			業務				家庭				運輸			転換	廃棄物
						運用改善	機器導入	燃料転換	運用改善	躯体改善	機器導入	燃料転換	運用改善	躯体改善	機器導入	燃料転換	運用改善	機器導入	燃料転換		
1	条例規制	エネルギー環境計画書制度	一定規模以上の工場・事業場に対し、温暖化対策計画書、実施状況書等の提出を義務づける。	愛知県		○	○	○	○	○	○										
2	条例規制	建築物環境計画書制度	一定規模以上の建築物の建築主に環境計画書の提出を義務づける。	東京都				○	○	○	○										
3	条例規制	アイドリングストップの義務化	自動車等を「駐車」している間におけるアイドリングストップを義務付ける。	山梨県	奈良市 (奈良県)											○					
4	導入支援	クリーンエネルギー自動車導入費補助	クリーンエネルギー自動車の購入に対して、費用の一部を補助する。	群馬県	姫路市 (兵庫県)													○			
5	導入支援	高効率給湯器購入補助	高効率給湯器購入に対して、費用の一部を補助する。		岡崎市 (愛知県)								○		○	○					
6	取組支援	エコ工場、エコオフィスの登録制度	地球環境保全等に関し、地方公共団体の定める登録要件を満たす工場やオフィスをエコ工場、エコオフィスとして登録する。	滋賀県	高松市 (香川県)	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	
7	取組支援	環境家計簿	インターネット環境家計簿に家庭の電気やガス等の使用量を入力することにより、家庭からのCO ₂ 排出量の把握、一般家庭の平均値との比較・評価が可能。参加希望者は会員登録必要。	京都府	下関市 (山口県)								○		○						

No.	分類	施策名	概要	事例掲載 都道府県	事例掲載 市区町村	施策がカバーする対策メニュー															
						産業			業務			家庭				運輸			転換	廃棄物	
						運用改善	機器導入	燃料転換	運用改善	躯体改善	機器導入	燃料転換	運用改善	躯体改善	機器導入	燃料転換	運用改善	機器導入			燃料転換
18	取組支援	グリーン配送制度	地方公共団体に物品を納入する際に指定のエコカーによる配送をお願いするもの。	愛知県														○	○		
19	取組支援	パークアンドバスライド等による交通渋滞の緩和	公共バスへの支援補助や、駐車場の整備等を行う。	岐阜県									○					○	○		
20	取組支援	公共交通支援	バス、電車などの公共交通機関に対して助成金を支給する。ノーマイカーデー実施のため、バス機関へ（割引のための）助成金を支給。市営バスの低公害車化をはかる。	徳島県	神戸市 (兵庫県)									○				○	○		
21	取組支援	エコドライブ会員登録	地方公共団体が指針として定めた「エコドライブメンバーズクラブ」に個人・事業者が会員として登録してもらうことにより、エコドライブの取組を普及促進・拡大する。	京都府														○			
22	取組支援	エコポイント制度	各家庭での電気・ガス・水道の使用量を昨年より減らすと、その割合に応じて参加グループに支援金が支給される。	三重県	松山市 (愛媛県)									○				○			
23	取組支援	自治体版 CASBEE の作成・普及	地域の特性に応じた自治体版 CASBEE を作成・普及させるとともに、マンション広告等で等級の表示を義務づける。	名古屋市						○	○							○	○		
24	表彰制度	省エネ・新エネ促進大賞の表彰	省エネルギー等に関する事例発表及び省エネ新エネ促進大賞の表彰を行う。	宮城県			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
25	表彰制度	グリーン企業表彰	率先して環境保全活動に取り組み、その成果が顕著で他の模範となる企業を表彰。	石川県	花巻市 (岩手県)		○	○	○	○	○	○								○	○
26	ラベリング	マンション環境性能表示	マンション広告等において、温熱環境等の環境性能に関する表示を義務づける。	東京都															○	○	

(2) 施策における具体的事例

地方公共団体における施策の具体的事例を次頁以降に示す。

施策一覧（事例目次）

01. エネルギー環境計画書制度	9
02. 建築物環境計画書制度	10
03. アイドリングストップの義務化	11
04. クリーンエネルギー自動車導入費補助	13
05. 高効率給湯器購入補助	15
06. エコ工場、エコオフィスの登録制度	16
07. 環境家計簿	18
08. 家庭環境マネジメントシステムの実施	20
09. エコファミリー登録制度	22
10. 省エネルギー新エネルギー普及促進事業	23
11. 複数主体間のエネルギー融通	25
12. 環境マネジメントシステムの取得推進	26
13. 地方公共団体版環境マネジメントシステムの取得推進	28
14. 公共工事入札制度における優遇制度	29
15. 北方型住宅普及推進事業	30
16. 緑のカーテン普及促進事業	32
17. 屋上緑化補助	33
18. グリーン配送制度	34
19. パークアンドバスライド等による交通渋滞の緩和	35
20. 公共交通支援	36
21. エコドライブ会員登録	38
22. エコポイント制度	39
23. 自治体版 CASBEE の作成・普及	41
24. 省エネ・新エネ促進大賞の表彰	42
25. グリーン企業表彰	43
26. マンション環境性能表示	45
27. 省エネ家電普及キャンペーン	46
28. 学校におけるエネルギー教育の推進	47
29. 省エネ・新エネパンフレットの作成・配布	48
30. 省エネ出前講座	49
31. 夏・冬のライフスタイルキャンペーン	51
32. 環境にやさしい買い物キャンペーン	52
33. エコショップ認定制度	53
34. アイドリングストップキャンペーン	54
35. 公共交通普及キャンペーン	56
36. 率先行動	57

01. エネルギー環境計画書制度

愛知県 地球温暖化対策計画書（実施状況書）	
所管	愛知県環境部大気環境課 地球温暖化対策室
策定期間	施行：2004（平成16）年4月1日
目的・意義	<p>近年、自動車走行に伴う大気汚染等の都市生活型の公害を始め、地球温暖化、化学物質による汚染、土壌、地下水汚染等、環境問題の分野が広がっている。これらの問題に対処し、よりよい環境を確保するために、県は「愛知県公害防止条例（制定：昭和46年）」を改正し、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を平成15年10月に施行した（公布：平成15年3月）。同条例第73条において、温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等を設置又は管理する者に対して、「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書（地球温暖化対策計画書）」の提出を義務づけた。</p> <p>地球温暖化対策計画書の作成、提出により、各事業者が温室効果ガスの排出状況を自ら把握するとともに、排出の抑制に係る措置を検討することにより地球温暖化対策の重要性を認識し、温室効果ガスの排出の抑制につなげることを目的としている。</p>
対象	<p>愛知県内（名古屋市内を除く）の工場等で、以下のいずれか（あるいは両方）の要件に該当する工場又は事業場</p> <p>(1) 燃料及びこれを熱源とする熱の年度の使用量が原油換算で1500キロリットル以上</p> <p>(2) 電気の年度の使用量が600キロワット時以上</p> <p>注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱及び電気については、他人から供給されたものに限る。 ・工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の燃料の使用量（県内において使用される量に限る）を含む。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象事業者に対して、地球温暖化対策計画書（計画期間の初年度に提出：原則3年毎）、地球温暖化対策実施状況書（計画に基づく措置を行った翌年度に提出：毎年）を作成させ、知事に提出させる。 ➤ 対象事業者に対して、地球温暖化対策計画書を公表させる。 ➤ 地球温暖化対策計画書 記載内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制 (2) 温室効果ガスの排出の状況 (3) 温室効果ガスの排出の抑制に係わる目標 (4) 温室効果ガスの排出の抑制に係わる措置 (5) その他必要と認める事項（基準年度における燃料及び熱の使用量並びに電気の使用量等） ➤ 地球温暖化対策実施状況書 記載内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制 (2) 温室効果ガスの排出の状況 (3) 温室効果ガスの排出の抑制に係わる目標の達成状況 (4) 温室効果ガスの排出の抑制に係わる措置の実施状況 (5) その他必要と認める事項（計画書に準ずる）
適用実績	<p>16年度計画書提出数 572 事業所</p> <p>17年度実施状況提出数 556 事業所</p> <p>実施状況書提出率（実施状況計画書提出数/計画書提出数） 97%</p>

出典・参考文献：

<http://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/jigyo/todokede/ondanka/tebiki.pdf>

経済産業省『平成17年度新エネルギー等導入促進基礎調査（地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査）』平成18年4月

02. 建築物環境計画書制度

東京都 建築物環境計画書制度																																	
所管	東京都環境局 都市地球環境部 環境配慮事業課 建築物係																																
策定時期	施行：2002（平成14）年6月																																
目的・意義	<p>建築物における環境配慮の全体像を明らかにすること、優れた環境配慮の取組を行った場合にはそのレベルを評価することなどにより、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場を形成し、新たな環境技術の開発を促進する。また、従来型の規制的手法ではなく、建築主自身が環境配慮の取組を指針に基づいて評価すること、都が建築物環境計画書等を広く社会に公表することなどにより、建築主の自主的な取組を促す。</p> <p>【根拠となる条例】 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 （施行：平成13年4月、改正（施行）：平成17年10月）</p>																																
対象	延床面積10,000㎡超の建築物の建築主																																
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象建築主に対して建築物環境計画書の提出を義務付ける ➢ 提出された建築物環境計画書を都のホームページで公表 ➢ 建築物環境計画書における環境配慮の対象範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用の合理化 ・資源の適正利用 ・自然環境の保全 ・ヒートアイランド現象の緩和（平成17年10月以降） ➢ 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物環境計画書提出書 ・建築物環境計画書 ・取組・評価書（住宅用・住宅以外用の2種類有） ・取組・評価書の内容を確認できる図面 																																
適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 17年度計画書提出実績（H17.12.31現在） <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>住宅</th> <th>事務所</th> <th>学校</th> <th>工場等</th> <th>店舗</th> <th>病院</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件</td> <td>80</td> <td>20</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">計145件</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 17年度完了届提出実績（H17.12.31現在） <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>住宅</th> <th>事務所</th> <th>学校</th> <th>工場等</th> <th>店舗</th> <th>病院</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件</td> <td>41</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">計73件</p>	用途	住宅	事務所	学校	工場等	店舗	病院	その他	件	80	20	12	8	12	3	10	用途	住宅	事務所	学校	工場等	店舗	病院	その他	件	41	11	5	4	7	4	1
用途	住宅	事務所	学校	工場等	店舗	病院	その他																										
件	80	20	12	8	12	3	10																										
用途	住宅	事務所	学校	工場等	店舗	病院	その他																										
件	41	11	5	4	7	4	1																										

出典・参考文献：

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/building/index.htm>

経済産業省『平成17年度新エネルギー等導入促進基礎調査（地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査）』平成18年4月

03. アイドリングストップの義務化

山梨県 アイドリングストップの義務化	
所管	山梨県庁 循環型社会推進課 環境活動担当
策定期期	施行：2005（平成17）年10月1日
対象	自動車を運転する人、事業者、駐車場管理者
取組内容	<p>●義務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 駐車時の原動機停止（アイドリングストップ）を義務化する。（※違反措置のない義務規定である。） <p>【義務の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車を運転する人：アイドリングストップ ・事業者：アイドリングストップの周知や指導 ・駐車場管理者：アイドリングストップの周知 <ul style="list-style-type: none"> ➢ アイドリングをしてはいけないときは、自動車を「駐車」（道路交通法上の駐車）している間とする。具体的には次のような場面。 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場などで誰かを待っているとき ・コンビニエンスストアやスーパーで買い物をしているとき ・荷物の積み降ろしで5分以上停車するとき ・サービスエリアなどで休憩したり、仮眠をとるとき ➢ 人命・災害に関わる緊急の場合などは、駐車中であってもエンジンを切る必要はない。例えば次のような場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・救急車やパトカーなどの緊急自動車の業務執行時 ・保冷貨物自動車、クレーン自動車、コンクリートミキサー車など、原動機（エンジン）を稼働させていないと使用できなくなってしまう特殊な機能を使用している場合 <p>●周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ アイドリングストップの条例義務化についてのチラシ、ポスターの作成 ➢ アイドリングストップ条例義務化、エコドライブ運動推進キャンペーンを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ宣言者にエコドライブ啓発ステッカーを配布（山梨県オリジナルハローキティデザイン） ・エコドライブ運動は、アイドリングストップを始めとする環境に配慮した運転 10 項目「エコドライブ 10 のすすめ」の中から項目を指定し宣言、取り組んでもらうというもの
適用実績	平成17年度 エコドライブ宣言車数 6589台（平成16年度 1345台） 宣言内訳 男性 4406 女性 2147 その他（社用車等） 36 （県内 6407 県外 146）
備考	<p>アイドリングの効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 乗用車一台あたりの効果 <ul style="list-style-type: none"> 1日合計10分間アイドリングストップをした場合約140ccのガソリンを節約でき、1年間では、51リットルになる。 =CO₂に換算すると122kgの削減（ドラム缶308本相当） （2000ccAT乗用車 平均12km/L 基準） ➢ 山梨県全体の効果 <ul style="list-style-type: none"> 県内の全乗用車が1日合計10分アイドリングストップした場合の1年間の削減量は、61,122トンの年（122kg/年×501,000台）になる。 また、県の二酸化炭素排出量に占める割合は、京都議定書の基準年である1990年で考えまると、山梨県の二酸化炭素排出量(1990年)は5,995,000トンなので、約1%（61,122トン÷5,995,000トン×100）に相当する。 このうち運輸部門の排出量(1990年)2,606,000トンに占める割合は約2.3%（61,122トン÷2,606,000トン×100）に相当する。

出典・参考文献：

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/junkan/64267279636.html>

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/junkan/67637455377.html>

奈良市（奈良県） 「奈良市アイドリング・ストップに関する条例」	
所管	奈良市 企画部 環境保全課
策定時期	施行：2000（平成12）年4月
目的・意義	世界遺産周辺をアイドリング・ストップ促進重点区域に指定し、この区域での駐車時の不必要なエンジンの稼働を停止することにより、自動車の排気ガスを減らし、市民の生活環境及び文化財を保全する。
対象	事業者、市民、観光客等世界遺産周辺を訪れる全ての人
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 条例の概要、および施行区域 <p>「奈良市アイドリング・ストップに関する条例」を施行し、世界遺産の周辺をアイドリング・ストップ促進重点区域に指定し、この区域で自動車を駐車した時の不必要なエンジンの稼働の停止を推進する。条例により課せられる罰則はなく、条例の遵守は運転者のマナーに委ねられる。</p> <p>条例施行区域は、世界遺産登録されている、東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡の8資産郡周辺である。</p> ➤ 乗務員休憩所の設置 <p>指定区域でのアイドリング・ストップを推進するため、世界遺産登録中の8資産郡のうち春日大社、薬師寺、唐招提寺の駐車場に乗務員休憩所を設置。</p>

出典・参考文献：

<http://www.city.nara.nara.jp/www/contents/1162344503364/files/rekisi18pdf.pdf>

<http://www.city.nara.nara.jp/www/contents/1162344503364/files/tikyuuukankyoul8pdf.pdf>

04. クリーンエネルギー自動車導入費補助

群馬県 天然ガス自動車導入費補助	
所管	群馬県 環境・森林局 環境政策課
策定時期	施行：2003（平成15）年
目的・意義	自動車から排出される排気ガスによる大気汚染の低減を図るため低公害車の導入を進める。 ➤ 天然ガス自動車の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭に供給されている都市ガスの原料でもある天然ガスを燃料として走る自動車 ・気体のまま圧縮して高圧ガス容器に貯蔵し、それを燃料とする圧縮天然ガス自動車ももっとも普及している ・天然ガスは、硫黄分などの不純物を含まないクリーンなエネルギーのため排出ガスの浄化が容易で、二酸化炭素排出量もガソリン車より2～3割少ない
対象	➤ 県民又は県内事業者 ➤ 使用の本拠を県内とする天然ガス自動車を購入する者 （環境対策用途車両等、知事が認めたものにあつては市町村及び一部事務組合を含む）
取組内容	➤ 補助対象経費・補助率 導入する車両の本体価格と通常車両価格の差額又は改造費の1/4（千円未満切り捨て）の補助金を与える ※（社）日本ガス協会の天然ガス自動車等導入促進事業で定めがあるものにあつては、同事業の補助基本額を上限とする ➤ 補助金限度額 <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量3.5t超又は定員11人以上の車両 300千円 ・上記以外の車両 200千円 ➤ 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県天然ガス自動車導入補助金交付申請書 ・群馬県天然ガス自動車導入補助事業実績報告書 ・契約書又はこれに代わるものの写し ・支払証拠書類の写し（領収書の写し） ・写真（正面斜めからナンバーが確認できるもの） ・自動車検査証の写し <ol style="list-style-type: none"> (1)備考欄に“新規登録”の記載があること (2)燃料の欄に“CNG”の記載があること (3)初年度登録月が登録年月日と一致すること (4)所有者の欄が申請者と一致すること。 ・群馬県天然ガス自動車導入補助金交付請求書
適用実績	➤ 平成16年度 <ul style="list-style-type: none"> ・公布台数 22台

出典・参考文献：

<http://www.pref.gunma.jp/d/01/cng/index.htm>

<http://www.pref.gunma.jp/d/01/download/18hakusyo/18hakusyo.pdf>

経済産業省『平成17年度新エネルギー等導入促進基礎調査（地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査）』平成18年4月

姫路市（兵庫県） 「姫路市低公害車普及促進対策助成事業」	
所管	姫路市 環境保全課 大気騒音係
策定期間	施行：2003（平成15）年4月1日
目的・意義	低公害車の購入又はリース契約による導入（以下単に「導入」という。）をしようとする者に対して、その資金の一部を補助することにより低公害車の普及を促進し、もって自動車排出ガスによる大気汚染を防止し、市民の健康の保護と生活環境の保全を図ること。
対象	姫路市内に住所又は事業所を置き、事業を営んでいる法人又は個人、または事業
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象事業者 <ul style="list-style-type: none"> 姫路市の区域内で事務所又は事業所を置き、事業を営む法人又は個人。ただし、公法人、公益法人及び次に掲げる事業者を除くもの。 ・電気事業者 ・天然ガス事業者 ・自動車製造業者 ・総合リース業者（上記事業者に対してリースするために低公害車を購入する事業者に限る） ・自動車賃貸業者（上記事業者に対してリースするために低公害車を購入する事業者に限る） ➤ 助成事業の対象事業 <ul style="list-style-type: none"> 事業者が補助金の交付を受けて、姫路市の区域内に使用の本拠の位置を有し、現に使用するディーゼル自動車を解体廃車し、当該車両と同等程度の自家用の低公害車を5年以上の期間にわたり使用することを前提として導入をする事業。 ➤ 対象となる低公害車 <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車 ➤ 補助金額 <ul style="list-style-type: none"> 低公害車と既存車（ベース車両）との差額の2分の1以内で、一台につき200万円を上限とする。 ➤ 交付条件 <ul style="list-style-type: none"> ・姫路市内に使用の本拠を置き、現在使用しているディーゼル自動車を解体廃車すること。 ・購入により導入する場合は、低公害車を5年間使用すること。リース契約の場合は、5年以上の契約期間とすること。 ・自家用（白ナンバー）のみを対象とする。営業用（緑ナンバー）は別制度を利用。 ➤ 手続きに必要な書類 <ul style="list-style-type: none"> 申請に必要な書類は環境保全課または市のホームページで配付している。必要事項を記入のうえ、環境保全課まで提出する。

出典・参考文献：

<http://www.city.himeji.hyogo.jp/kankyoho/teikougaisya/index.html>

<http://www.city.himeji.hyogo.jp/kankyoho/teikougaisya/hojoyoukou.pdf>

05. 高効率給湯器購入補助

岡崎市（愛知県） 「岡崎市高効率給湯器設置費補助金」	
所管	岡崎市 環境総務課 環境管理班
策定期間	実施期間：2006（平成18）年～2009（平成21）年
目的・意義	高効率給湯器を設置する者に対してその経費の一部を補助することにより、高効率給湯器の普及を図り、もって市が行う地球温暖化防止に関する施策の推進に寄与すること。
対象	市民
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 補助対象となる給湯器 <ul style="list-style-type: none"> ・（財）ヒートポンプ・蓄熱センターが指定する CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（通称：エコキュート） ・（社）日本ガス協会及び（財）エルピーガス振興センターが指定するガスエンジン給湯器（通称：エコウィル）従業員へのごみ減量・資源化啓蒙活動 ➤ 補助金額：1台につき4万円（1世帯1台のみ） ➤ 補助対象 <ol style="list-style-type: none"> 1. 自身が居住し、所有している市内の住宅に設置しようとする者 2. 自身が住むために新築する市内の住宅に、新築と同時に設置しようとする者（所有とは、同居の親族の所有である場合を含む） （1と2のいずれも、店舗などの併用住宅を含み、住民登録をしていなければならない。2の場合は住宅完成後に住民登録することが必要。） ➤ 申請時に必要な書類 <ol style="list-style-type: none"> 1. 市費補助金等交付申請書 2. 補助対象給湯器設置計画書 3. 設置予定住宅の所在地がわかる地図 4. 設置工事着手前の写真（給湯器を設置しようとする場所の写真） 5. 給湯器設置に関する見積書の写し（内訳として給湯器等機器一式の費用とその工事費が示されているもの） 6. その他審査に必要な書類

出典・参考文献：

<http://www.city.okazaki.aichi.jp/yakusho/ka3510/ka800.htm>（概要）

<http://www.city.okazaki.aichi.jp/yakusho/ka3510/kayousiki/ka803.pdf>（パンフレット）

<http://www.city.okazaki.aichi.jp/yakusho/ka1005/jisshikeikaku/3-toshikankyo.pdf>（「岡崎21世紀プラン第7期実施計画について」第三章）

06. エコ工場、エコオフィスの登録制度

滋賀県 滋賀チャレンジオフィス(関西エコオフィス宣言)	
所管	滋賀県琵琶湖環境部 エコライフ推進課 環境活動推進担当
目的・意義	民生部門のうちオフィスの温室効果ガス削減対策を推進するため。
対象	民間企業や団体、行政の事業所
取組内容	<p>「滋賀チャレンジオフィス」運動の趣旨に賛同する事業者は、届出書に取組内容を記入のうえ滋賀県の受付窓口へ提出するとともに、後日県から送付（新規応募の場合のみ）する「関西エコオフィス宣言」ステッカー等をオフィスの入口に掲示し、宣言した取組みを実践する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「滋賀チャレンジオフィス届出書」を提出した事業所に「関西エコオフィス宣言」ステッカー、宣言チラシ、宣言バッジを送付。必要に応じて啓発資料やポスターを送付。また、希望する場合、関西広域連携協議会のホームページに掲載される。 ▶ 宣言オフィスは、翌年2月末までに実施報告書を受付窓口へ提出する。 ▶ 先進的、独自の取組みは、取組内容を参考事例として広く紹介。特に優れた取組みを行っているオフィスは、関西広域連携協議会から「エコオフィス大賞」や「推奨エコオフィス」などとして表彰。 ▶ 取組項目：（極力多数の項目の取組みが望ましいが、1項目の取組みでも可。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正冷房 28℃以上 ・ 夏季の軽装勤務（ノーネクタイ等） ・ 適正暖房 20℃以下 ・ 節電の励行（不必要な電灯の消灯等） ・ 節水の励行（節水こまの利用等） ・ 省エネ設備機器の導入（断熱材の利用、インバータ式エアコンの導入等） ・ 新エネ設備機器の導入（太陽光発電の導入等） ・ グリーン製品の購入（リサイクル製品の購入、低公害車の導入等） ・ 緑化の推進（屋上緑化、敷地内緑化等） ・ エコドライブの励行（アイドリングストップ、経済速度の遵守等） ・ 自動車利用の抑制（ノーカーデー、公共交通機関・自転車の利用奨励等） ・ ごみの再資源化（ごみ分別の徹底、廃棄物排出量の削減等） ・ 滋賀独自の重点取組み（従業員へのISOエコ家族の普及、従業員向け環境学習の実施） ・ その他（独自に設定した取組み）
適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成17年度12月現在 参加事業所数 482 ▶ 平成17年度 関西エコオフィス大賞 株式会社平和堂（滋賀県彦根市、小売業） 取組内容：買い物袋持参運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年度の買い物袋持参率は全店実績で31.2%となり、これは日本チェーンストア協会平均の12.6%を大きく上回り全国トップクラスとなった。 ・ レジ袋辞退のお客様には、ポイントカードにエコポイント5点（5円相当）を加算し、レジ袋の経費を還元している。 ・ 年間で削減できたレジ袋は約5198万枚となり、レジ袋の原料である原油資源を約673キロリットルの削減、一方で家庭ごみを約327トン削減（CO₂削減量は約876トン）する効果があった。 ▶ 平成17年度 関西推奨エコオフィス大賞 パナホーム株式会社 本社工場（滋賀県東近江市、工業化住宅の生産、販売、施工など） 取組内容：ごみの再資源化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工現場で廃棄物となっていた緩衝材のリユースを徹底 ・ 施工現場で廃棄物となっていた部品・部材等のリユースを徹底 ・ 工場で廃棄物となっていた木くず（木粉）を活性炭にリサイクル

出典・参考文献：

<http://www.pref.shiga.jp/kakuka/d/ecolife/challengeoffice/>

<http://www.kippo.or.jp/kc/frame/ecooffice.html>

高松市（香川県） 「地球にやさしいオフィス」登録制度	
所管	高松市 環境部 環境政策課
策定期間	発足：1992（平成4）年11月1日
目的・意義	地球にやさしいオフィス登録制度の実施により、事業所のごみ減量・再資源化活動を促進する。
対象	事業所
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「地球にやさしいオフィス」登録資格 下記のような内容でごみの減量・資源化に取り組んでいる事業所は、市に「地球にやさしいオフィス」登録申請をすることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・古紙などの資源となるものの分別回収 ・事務用紙などの紙の使用節減 ・再生紙などリサイクル商品の利用 ・従業員へのごみ減量・資源化啓蒙活動 ➤ 登録済み事業所のメリット、登録後に発生する義務等 <ul style="list-style-type: none"> ・高松市のホームページで、「地球にやさしいオフィス」の登録オフィス名を適時発表 ・登録オフィスは、「地球にやさしいオフィス」の名称、ごみ減量・資源化シンボルマークや広告などを使用することができる ・登録オフィスは、年1回、報告書を提出しなければならない
適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2005年度までの「地球にやさしいオフィス」登録件数は、合計で546件（出典：平成17年度高松市環境マネジメントシステム実施報告書/平成18年8月作成）。 ➤ 登録事業所の例 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社セシール（1992年（平成4年）12月登録） 再生紙使用の推進、ゴミの分別回収等の省資源活動や、冷暖房温度の設定変更、こまめな消灯の実施等、オフィスの省エネ運動を実践。特に再生紙については、チラシ、段ボールケース、紙器ケース、コピー用紙等に対して積極的な使用を推進しており、平成14年度における再生紙の使用実績は、約4,100トン（使用している紙資源の約8%にあたる）。また、商品出荷用段ボールケースの紙袋への変更を拡大する等、紙の使用量そのものの削減にも取り組んでいる。その他、古紙再生紙を利用した商品をカタログに掲載して販売する等、環境に配慮した商品開発を進めるとともに、あらゆる商品分野において容器包装等を必要最小限にとどめることに取り組んでいる。 ・鹿島建設株式会社 四国支店（1992年（平成4年）12月登録） オフィスごみの分別回収の徹底、オフィスで使用する紙の削減（資料作成時の両面印刷、裏紙使用等）、古紙の分別収集とリサイクル等の取り組みを行っている。 結果、2000年度には、オフィスから排出されるごみ総量が32%減（およそ3.2トン。前年度比）、ごみのリサイクル率が7%上昇（前年度比）し、53%となり、コピー用紙購入量が23%減（前々年度比）となった。

出典・参考文献：

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/5504.html>

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kankyuu/hozen/hosin/iso14001H17hokokusyo.pdf>

<http://www.cecile.co.jp/Eco/pdf/031118.pdf>

07. 環境家計簿

京都府 インターネット環境家計簿	
所管	京都府企画環境部地球温暖化対策プロジェクト
目的・意義	紙の環境家計簿では、二酸化炭素の排出量の計算などが大きな負担となるほか、わかりやすいグラフを書くのも難しい。この点、パソコンやインターネットを使うと、入力したその場でグラフが表示されるほか、診断やアドバイスも出てくるため、生活の見直しをする手段として活用できる。
対象	家庭
取組内容	<p>登録者に対して、インターネット環境家計簿と、それに関連するサービスを提供 ステップ1（1日版）、ステップ2（1週間版）、ステップ3（1箇月版）の3段階のサービスを用意</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ きょうとエコ貯金（ステップ1） <ul style="list-style-type: none"> ・1日の取組を宣言して実践。報告するたびにポイントがたまる ➤ エコ親子（ステップ2） <ul style="list-style-type: none"> ・1週間に7項目の取組に挑戦 ➤ インターネット環境家計簿（ステップ3）の特色 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の各月の電気、ガス、水道、ガソリンなどの使用量を画面上で入力できる ・1か月ごとに継続的に取り組む ・家庭のエネルギー使用量を平均的な家庭の数値と比較して5段階で評価 ・6か月分の二酸化炭素の経月変化をグラフ化 ・前年同月との比較 ・エコライフに関する簡単な質問に回答すると、その人の省エネ意識をグラフと得点で評価 ・お勧めのイベント・情報を提供

出典・参考文献：

<http://www.pref.kyoto.jp/kankyo/kakeibo/>

<http://www.pref.kyoto.jp/it/1158801644521.html>

<http://www.hinodeya-ecolife.com/0408challenge/03internet.pdf>

下関市（山口県） 「下関版 インターネット版環境家計簿」	
所管	下関市 環境部 環境政策課
策定期間	作成：1998（平成10）年12月 稼働：2004（平成16）年3月11日 インターネット版
目的・意義	二酸化炭素排出量の削減について市民に啓発を行うこと 本市における家庭部門からの二酸化炭素排出量を把握するためのデータを集めること
対象	すべての人（市外居住者も利用可）
取組内容	<p>➤ 「環境家計簿」とは</p> <p>1ヵ月の電気やガス、ガソリン、水道などの料金と使用量などを記入し、係数を掛けるだけで我が家で排出されるCO₂（二酸化炭素）の量がわかる家計簿。環境家計簿をつけることにより、1ヶ月にどのくらいの二酸化炭素を出しているかが分かる。</p> <p>➤ 利用方法</p> <p>①ユーザー登録をする。インターネット版環境家計簿は、ユーザー登録をすると誰でも利用することができる。登録するのに必要な情報は、郵便番号、Eメールアドレス、家族構成（人数）、住居の形態（一戸建または集合住宅）で、詳細な住所や名前は必要ない。</p> <p>②①で登録したユーザーIDとパスワードでログインし、エネルギー使用量（料金）を入力する。入力するのは「電気」「都市ガス」「LPガス」「灯油」「ガソリン」「水道」の6種類で、データは「エネルギー使用量」または「請求金額」で入力する。</p> <p>③入力したデータを元に集計結果を見ることができる。集計結果では「どのエネルギー消費からの二酸化炭素排出が多いのか」「前月、前年、同じ家族構成の世帯との比較」「二酸化炭素排出量の年間推移」などがわかる。</p> <p>➤ 下関版インターネット版環境家計簿の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エコへそくり」額を表示 ユーザーの家庭のエネルギー支出が、同じ家族構成の世帯の平均と比べて多いか、少ないかでへそくりの額が変動するシステム。楽しみながらエネルギー節約に取り組むことができるようにするシステム。 ・そのほかの「おまけコンテンツ」 ユーザーが、温暖化やエコに対する知識をどれくらい持っているのかをテストするための「温暖化クイズ」「エコ診断」などのコンテンツが用意されている。 <p>➤ インターネット版のメリット</p> <p>環境家計簿には、インターネット上でデータを入力するだけで良いインターネットベースのものと、二酸化炭素排出量を自分で計算しなければならない紙ベースのものがある。下関市では2004年3月11日にインターネットベースのものへ切り替えが行われた。インターネット版のメリットには、以下のような点がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算をする手間を省くことができる（利用者は必要なデータを入力するだけでよい） ・集計結果を可視化（グラフ化など）することが容易である。 ・上記「エコへそくり」のような追加コンテンツをつくることができる。
適用実績	<p>➤ 登録者数</p> <p>2003年の環境家庭簿（インターネット版）利用者数は106世帯（そのうち、市内52世帯）で、延べ263回の利用（入力回数）</p>

出典・参考文献：

<http://www.city.shimonoseki.yamaguchi.jp/env/seisaku/hakusyo/hakusho2004PDF/00kankyohakusyoH16.pdf>

08. 家庭環境マネジメントシステムの実施

石川県 いしかわ家庭版環境 ISO	
所管	石川県環境安全部環境政策課
目的・意義	<p>今日、地球温暖化やオゾン層破壊などの地球環境問題は日ごとに深刻さを増しており、限りある資源の浪費を避け、これからの世代に受け継いでいくことが、きわめて重要な課題になっている。恵み豊かな地球環境と地域の環境を守り、循環型の社会を構築するために、私たち一人ひとりのライフスタイルを環境への負荷の少ない形に変えていくことが求められている。</p> <p>「いしかわ家庭版環境 ISO」は、県民総ぐるみの自主的な環境保全活動を展開するために、各家庭で楽しみながら気軽に取り組めるように作成した指針である。</p>
対象	家庭
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「家庭版環境ISO取組みシート」を提供 各家庭の環境負荷量を調査してもらう <ul style="list-style-type: none"> ・「エコファミリー」に登録：「省エネ」、「省資源・グリーン購入」、「環境学習」、「ごみの削減・リサイクル」についての取組宣言を提出した家庭 ・「エコファミリー(入門コース)」に登録：取組が比較的容易な入門コース（「省エネ」、「省資源・グリーン購入」、「環境学習」について宣言）の宣言を提出した家庭 ➤ 宣言した取組を進めながら、家庭での1年間の環境負荷量を調査 ➤ 宣言した取組について1年間の「取組結果」とこれからの削減目標を提出 ➤ 資料によるグリーン購入の普及推進 ➤ 県民エコステーション（各種環境に関する情報提供、講演会開催の場）の紹介
適用実績	<p>平成 17 年までの実績</p> <p>認定家庭 115 家庭 登録家庭 54 家庭 計 169 家庭</p>

出典・参考文献：

http://www.pref.ishikawa.jp/kankyo/pp/iso_family/

経済産業省『平成 17 年度新エネルギー等導入促進基礎調査（地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査）』平成 18 年 4 月

宇都宮市（栃木県） 「宇都宮市家庭版環境 I S O 認定制度」	
所管	宇都宮市 環境部 環境政策課
策定期間	施行：2003（平成 15）年 3 月 1 日
目的・意義	環境にやさしい暮らしづくりを推進し、市民の環境に対する意識の高揚を図り、もって環境への負荷の少ない社会の構築に資すること。
対象	市民（家庭）
取組内容	<p>➤ 認定までの流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申し込み …認定を受けることを希望する家庭が、市のホームページで配布されている「認定申込書」に行動目標などを記入し、宇都宮市環境部環境企画課に申し込む。 ② 取組 …申し込みを行った家庭は、①で設定した行動目標に基づいて、環境保全・資源の有効活用・環境への付加低減などの行動を実行する。 ③ 点検 …月に 1 度、行動目標を実行できているかをチェックし、行動記録書に記入する。 ④ 見直し …取組みが 3 ヶ月程度以上経過したところで、行動の目標、役割の分担及び行動の記録について家庭で話し合い、その内容を見直しの記録書に記入し、行動記録書とともに環境企画課に提出する。 ⑤ 担当職員による確認 …④で各家庭が提出する書類を担当職員が「行動確認チェックリスト」に沿ってチェックし、その家庭における環境配慮に関する取組みが、「行動確認チェックリスト」に適合しているかどうかを確認する。 ⑥ 認定証の交付 …市長が⑤の担当職員による行動確認の結果が、家庭における環境配慮行動の基準に適合するかどうかを「総合判定書」を用いて判定し、適合されていると判定された家庭に対し、認定証を交付する。 なお、認定証の有効期限は 3 年間、認定の更新を希望する場合は再度申し込みをすることが可能である。 <p>➤ 市によって定められている「行動目標」について 市の定める「行動目標」は、下記の 5 項目に大別される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ごみの排出を減らす 2. 電気・ガスなどの節約に努める 3. 水道水の節水に努める 4. ガソリンの使用量を減らす 5. グリーン購入に努める <p>これらの項目について、さらに「買い物袋を持参する」「不要な照明を消す」など具体的な行動項目が 10 項目前後設定されており、参加家庭はそれらの行動項目のうち 3～5 項目を選び、実行するという形をとっている。</p>
適用実績	➤ 2003 年（平成 15 年）10 月の時点で、534 家庭から参加の申し込みがあり、そのうち 229 家庭が認定を受けた。

出典・参考文献：

http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kankyo/u_kankyo/kankyokikaku/katei_iso/katei_iso.htm

09. エコファミリー登録制度

広島県 ひろしまエコファミリー	
所管	広島県環境部環境調整室内「ひろしま地球環境フォーラム事務局」
目的・意義	二酸化炭素などの温室効果ガスの増大による地球温暖化、森林面積の減少、水質の汚濁などの環境問題の解決に向けて、一人ひとりが環境に配慮した生活（エコライフ）に取り組むことが重要である。将来世代により良い環境を引き継いでいくために、県民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直すことを目的とする。
対象	県民（世帯単位での参加）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ エコライフの実践 参加家族には、エコライフ実践のための資料、冊子（家庭エコ・プログラム等）を送付 家庭エコ・プログラムにより、1か月間（平成18年度8月1日～31日）エコライフに取り組んでもらう。 【取組内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・照明をこまめに消す等、家庭で身近に取り組める目標を設定して、エコライフを実践 ・環境家計簿を使って、家庭生活における二酸化炭素（CO₂）の排出量を算出し、記録 ➤ 取組み結果の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・参加家族は家庭エコ・プログラム報告書の提出により、取組結果を報告 ➤ 表彰・記念品進呈 <ul style="list-style-type: none"> ・優秀な取組事例については、表彰を行うとともに、賞品を進呈 ・取組結果を報告した参加家族には、参加記念品を進呈 ➤ 取組事例の紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・参加家族の取組事例をまとめた冊子を作成・配付 ・広島県の環境情報サイト「エコひろしま」で紹介

出典・参考文献：

<http://www.pref.hiroshima.jp/eco/a/topics/180517ecofamily/index.html>

10. 省エネルギー・新エネルギー普及促進事業

<p>北海道 省エネルギー・新エネルギー促進事業費</p>	
所管	北海道経済部産業立地推進局資源エネルギー課エネルギーグループ
目的・意義	「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」及び「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」に基づき、省エネルギーの促進と新エネルギーの開発・導入の促進を図る。
対象	道民、事業者
取組内容	<p> ▶ ほっかいどう新燃料開発促進 ・バイオマスなど、北海道に優位性のある原料による新燃料の開発導入の促進を図る。 </p> <p> ▶ 新エネルギー事業化モデル普及 ・事業の概要・道と市町村が連携し、新エネの取り組みの事業化を促進し、成功事例を普及する。 ・新エネ課題の克服事例などの全道展開を図り、市町村等の自立的な取り組みの進展を促す。 </p> <p> ▶ E S C O事業普及推進 ・道内におけるE S C O事業の普及を図る。 </p> <p> ▶ 道有施設省エネルギーモデル検討 ・道有施設の用途ごとに省エネルギー方策の導入モデルを検討し、成果を庁内及び道内に普及する。 </p> <p> 【北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例】 道では、省エネルギーと新エネルギーの開発・導入を促進するため、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例及び同施行規則を制定しました。（平成13年1月1日施行） </p> <p> ▶ 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/johrei/johrei.htm </p> <p> ▶ 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例施行規則 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/johrei/kisoku.htm </p> <p> 【北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画】 道では、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」を策定しました。 </p> <p> ▶ 北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/NR/rdonlyres/A5368949-5FE9-4E54-8654-7A286B401031/0/k_eikaku.pdf </p>
適用実績	4件（平成17年度） 25件（平成13～17年度）

出典・参考文献：

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/index_html.htm

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/NR/rdonlyres/63C01DD9-75CF-44C5-BA99-C318E05F74E9/0/18sg36ene.pdf>

上田市（長野県） 「新エネルギー活用施設設置費補助制度」	
所管	上田市 生活環境課
策定時期	実施：2003（平成15）年4月1日
目的・意義	太陽光又は太陽熱を利用した新エネルギー活用施設（以下「活用施設」という。）の設置を支援することにより、地球環境の保全やエネルギーの安定供給の確保を図り、自然環境共生都市のまちづくりを推進する。
対象	市民
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 交付対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自らが居住するための市内の住宅等に活用施設を設置しようとする方又は活用施設が設置された市内の住宅等で販売を目的としたもの（例：建売住宅）を購入しようとする者 ・ 補助金の交付の申請をした年度内に活用施設の設置を完了することができる者 ・ 住宅等が自己の所有に属さない場合にあっては、当該住宅等の所有者の承諾を得られる者 ・ 太陽光発電システムを設置しようとする場合にあっては、補助金の交付の申請をした年度内に電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できる者 ➤ 交付額 <ul style="list-style-type: none"> ①太陽光発電システムの設置に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> …1キロワット当たり26,000円に、太陽光発電システムを構成する太陽電池の最大出力（太陽電池の最大出力が4キロワットを超えるシステムにあっては4キロワットを限度とする。）を乗じて得た額（千円未満切捨て） ②太陽熱高度利用システムの設置に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> …30,000円

出典・参考文献：

<http://www.city.ueda.nagano.jp/hp/ht/seikan/20060319161935212.html>

11. 複数主体間のエネルギー融通

北九州市（福岡県）

北九州エコ・コンビナート構想

所管 環境局 環境経済部 環境産業政策室

目的・意義 北九州市は、20世紀に我が国の経済成長を支えた鉄鋼・化学などの大規模かつ多種多様な産業の集積による素材型産業コンビナートを形成し、立地企業は世界最高水準のエネルギー利用・物質転換技術を有している。

そこで、企業の枠組みを越えて連携することでコンビナートとしてのポテンシャルを最大限発揮し、省資源・省エネルギー、さらには、コンビナートとしての競争力強化につながる可能性を探るとともに、産業圏と生活圏との連携をも進め、先進的な資源・エネルギー循環型都市の構築を目指している。

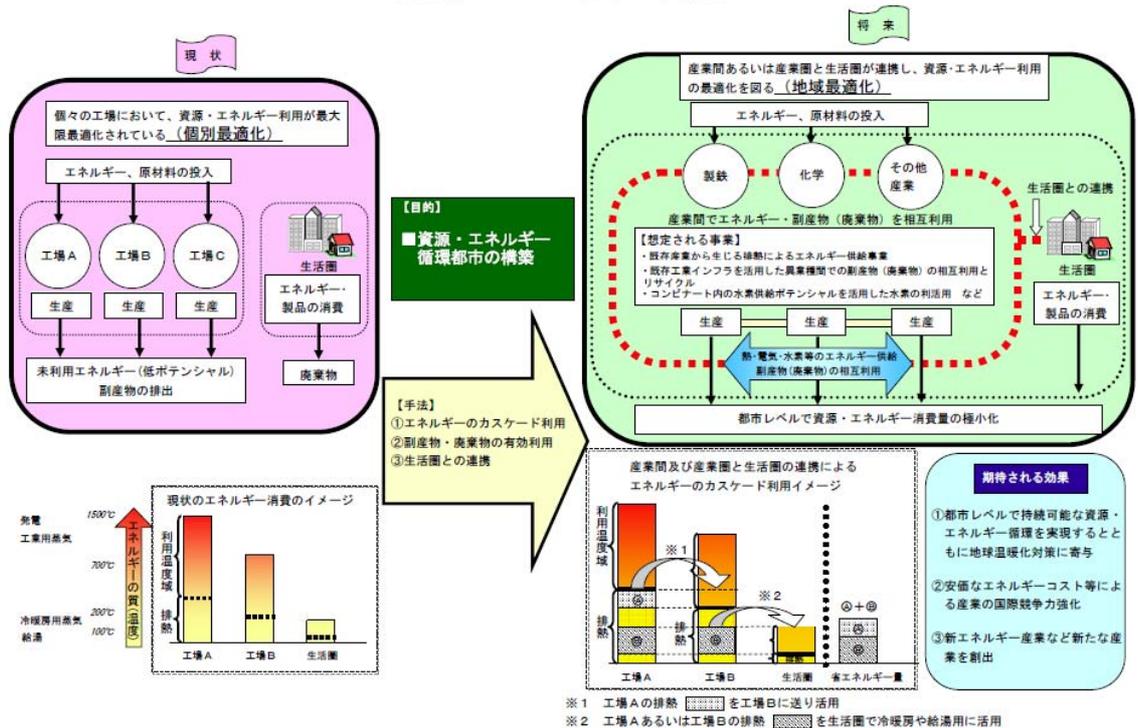
なお、北九州エコタウン事業の第2期計画において「既存産業インフラを活用した環境ビジネスの展開」を掲げており、本構想はポストエコタウンの一つとしても位置付けられている。

対象 事業者

取組内容 北九州市と九州経済産業局は、「北九州エコ・コンビナート構想検討委員会」を設置し、平成15年～平成16年3月の間、4度にわたり検討を行った。具体的には、産業から発生する廃熱など未利用エネルギーを他産業や隣接する生活圏で利用することや、工場、地域から生じる副産物・廃棄物を企業間でやりとりし資源化するなどの可能性について検討。また、コンビナート内の水素供給ポテンシャルに着目し、今後の水素社会に向けた検討を行っている。

鉄鋼・化学など数多くの企業が業種・企業体の枠組みを超えて連携することにより、コンビナートにおける省エネルギー・省資源をつうじた競争力の強化を図るとともに、産業圏と生活圏との連携を進め、先進的な資源・エネルギー循環型都市を構築することを目指すもの。この委員会には新日本製鐵、三菱化学、住友金属小倉、三井鉱山など15社が参加した。

北九州エコ・コンビナート構想



適用実績

出典・参考文献：

<http://www.kitaq-ecotown.com/index.html>

http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=6477

http://www.kyushu.meti.go.jp/press/15_10/15_10_31_ponchi.pdf

12. 環境マネジメントシステムの取得推進

香川県 香川環境 ISO ネットワーク	
所管	香川県環境森林部環境・水政策課
策定時期	設立：2003(平成 15)年
目的・意義	香川県における ISO14001 の認証取得または環境問題に関心を持っている企業や市町が ISO14001 を含む環境についての情報交換や研修等を行うことを通じ、環境配慮の取り組みを効果的にできるようになること、これらの環境配慮の取り組みを県内外に情報発信することにより、取り組みの輪を広げていくことを目的とする。
対象	事業者
取組内容	<p>県内企業等による環境マネジメントシステムの導入など、環境配慮の取組みを支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 香川環境ISOネットワークの活動内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001を含む環境に関する取り組みについての情報交換 ・ ISO14001を含む環境に関する先進的な取り組みをしている団体を招いての研修 ・ ホームページ等を通じたISO14001を含む環境に関する取り組みの県内外への情報発信 ・ その他必要な事業 ▶ 香川環境ISOネットワークについて <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001に関心を持ち、本会の目的に賛同して入会したのをもって組織する。 ・ 会員はISO14001の考え方にに基づき、それぞれの活動の中で自主的かつ積極的に環境への負荷を少なくする取組を進める。 ・ 当分の間、会費は徴収しない。ただし、交流会、見学会で交通費等がかかる場合、参加する会員からは実費を徴収する。
適用実績	<p>会員数 61 団体（平成 18 年度 5 月現在）</p> <p>ISO14001 認証取得件数 113 件（平成 18 年 3 月現在）</p>

出典・参考文献：

<http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/iso/iso14001/net-gaiyou.htm>

<http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/kagawa-wa/kagawa-wa18/2-1/2-1.htm>

多治見市（岐阜県） 「多治見市中小企業 I S O 14001 審査登録事業補助金交付制度」	
所管	多治見市 環境課
策定期間	告示：2002（平成 14）年 6 月 28 日 施行：2002（平成 14）年 7 月 1 日 改正：2004（平成 16）年 10 月 4 日
目的・意義	I S O 14001 の審査登録を新規に受けようとする中小企業者に対し、当該審査登録費用の一部を補助することにより、市内中小企業の環境への配慮を促進し、もって本市の環境保全に資すること。
対象	市内に事業所を有する中小企業者
取組内容	<p>▶ 補助対象者の条件</p> <p>①市内に事業所を有する中小企業者であること。中小企業者とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のことである。</p> <p>②市内の事業所について I S O 14001 の審査登録を新規に受けるもの。</p> <p>※ 市税、国民健康保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料及び農業集落排水処理施設使用料を滞納している者には、補助金は交付されない。</p> <p>▶ 補助の対象となる経費とその額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費は、中小企業者が I S O 14001 の審査登録のため、審査登録機関に支払う費用。この場合において、市外の事業所と併せて審査登録を受けるときは、市内の事業所に係る費用のみ。 ・補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 の額（千円未満の端数は、切り捨てる。）とし、その上限は、50 万円とする。 <p>※ 参考：ISO 取得推進補助事業費の予算は、年間およそ 100 万円前後である。</p> <p>▶ 交付申請を受ける際に必要となる書類</p> <p>補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、審査登録機関への申込後、I S O 14001 の審査登録予定日が属する年度に、中小企業 I S O 14001 審査登録事業補助金交付申請書を次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 I S O 14001 審査登録事業審査登録調書 ・審査登録機関との契約書の写し又はそれに準ずるもの ・会社概要等 ・その他市長が必要と認める書類

出典・参考文献：

<http://www.city.tajimi.gifu.jp/kikaku/soukei/h1410jikkou/shiten/kankyuu.pdf>

http://www.city.tajimi.gifu.jp/dlw_reiki/41490250012000000000/41690250018800000000/41690250018800000000.html

<http://www.city.tajimi.gifu.jp/kikaku/soukei/h1410jikkou/shiten/kankyuu.pdf>

13. 地方公共団体版環境マネジメントシステムの取得推進

<p>鳥取県 鳥取県版環境管理システム（TEAS）</p>	
所管	鳥取県庁環境立県推進課
策定時期	策定：2002（平成14）年3月
目的・意義	県内の中小企業等の環境配慮活動への取組みを容易にするため、県が一定の基準を設け、環境配慮活動を認定・公表する独自の制度として、鳥取県版環境管理システム（愛称「TEAS（テス）」：Tottori prefecture Environmental Audit and Scheme）を創設した。
対象	事業者、学校、家庭
取組内容	<p>県が一定の基準を設け、環境配慮活動を認定・公表 PDCAサイクル（計画→実行→点検→見直し）により将来にわたって持続する環境管理システム 審査経費は無料</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ メリットとして考えられる点 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の環境に対する意識改革 ・省資源、省エネルギー活動によるコスト削減 ・事業活動に伴う環境負荷の低減 ・権限や責任が明確化され業務改善につながる ・企業のイメージアップ <p>【規格の種類は以下の三種類に分類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ I種 高度な環境管理を行う県内の中小企業等組織 <ul style="list-style-type: none"> ・要求事項13項目 ・ISO並の環境影響評価 ・内部環境監査は無く、最高責任者が評価 ➤ II種 I種以外の中小企業等組織及び高等学校 <ul style="list-style-type: none"> ・要求事項7項目 ・環境影響評価を簡素化 ・内部環境監査は無く、最高責任者が評価 ➤ III種 小規模事業所、小学校・中学校、家庭・地域 <ul style="list-style-type: none"> ・要求事項6項目 ・環境影響評価は省略 ・家庭については、環境改善活動ハンドブックを利用可能
適用実績	<p>登録数（平成18年3月現在）</p> <p>I種 15 事業所 II種 15 事業所、2 高校 III種 183 小規模事務所、6 家庭・地域、28 学校</p>

出典・参考文献：

<http://www.pref.tottori.jp/kankyokanri/TEAS/>

14. 公共工事入札制度における優遇制度

佐賀県 入札参加資格（等級格付）での優遇 佐賀県建設業者施行能力等級評定要領	
所管	佐賀県 県土づくり本部 建設・技術課 入札契約担当
策定時期	改正施行：2004（平成16）年7月1日
目的・意義	ISO 導入企業を入札時に優遇することにより、環境への取組を促進する。 この要領は、佐賀県建設工事入札参加資格の審査に関する規則（昭和28年6月1日佐賀県規則第21号）第2条第1項及び第2項の規定による建設業者の入札参加資格のうち県内に主たる営業所を有する者の決定に関して、必要な項目を定めている。
対象	事業者
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県内建設業者の入札参加資格（等級格付）での優遇 <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO9001、14001 の認証を受けている企業に対して、各10点の加算をする。 ・ ISO9001 の認証登録は、申請業種に関するものに限る。 ・ 基準日時点の状況で評価する。 ➤ 入札参加資格の審査を受けようとする者で ISO9001、14001 の認証を受けている者は登録証を知事に提出 ➤ 等級格付けの方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営事項評価（直前の経審点数×6割＋その前の直前の経審点数×4割）＋技術等評価点数（加算点数＋減点数）の点数によって、発注工事種別に、2～4等級に区分 ➤ 土木・建築等の公共事業の実施に当たっては、発注者として、環境への負荷の少ない資材の使用や廃棄物の少ない工法の採用など、計画段階から施工時まで環境配慮を徹底し、環境保全対策を推進

出典・参考文献：

<http://www.pref.saga.lg.jp/portal/ty-contents/resources/577/file2/040625092303/kakuzukeyouryou.pdf>

<http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/kankyo/iso/top/kodokeikaku/03.html>

15. 北方型住宅普及推進事業

<p>北海道 北方型住宅普及推進事業</p>	
所管	北海道 建設部住宅局建築指導課
策定時期	策定：2005（平成17）年4月
目的・意義	<p>北海道では、昭和63年から産学官が一体となって北海道にふさわしい豊かな住まいづくりの実現を目指し、「北方型住宅」の開発・普及を進めてきた。しかし、近年の社会経済情勢の変化に伴い、少子高齢化への対応や環境との共生、地域産業の活用など、住宅に求められる内容も変化している。このような状況に対応し、消費者が安心して住宅を取得できるよう、これまでの北方型住宅の性能を維持・向上しながら、次世代の住まいづくりのための見直しを行い、「新しい北方型住宅」の取組を開始した。</p> <p>北方型住宅は住宅の断熱性能や気密性能を確保しているため、暖房エネルギーを低減する。</p>
対象	事業者、消費者
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 北方型住宅の性能・品質の目標像と基準を設定 【新しい北方型住宅】の目標 以前の北方型住宅建設基準に基づく住宅と比較して、 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅における総運用エネルギー（暖冷房、給油、照明など）の30%削減 ・住宅の生産性と廃棄にかかるLCCO₂の15%削減 【環境負荷の低減への配慮】 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の遮断性能の一層の向上 ・エネルギー消費量の少ない暖房、給湯、照明などの建築設備を使用 ・建築時及び改修時の廃棄物発生量の少ない設計 ・環境に配慮した建築部材・資材を使用 ・自然エネルギーや未使用エネルギーの活用 ➤ 北方型住宅の性能・品質を確保 <ul style="list-style-type: none"> ・専門技術者（BIS、BIS-E）による設計・施工 断熱・機密・換気及び暖房などについて、高度な専門技術を持つと認定された技術者が設計・施工を確認 ・北方型住宅サポートシステムの構築 住宅の設計・施工の情報を、建築主と施工者が確認しながら、道から提供されるパソコンソフト（無料）を用いて作成、登録・保管する。これにより、建築過程の確認、品質の確保、適切な維持管理が可能になる。 ➤ 北方型住宅の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者への普及啓発 ・技術者に対して、建築技術の普及啓発 ➤ 北方型住宅モデル展示
適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 超省エネ性能の北方型住宅 次世代省エネ基準適合レベルで推定される灯油消費量を半減する超省エネを目指した住宅づくり。南面に大きな開口部を配し、冬季に太陽光（熱）を十分に活用するとともに、ウッドデッキなどの設置により、内外一体となった夏期の生活を実現。 ➤ 三世代住宅 I邸 暖房設備は蓄熱暖房機、換気を第1種熱交換型換気システムとし、断熱は高性能グラスウールを使用。

【高気密・省エネルギーの北方型住宅
の技術指導件数】



出典:北海道庁調べ

出典・参考文献:

<http://www.kita-sumai.com/>

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=2&CLASSNAME=Pcm1080&btnDownload=yes&hdnSeqno=0000014928

16. 緑のカーテン普及促進事業

岐阜県 緑のカーテン・キャンペーン	
所管	岐阜県環境生活部地球環境課
策定時期	2005（平成 17）年
目的・意義	<p>県では、地球温暖化防止の実践行動のひとつとして「もったいない・ぎふ県民運動」を推進している。県はその一環として、平成 17 年度に「緑のカーテン・キャンペーン（アサガオやニガウリの緑のカーテンを作り、夏のエアコン使用を少しでも控え、地球温暖化防止に繋げる）」を実施した。</p> <p>つる性植物を利用した緑のカーテンは、熱線といわれる赤外線を反射し、葉の気孔からは水分を蒸散しているため、日差しをやわらげるだけではなく室温の上昇もおさえている。緑のカーテンによって、真夏のエアコンの使用を 20～30%削減する効果があるため、家計にもやさしいという利点がある。</p> <p>平成 18 年度は中部電力株式会社により、「緑のカーテンキャンペーン」が実施された。</p>
対象	県民
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 緑のカーテン種袋の配布 <ul style="list-style-type: none"> ・内容物 アサガオ・ニガウリの種 ・配布期間 県内の各家庭・学校・団体 ・配布先 県内の各家庭・学校・団体 ・配布数 5000 袋
適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成 17 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・緑のカーテンの効果でエアコンの使用量が減少することにより、1 家庭で 1 ヶ月 6.5 kg の二酸化炭素を削減。 ・5000 世帯での緑のカーテン実施により、97.5t- CO₂ の二酸化炭素削減効果（エアコンの使用期間 3 ヶ月）があったと推計された。 ・岐阜大学バス停でのつる植物の栽培（平成 17 年 7 月）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 中部電力の取組（平成 18 年度） <ul style="list-style-type: none"> ・緑のカーテンの写真を募集し、ホームページに掲載 ・ホームページでつる性植物の育て方を紹介 <p>（参考）https://link.chuden.jp/ecolife/tips/curtain.asp</p>

出典・参考文献：

<http://www.gifu-ecopavilion.jp/ecopavilion/mottainai/0605midori-katen.htm>

17. 屋上緑化補助

鹿児島市（鹿児島県） 鹿児島市民間建築物屋上・壁面緑化助成事業	
所管	鹿児島市 公園緑化課
策定期間	申請書配布開始：2006（平成18）年7月10日 ※2006（平成18）年度以内に工事が終わる案件についての制度
目的・意義	市街化区域内で民間建築物の屋上や壁面を緑化する者への助成によって、緑化を促進し、ヒートアイランド現象を緩和するとともに、潤いのある空間を創出し、緑の街並みづくりを促進する。
対象	補助対象区域内の建築物所有者 等
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 補助対象 <ul style="list-style-type: none"> ①屋上緑化について <ul style="list-style-type: none"> …樹木、芝その他地被植物により、屋上緑化が可能な建築物の屋上に緑化面積3㎡以上の緑化を行うこと（移動可能なプランター等の設置によるものは除く） ②壁面緑化について <ul style="list-style-type: none"> …建築物の壁面にフェンス等の補助資材を設置し、つる性植物等を植栽するなどにより緑化面積10㎡以上の緑化を行うこと ➤ 対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ①屋上緑化について <ul style="list-style-type: none"> ・樹木等の購入費/植栽 ・客土及び支柱設置等に要する経費 ・緑化に必要な防水工事に要する経費 ②壁面緑化について <ul style="list-style-type: none"> ・つる性植物等の購入費 ・植栽、客土及びフェンス等の補助資材の設置に要する経費 ➤ 補助金額 <p>以下に示す限度額3種のうち、最も低い額を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①屋上緑化について <ul style="list-style-type: none"> ・1㎡あたり20,000円 ・補助対象経費の1/2 ・1件あたりの限度額500,000円 ②壁面緑化について <ul style="list-style-type: none"> ・1㎡あたり5,000円 ・補助対象経費の1/2 ・1件あたりの限度額100,000円

出典・参考文献：

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/wwwkago.nsf/0/CC93F8AA88F0C7C34925717300179ECA?OpenDocument>

18. グリーン配送制度

愛知県 愛知県グリーン配送実施要項	
所管	愛知県環境部大気環境課 地球温暖化対策室 自動車環境グループ
策定期期	施行：2005（平成17）年12月27日
目的・意義	<p>本県では、自動車保有台数が全国一という特殊性から、自動車の排出ガスによる大気汚染を軽減させるために平成14年10月に「あいち新世紀自動車環境戦略」を策定した。</p> <p>この「戦略」の1つである「エコカー導入作戦」により、県で使用する公用車へのエコカーの導入や低公害車を導入する運送事業者等への補助を実施してきたが、さらなるエコカーの普及を目指して、愛知県グリーン配送実施要綱に基づいて愛知県へ物品を納入される事業者にはエコカーによる配送を依頼する。</p>
対象	事業者
取組内容	<p>➤ 県が締結する物品の売買契約（印刷物の請負契約を含む）の一方の当事者である事業者が県への物品の配送に自動車（二輪自動車を除く）を使用される場合に、「愛知県グリーン配送適合車」（以下「適合車」という。）での配送を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県グリーン配送対象機関：本庁舎、西庁舎、東大手庁舎、自治センター、三の丸庁舎、及び愛知県警察本部 ・ 配送を委託される場合でも委託先に適合車での配送を依頼 ・ 地方機関におけるグリーン配送は、愛知県三の丸庁舎と愛知県警察本部を除き、平成19年4月1日から実施 ・ 愛知県と契約する場合に依頼するものなので、例えば、生活協同組合や地方機関でも県が出資する財団法人などと契約する場合は除外 <p>➤ 愛知県グリーン配送適合車</p> <p>「あいち新世紀自動車環境戦略」に定める次のエコカーのことをいう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車 ・ 天然ガス自動車 ・ メタノール自動車 ・ ハイブリッド自動車 ・ LPG貨物自動車 ・ 低排出ガス認定車かつ低燃費車 ・ 燃料電池車 <p>※1 ただし、特例として当分の間、「低排出ガス認定車」、「燃費基準達成車」、「低PM認定車」などを適合車とみなす。</p> <p>※2 「低排出ガス認定車」以外については、自動車検査証により確認することができる。「低排出ガス認定車」については、国土交通省がホームページで公表している。 http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/lowgaskouhyou/index.html</p>

出典・参考文献：

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/car/green/index.html>

19. パークアンドバスライド等による交通渋滞の緩和

岐阜県 パークアンドライド	
所管	岐阜県地域県民部総合交通室バスグループ、岐阜県都市建築部公共交通課
目的・意義	<p>マイカーの普及に伴う慢性的な交通渋滞や多発する交通事故は社会問題となり、大気汚染、振動・騒音等の環境問題も深刻になりつつある。こうしたことから、公共交通機関は安全で利用しやすく、省エネルギーや環境保全に優れているために見直されてきているため、公共交通機関を利用した「パークアンドライド（環境負荷が大きい自動車の乗り入れを減らすために自動車を駐車場に止め、そこから電車などの公共交通機関や自転車に乗り換えるシステム）」は環境対策として有効な手段の一つと言える。</p> <p>県は現在の生活のあり方、考え方、生き方を改める「もったいない・ぎふ県民運動」の推進の一環として、「パークアンドライド」を推進している。</p> <p>※東海三県一市（愛知県・三重県・名古屋市・岐阜県）では、自動車環境対策の一環として広域的なパークアンドライドの推進に取り組んでいる。</p> <p>「パークアンドライド」の利点</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地球にやさしい交通手段 <ul style="list-style-type: none"> ・ひと1人を1km運ぶのに排出される二酸化炭素量は、鉄道はマイカーの約1/9、バスはマイカーの約1/3と少なく、パークアンドライドを行うことにより二酸化炭素の排出が軽減され、地球温暖化防止につながる。 ・マイカーの利用を控えることにより、排気ガスは減少し、大気汚染防止にもつながる。 ➤ 交通渋滞の緩和、交通事故の抑制 ➤ 鉄道の定時性、安全性、高速性、大量輸送性
対象	県民、事業者
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 岐阜県交通移動情報センターでの情報提供サービス <ul style="list-style-type: none"> ・車から公共交通機関への乗り換えの利便等を図るため、ポータルサイトとして電車・バス等の時刻表などの情報提供を行う ➤ 公共バス優先市街地活性化対策（「コミバス」作戦） <ul style="list-style-type: none"> ・幹線バスと結節（バスの駅、パークアンドライド駐車場での乗り換え）した公共バス（コミバス）優先の交通体系を築く ・県はコミバスに対して補助を行う ➤ 岐阜県地域公共交通体系調査 <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県各地の中心市街地の活性化に資する地域公共交通体系のあり方とその財源方策等について、コミュニティバスの普及方策とバスの駅（バス路線の乗り継ぎ、パークアンドライド機能の併設等）の整備方策を中心に調査検討 ➤ 広域交通結節立地調査 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、バス、自家用自動車の複合的な活用による交通結節点（パークアンドライド型）の整備のあり方を調査検討 ➤ 「市民鉄道」への転換 <ul style="list-style-type: none"> ・第三セクター鉄道の利用促進策、コミュニティバスやパークアンドライドによる乗り換え等の計画を作成。県は、鉄道事業者が計画を実施するのに必要な鉄道基盤整備に対する補助を行う ➤ 東海3県1市としてのパークアンドライド普及キャンペーン <ul style="list-style-type: none"> ・県民の方にモニターとしてパークアンドライドを実践して、「ITS世界会議愛知・名古屋2004」または「ITSフェスティバル2004」の会場へ行ってもらい、見学・体験を通してパークアンドライドに対する理解を深めてもらう ・一斉PR
適用実績	

出典・参考文献：

<http://www.gifu-ecopavilion.jp/ecopavilion/mottainai/ParkAndRide.htm>

20. 公共交通支援

徳島県 ノーカーデー・ラッキーキャンペーン	
所管	県民環境部 環境局環境首都課 温暖化対策担当 (実施主体：徳島県公共交通機関利用促進協議会)
目的・意義	日頃、マイカーなどの自動車を利用している県民に公共交通機関を積極的に利用してもらい、自動車からの二酸化炭素の排出量を削減し、地球温暖化防止につなげることを目的とする。 本計画は「環境首都とくしま憲章（策定：2004年3月）」に基づいている。
対象	個人、事業所
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ノーカーデー・ラッキーキャンペーンⅡ 実施期間 <ul style="list-style-type: none"> ・夏・秋の陣 平成18年7月1日～9月30日 ・秋・冬の陣 平成18年10月1日～12月31日 ➤ 県内の公共交通機関と国、県で組織する「徳島県公共交通機関利用促進協議会」を設置。これが実施主体となる ➤ 個人対象（平成17年度に引き続き実施） <ul style="list-style-type: none"> ・期間中、ゼロのつく日（10日、20日、30日）に県内の公共交通機関（JR四国、徳島バス、徳島市バス、鳴門市バス、小松島市バス、阿南バス、南部バス、西部交通、四国交通）を利用した人に応募シールを渡す。5枚集めて応募した人に、抽選でプレゼントを贈呈 ➤ 事業所対象 <ul style="list-style-type: none"> ・参加登録をしている県内事務所等で、毎月3日以上「ノーカーデー」を実施 ・徒歩、自転車、相乗り等を実践した従業員が事務所からシールをもらい応募。抽選でプレゼントを贈呈 ➤ エコ・カーライフ実践賞 <ul style="list-style-type: none"> ・「エコ・カーライフ（自動車の二酸化炭素排出量を削減するための取組）」を既に実施しているか、又は新規に実施する県内の事業所・団体等（以下事業所等）及び世帯の取組内容を募集し、審査会で継続性、効果等を審査・選考し、表彰 ➤ 抽選で800名に、総額140万円相当の景品をプレゼント
適用実績	平成17年度実績 <ul style="list-style-type: none"> ➤ ノーカーデー・ラッキーキャンペーン 実施期間 <ul style="list-style-type: none"> ・夏の陣 平成18年5月10日～7月30日（応募数 3599通） ・秋・冬の陣 平成18年9月20日～12月30日（応募数 4704通） ➤ 事業費の財源内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・一般財源 300万円 ・その他 100万円 ・合計 400万円 ➤ 抽選で870名に、総額100万円相当の景品をプレゼント

出典・参考文献：

<http://www.pref.tokushima.jp/Generaladmin.nsf/topics/FC5E24C3F23B049E49257184003CDBA9?opendocument>

[http://www.pref.tokushima.jp/Generaladmin.nsf/bf12dc1512b56d9b49256c5a00177cf3/9df15cf2fd539403492571a2002d2643/\\$FILE/_a228uc442a488vjaq_.pdf](http://www.pref.tokushima.jp/Generaladmin.nsf/bf12dc1512b56d9b49256c5a00177cf3/9df15cf2fd539403492571a2002d2643/$FILE/_a228uc442a488vjaq_.pdf)

<http://www.iclei.org/documents/Japan/4-13.pdf>

経済産業省『平成17年度新エネルギー等導入促進基礎調査（地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査）』平成18年4月

神戸市（兵庫県） バイオ天然ガスの利活用事業（下水道バイオガスを天然ガス自動車の燃料に利用）	
所管	神戸市建設局下水道河川部工務課 神戸市交通局市バス車両課
策定期	営業運行開始：2006（平成18）年10月2日
目的・意義	神戸市では、消化ガスの100%有効利用を目指して、「こうべバイオガス活用事業」を東灘処理場において平成18年度より着手し、従来の下水処理場内での有効利用に加えて、(1)下水道維持管理車両、(2)ごみ収集車、(3)市バス、(4)道路維持管理車両等、市の関連事業で使用する車両等での利用を図っている。
対象	使用車両 魚崎営業所所属 大型CNGノンステップバス1両（定員：57人）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ こうべバイオガスの研究 <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度から下水の処理過程で発生する消化ガスを精製し、メタン濃度を98%まで高めた「こうべバイオガス」の研究をしてきた。 <li style="padding-left: 40px;">下水処理の処理過程で発生する消化ガスは、下水処理場内において消化タンクの加熱ボイラーや冷暖房の燃料としているが、発生量の約3割は余剰ガスとして焼却している。そこで、消化ガスの100%有効活用をめざした。 ・「こうべバイオガス」とは、メタン60%程度の消化ガスから、不純物を取り除き、天然ガスとほぼ同等で高品質なメタン約98%のガスとして再生した下水道から生まれた地球に優しいバイオ系のエネルギーである。 ・天然ガス自動車の燃料として活用するため、市バス等による走行試験を実施し、都市ガスとほぼ同等の燃料であると確認。 ➤ こうべバイオガスの市バスでの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・「こうべバイオガス」を市バスに充填し、本格的な営業運行を平成18年10月2日から開始。 ・現在は東灘処理場において、実証プラントによる供給を行っている。平成20年春には本格施設の供用を目指している。 ➤ 二酸化炭素の削減効果 <ul style="list-style-type: none"> ・1日に50km走行すると仮定すると市バスでは年間1両あたり約30tの二酸化炭素排出量を削減できる。これは森林約5ha分に相当。
適用実績	<p>【市バスでの活用内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 運行開始日 <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年10月2日 ➤ 使用車両 <ul style="list-style-type: none"> ・魚崎営業所所属 大型CNGノンステップバス 1両（定員：57人） ・局内番号：202号車（平成12年5月登録車） ➤ 運行系統 <ul style="list-style-type: none"> ・市バス35系統【魚崎車庫前（魚崎浜町） （循環） 阪神御影南口】 ・7本/日（平日のみ） ➤ 充填 <ul style="list-style-type: none"> ・充填回数 1回/日

出典・参考文献：

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/54/press/20060928tp02.pdf>

<http://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/gesui/biogas.html>

21. エコドライブ会員登録

京都府	
環境にやさしい配送宣言・エコドライブ宣言	
所管	京都府企画環境部地球温暖化対策プロジェクト
目的・意義	運輸部門における二酸化炭素排出量及び大気汚染物質の排出を削減・抑制するため、各事業者等が取り組む内容を「宣言」として意思表示することを通じて、事業所における取組をPRするとともに自主的・具体的な取組の促進・拡大を図る。
対象	事業所
取組内容	<p>➤ 取組に賛同する事業所は、対象項目の中から、実施する宣言及び項目を選定（宣言の種類、対象項目は1種類、1項目でも可）の上、届出を行う。</p> <p>「環境にやさしい配送宣言」宣言対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい配送推進のための方針、体制の整備 ・低公害車等の導入目標の設定と具体的取組の推進 ・配送車両の削減（モーダルシフト、配送効率化、共同配送化等） ・地域における環境にやさしい配送の取組への参画 ・その他独自の取組 <p>「エコドライブ宣言」宣言対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ推進のための方針、体制の整備 ・従業員に対する研修・教育の実施 ・燃費、燃料使用量に関する数値目標の設定・管理 ・アイドリングストップの実効（必須項目） ※地球温暖化対策条例により義務化 ・相乗り通勤、自転車通勤の奨励・実施 ・専用通勤バスの運行 ・通勤自家用車の使用禁止 ・自動車の点検・整備実施体制の確立 ・独自基準に基づく点検の実施 ・その他独自の取組 <p>➤ 京都府は、届け出のあった事業所を宣言事業所として登録するとともに、広報・ホームページ等によりPR</p> <p>➤ 登録事業者には登録証及び宣言ステッカーを配布</p> <p>➤ 特に先導的と認める宣言事業所に対して、顕彰等を行う</p>
適用実績	登録事業者数（平成18年4月1日現在） 「環境にやさしい配送宣言」 120 事業所 「エコドライブ宣言」 188 事業所

出典・参考文献：<http://www.pref.kyoto.jp/tikyu/eco-main.html>

22. エコポイント制度

三重県 みえのエコポイント																														
所管	三重県環境森林部地球温暖化対策室																													
目的・意義	<p>県は、地球温暖化対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、県民総参加により地球温暖化対策に取り組むため、1999（平成11）年度に「三重県地球温暖化対策推進計画（チャレンジ21）」を策定し、温室効果ガスの排出量を2010年までに1990年のレベルから6%削減することを目標にしている。県では温室効果ガスの排出量のうち95%が二酸化炭素であり、この二酸化炭素排出源は産業、運輸、民生の3部門が93%を占めている。よって、各家庭で電気・ガス・水道の使用量を削減することで地球温暖化を防止する必要がある。</p>																													
対象	個人（県内在住）、グループ（県内在住・参加申請時に10世帯以上）																													
取組内容	<p>▶ グループに対し支援金を交付</p> <p>今年と昨年の使用量を比較し、使用量が節減できれば、グループに対し、1kwhごとに1ポイントが付与され、1ポイントあたり2円の支援金が支給される。（ひと月50kwhが上限）始めは電気使用量のみを対象としていたが、2004年度冬期からガス、水道の節減も対象となる。</p> <p>▶ 個人参加者に対して、企業がサービスを提供（2005年度冬期に開始）</p> <p>今年と昨年の使用量を比較し使用量を節減できれば、企業ごとのサービスが受けられる。</p> <p>例）生活協同組合コープみえ</p> <p>使用量と前年同月使用量との差に応じて、コープみえエコファミリーポイントを付与（削減量30kWhまでは1ポイント、30kWh以上で2ポイント）。</p> <p>10ポイント満了で再生紙ロールペーパー1袋（6ロール）と交換。</p>																													
適用実績	<p>▶ 参加世帯数</p> <p>2001年度 夏 5438</p> <p>2002年度 夏 23902</p> <p>2003年度 夏 17831</p> <p>2004年度 夏 16474 冬 3624</p> <p>2005年度 夏 15855 冬 4343 (+789)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>みえのエコポイント 2005夏</th> <th>みえのエコポイント '05-'06冬（グループ 参加）</th> <th>みえのエコポイント '05-'06冬（個人参加）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加世帯数</td> <td>15,855世帯 （144グループ）</td> <td>4,343世帯 （55グループ）</td> <td rowspan="2">のべ789世帯（節減を達成したもののみ受け取っているため、参加世帯＝達成世帯数となる）</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">2期計 20,198世帯（199グループ）</td> </tr> <tr> <td>報告世帯数</td> <td>4,996世帯</td> <td>1,617世帯</td> <td>789世帯</td> </tr> <tr> <td>目標達成世帯数</td> <td>1ヶ月以上達成 （電気）2,801世帯 （ガス）988世帯 （水道）683世帯</td> <td>1ヶ月以上達成 （電気）1,156世帯 （ガス）1,092世帯 （水道）658世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標達成数（のべ）</td> <td>（電気）4,584世帯 （ガス）1,435世帯 （水道）989世帯</td> <td>（電気）2,258世帯 （ガス）2,621世帯 （水道）1,063世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>CO₂削減量 （単位：ton・CO₂）</td> <td>71.8（すべての検針票の一分のみ総計） 50.5（すべての検針票の十一分の総計）</td> <td>56.9（すべての検針票の一分のみ総計） 27.4増加（すべての検針票の十一分の総計）</td> <td>18.2</td> </tr> </tbody> </table>				みえのエコポイント 2005夏	みえのエコポイント '05-'06冬（グループ 参加）	みえのエコポイント '05-'06冬（個人参加）	参加世帯数	15,855世帯 （144グループ）	4,343世帯 （55グループ）	のべ789世帯（節減を達成したもののみ受け取っているため、参加世帯＝達成世帯数となる）		2期計 20,198世帯（199グループ）		報告世帯数	4,996世帯	1,617世帯	789世帯	目標達成世帯数	1ヶ月以上達成 （電気）2,801世帯 （ガス）988世帯 （水道）683世帯	1ヶ月以上達成 （電気）1,156世帯 （ガス）1,092世帯 （水道）658世帯		目標達成数（のべ）	（電気）4,584世帯 （ガス）1,435世帯 （水道）989世帯	（電気）2,258世帯 （ガス）2,621世帯 （水道）1,063世帯		CO ₂ 削減量 （単位：ton・CO ₂ ）	71.8（すべての検針票の一分のみ総計） 50.5（すべての検針票の十一分の総計）	56.9（すべての検針票の一分のみ総計） 27.4増加（すべての検針票の十一分の総計）	18.2
	みえのエコポイント 2005夏	みえのエコポイント '05-'06冬（グループ 参加）	みえのエコポイント '05-'06冬（個人参加）																											
参加世帯数	15,855世帯 （144グループ）	4,343世帯 （55グループ）	のべ789世帯（節減を達成したもののみ受け取っているため、参加世帯＝達成世帯数となる）																											
	2期計 20,198世帯（199グループ）																													
報告世帯数	4,996世帯	1,617世帯	789世帯																											
目標達成世帯数	1ヶ月以上達成 （電気）2,801世帯 （ガス）988世帯 （水道）683世帯	1ヶ月以上達成 （電気）1,156世帯 （ガス）1,092世帯 （水道）658世帯																												
目標達成数（のべ）	（電気）4,584世帯 （ガス）1,435世帯 （水道）989世帯	（電気）2,258世帯 （ガス）2,621世帯 （水道）1,063世帯																												
CO ₂ 削減量 （単位：ton・CO ₂ ）	71.8（すべての検針票の一分のみ総計） 50.5（すべての検針票の十一分の総計）	56.9（すべての検針票の一分のみ総計） 27.4増加（すべての検針票の十一分の総計）	18.2																											

出典・参考文献：

http://202.214.16.84/data-syu/pamfh/02_ondan/ecopoint/h18/shikumi.htm

http://www.eco.pref.mie.jp/data-syu/pamfh/02_ondan/ecopoint/h18/h17.htm

<http://www.eco.pref.mie.jp/data-syu/hakusho/h18/index.htm>

松山市（愛媛県） 「節電・節水キャンペーン」	
所管	松山市 環境部 環境事業推進課 公営企業局 企画総務課
策定時期	実施：2005年夏、2006年夏
目的・意義	地球温暖化対策の一環として、市民生活に身近で、誰でも取り組める「節電」と「節水」のキャンペーンを実施することで、市民生活の中に節約行動を促し、もって、環境問題に対する意識改革や今までの生活様式の見直しにもつなげていくことを目的とする。
対象	市民（家庭のみ。会社、事務所は対象外）
取組内容	<p>➤ 節電・節水キャンペーン概要</p> <p>前年同期よりも電気・水道使用量が減っていると応募ができ、抽選で賞品が当たるキャンペーン。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節電コース <ul style="list-style-type: none"> 7, 8, 9, 10, 11月のうち1か月分 応募方法：上記期間分の検針票（電気ご使用量のお知らせ）が応募券となる（コピー不可）。ただし、前年同月より使用量が節減できたものに限る。 ・節水コース <ul style="list-style-type: none"> 7～11月のうち連続した2ヶ月分（8, 9月分など） 応募方法：上記期間分の検針票（使用水量・料金のお知らせ）が応募券となる（コピー不可）。ただし、前年同期水量より節減できたものに限る。 <p>賞品については、節電・節水コースを合わせて下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1等…3万円の商品券2本（各コースそれぞれ1本ずつ） 2等…1万円の商品券10本（各コースそれぞれ5本ずつ） 3等…1千円の商品券200本（各コースそれぞれ100本ずつ）
適用実績	<p>➤ 2005年度の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス 53t/年（CO₂換算）（算出根拠：電気 135,259kWh、水 3,772m³削減） ・エネルギー削減量 135,259kWh /年 ・応募件数：節電コース 927件、節水コース 209件の計 1,136件

出典・参考文献：

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/info/kouhoushi/05/0515/02.pdf>

<http://www.iclei.org/documents/Japan/8-5.pdf>

23. 自治体版 CASBEE の作成・普及

名古屋市 建築物環境配慮制度 (CASBEE 名古屋)	
所管	名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課建築指導係
策定期	施行：2004(平成16)年4月1日
目的・意義	<p>建築物環境配慮指針に基づく建築主の自主的な取り組みを進め、建築物の新築等における地球温暖化その他の環境への負荷の低減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 根拠法令 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年3月25日名古屋市条例第15号） ・ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行規則（平成15年9月10日名古屋市規則第117号） ・ 建築物環境配慮指針（平成15年12月名古屋市告示第557号）
対象	床面積（増築の場合は増築部分）の合計が2000m ² を超える建築物（特定建築物）の新築又は増築をしようとする者（特定建築主）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 建築物環境計画書の届出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建築主は特定建築物の概要、地球温暖化の防止のための措置などを記載した特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画書（建築物環境計画書）を作成し、工事着手予定日の21 日前までに市長に届け出る。 ・ 届出書類 <ul style="list-style-type: none"> 建築物環境計画書届出書（規則様式第31号） 建築物環境計画書（「CASBEE名古屋」による入力又は手書き） ➤ 建築物環境計画書の変更の届出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建築主は、工事が完了するまでの間に届け出た事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出る。 ・ 届出書類 <ul style="list-style-type: none"> 建築物環境計画書変更届出書（規則様式第32号） 建築物環境計画書 ➤ 工事完了の届出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事が完了したときは、その日から15日以内に市長に届け出る。 ・ 届出書類 <ul style="list-style-type: none"> 特定建築物工事完了届出書（規則様式第33号） ➤ 概要の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物環境計画書は、CASBEEの「結果シート」の形式で、提出後1ヶ月を目処に名古屋市住宅都市局建築指導課の窓口及び名古屋市建築指導部のホームページ上で公表 ・ 完成予想図や竣工写真の公表も可能 ➤ 指導・助言 <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出の内容のうち、地球温暖化の防止のための措置、資源の適正な利用のための措置及び建築物の敷地外環境の保全のための措置について、条例に基づき、その改善を求める指導・助言を行う場合がある。
適用実績	平成16年度 届出件数 148件
備考	CASBEE は、建築物の敷地境界等による仮想境界で区分された内外2つの空間を想定し、この境界内部の建築物の環境品質・性能にかかる要素（Q）を分子に、この境界を越えて外部に与える環境負荷にかかる要素（L）を分母にして表される数値“BEE“により、環境配慮の取り組みを評価する仕組みである。

出典・参考文献：

http://www.city.nagoya.jp/_res/usr/23612/manual1.pdf

<http://www.city.nagoya.jp/jigyoku/kenchiku/kaihatsutakuchi/jigyoubetsu/todokede/kankyuhairyo/nagoya00023558.html>

経済産業省『平成17年度新エネルギー等導入促進基礎調査（地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査）』平成18年4月

24. 省エネ・新エネ促進大賞の表彰

宮城県 宮城県自然エネルギー等・省エネルギー大賞	
所管	宮城県環境生活部環境政策課地球環境班
策定時期	実施初年度：2004（平成16）年
目的・意義	石油等の化石燃料が近い将来枯渇する可能性が指摘される一方、ますます深刻化している地球温暖化問題への対応の観点からも、一層の省エネルギーの取組と化石燃料に変わる代替エネルギー導入の必要性が増している。新エネルギーは、エネルギー供給の半永久性、CO ₂ 等をほとんど出さないクリーン性から、県内でも様々な取組が進められつつある。
対象	県民
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 省エネルギー促進部門 個人、事業所、団体等で「みやぎ省エネ行動宣言」（取組テーマを1つ決めて）の事前登録をし、2ヵ月間の実践内容について応募があった中から選んで表彰 ➤ 自然エネルギー等導入促進部門 個人、事業所、団体等における太陽光やバイオマスなど自然エネルギーの先進、先導的な導入実績について応募があった中から選んで表彰
適用実績	<p>平成17年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 省エネルギー促進部門 <ul style="list-style-type: none"> ・大賞 セイホク株式会社 石巻工場【バイオマスエネルギープラント】 廃木材や地場産間伐材から発生する木皮を新たに設置した発電プラントの燃料として利用し、二酸化炭素排出抑制に寄与。また、回収された木質資源の再製品化を推進 ・奨励賞 鍋谷 康彦 さん【家庭用ペレットストーブの導入（家庭での自然エネルギーの取組）】 過去10年間、太陽光発電の導入、ハイブリッド車への買い換え、自宅の断熱性改善に取り組む。地場産の自然エネルギーの活用に向け、ペレットストーブの導入調査を実施 ➤ 自然エネルギー等導入促進部門 <ul style="list-style-type: none"> ・大賞 仙台市立柊江小学校【身近な自然環境から地球環境へ】 児童、教職員が一体となって学校の使用量削減に取り組み、成果を挙げる。家庭、地域との協力の下、子どもの時から考え、実践的態度を身に付けさせる環境教育を推進 ・奨励賞 佐々木 由美子 さん【省エネルギーの促進】 省エネタップの使用、電気ポットは使用わず魔法瓶を使用、風呂の残り湯は洗濯、植木鉢への水やり利用するなど省エネ行動を実践

出典・参考文献：

http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-s/grand_prize/grand_prize.htm

25. グリーン企業表彰

石川県 いしかわグリーン企業知事表彰	
所管	石川県環境安全部環境政策課 循環型社会推進室
策定時期	創設：2001（平成13）年
目的・意義	地球温暖化防止対策を着実に推進していくうえでは、企業活動における環境配慮の取り組みをより本格化させていくことが求められている。このため、県では環境配慮型企業への各種支援事業を行っており、その一環として、環境マネジメントシステム（ISO14001）等を導入し、率先して環境保全活動に取り組み、その成果が顕著であり、他の模範となる県内の企業を表彰している。これにより、自主的・積極的に環境保全活動に取り組む企業が県内全体に広まることを目的とする。
対象	事業者
取組内容	<p>➤ 次に掲げる1から3の基準をすべて満たし、その環境保全活動が他の模範となる県内の企業を表彰</p> <p>(1) ISO14001 認証を取得して3年を経過し、又は環境活動評価プログラムに参加登録して3年を経過し、かつ更新をしていること。</p> <p>(2) 次に掲げる環境保全活動取組項目について、自主的・積極的に取り組んでおり、今後、継続・改善していく計画があること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の減量化及びリサイクル ・ 省資源・省エネルギー ・ グリーン購入 ・ 建築物のグリーン化 ・ 環境教育・学習 ・ その他環境保全活動（環境保全社会貢献、環境会計導入、環境報告書作成、環境にやさしい商品開発等） <p>(3) 過去5年間、環境保全に支障を及ぼす事故及び法令違反がないこと</p>
適用実績	<p>➤ 平成17年度受賞企業 5事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (株)金沢シーラ ・ 大日本インキ化学工業(株)北陸工場 ・ 西日本旅客鉄道(株)金沢支社金沢総合車両所 ・ 北陸電力(株)志賀原子力発電所 ・ ミナミ金属(株) <p>➤ 平成16年度までの受賞企業 30企業</p>

出典・参考文献：

<http://www.pref.ishikawa.jp/kankyo/shiryo/hakusyo/reporth16/data/H16kan24.pdf>

http://www.pref.ishikawa.jp/kankyo/pp/green_kigyo/index.html

花巻市（岩手県） 環境表彰	
所管	花巻市 生活環境部環境保全課
策定期間	創設：2001（平成13）年度 ただし2005年度（平成17年度）までは旧「花巻市」の取組み
目的・意義	継続して花巻市の環境保全・創造等の活動に取り組み、市民の模範となっている個人及び団体を顕彰する。
対象	個人及び団体等
取組内容	<p>➤ 募集の内容</p> <p>次の活動について、継続して環境負荷の軽減や環境の向上に貢献したと認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境創造・環境保全（リサイクルの推進、廃棄物減量、省エネ・新エネ活動や森林・河川などの保護・調査・研究活動 等） ・環境美化・清掃活動（公共施設やごみ集積所の清掃、花壇の整備、樹木の手入れ 等） ・環境教育・学習活動（小・中学校等における環境教育・学習への取組み 等） ・その他、環境向上に関する活動（マイバック運動・グリーン購入活動 等） <p>➤ 応募の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自薦による団体 ・次の団体の長等から推薦を受けた個人または団体 <ul style="list-style-type: none"> ・行政区 ・花巻商工会議所 ・大迫商工会 ・石鳥谷町商工会 ・東和商工会 ・花巻農業協同組合 ・花巻工業クラブ ・花巻市公衆衛生組合連合会 ・大迫町公衆衛生組合連合会 ・石鳥谷町公衆衛生組合連合会 ・東和公衆衛生組合連合会 ・花巻市小中学校校長会 ・花巻市花と緑の会 <p>※ただし、岩手県又は同等の環境関係団体以上の表彰を受けた個人又は団体及び旧花巻市の環境表彰を受けた個人又は団体を除く。</p> <p>➤ 応募の手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 応募用紙配布場所： <ul style="list-style-type: none"> ・本庁環境保全課 ・各総合支所生活環境課 ・花巻市ホームページ ② 別紙応募用紙に必要事項を記入し、本庁環境保全課又は各総合支所生活環境課に提出。 メールによる応募も可能 <p>➤ 表彰選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選考方法：市長が委嘱する委員で構成する環境表彰選考委員会で審査のうえ、被表彰者を決定する。 ・選考結果の通知：被表彰者に直接通知する。
適用実績	

出典・参考文献：

http://210.230.214.178/contents_attach/20070104kankyoyouhyousyou_youryou.doc

26. マンション環境性能表示

東京都 マンション環境性能表示	
所管	東京都環境局
策定期間	施行：2005（平成17）年10月1日
目的・意義	<p>大規模新築等マンションの環境性能に関する情報を、マンションを購入しようとする人に提供することによって、以下の3つを実現することをねらいとする。</p> <p>(1) マンションを購入しようとする人に対し、環境に配慮したマンションに関する選択肢を提供する</p> <p>(2) 環境に配慮したマンションが高く評価される市場の形成を図る</p> <p>(3) マンション建築主の自主的な環境配慮の取組を促す これにより、家庭部門の温暖化対策を推進する。</p> <p>【根拠となる条例】</p> <p>(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）</p> <p>(2) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都条例第34号）</p> <p>(3) 東京都建築物環境配慮指針（平成14年3月28日東京都告示第384号）</p> <p>(4) 東京都マンション環境性能表示基準（平成17年6月8日東京都告示第846号）</p>
対象	建築物環境計画書制度の対象建築物（延床面積10,000㎡超の新築・増築）で、住宅用途の延床面積が2,000㎡以上あり、平成17年10月1日以降に東京都に建築物環境計画書を提出した建築物の建築主
取組内容	<p>▶ 対象事業者に対し、大規模新規マンションの販売広告等に環境性能に関する情報の表示を義務化</p> <p>【表示項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の断熱性 ・ 設備の省エネ性 ・ 建物の超寿命化（配管の維持管理・改修等や間取りの変更のしやすさ） ・ 緑の量（面積）と質（高木による植栽等） <p>▶ 対象事業者に対し、マンション環境性能表示を付した広告を行った日の翌日から起算して15日以内の届出（広告等の写しを添付）を義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都のホームページでマンション環境性能表示を公表
適用実績	<p>▶ 平成18年度公表分 17事例</p> <p>▶ 平成17年度公表分 1事例</p>

出典・参考文献：

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/building/eco/ordinance.html>

27. 省エネ家電普及キャンペーン

静岡県 静岡県省エネラベルキャンペーン	
所管	静岡県省エネラベル協議会（事務局：静岡県地球温暖化防止活動推進センター）
目的・意義	従来の製品から省エネ型家電製品の普及拡大を図ることによる電力消費の抑制
対象	家電販売店、消費者
取組内容	<p>販売店の協力により、一目で省エネ性能がわかる「省エネラベル」を製品に表示し、消費者が家電製品を購入する際に、適切な省エネ情報を伝達。</p> <p>キャンペーンは、電力消費の大きな夏（6～9月）と、冬（11～1月）に実施（H17年度）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 表示対象品目 <ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫 ・エアコン ・テレビ（ブラウン管） ➤ 全国省エネ協議会が示した全国基準を採用、省エネ基準達成率の相対評価（5段階評価） ➤ 協議会はHPでラベルの見方や年間の電気代の考え方等の情報提供を行っている。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>統一省エネラベルの見方</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本ラベルが何年度のものであるかを表示してあります。 ② 省エネ性能を5つの星から1つの星の5段階で表示し、市場における製品の性能の高い順に5つの星から1つの星で示しています。 ③ トップランナー基準のを達成しているものがいくつの星以上であるかを明確にするため、星の下に矢印でトップランナー基準達成・未達成の位置を明示しています。 ④ 省エネラベリング制度 ⑤ 統一省エネラベルの貼り間違えのないようにメーカー名、機種名を表示しています。 ⑥ ノンフロン製の電気冷蔵庫はノンフロンマークを表示しています。 ⑦ エネルギー消費効率（年間商事電力量等）を分かりやすく表示するために年間の目安電気料金を表示しています。 </div> <p style="text-align: center;">【静岡県省エネラベル協議会 HPより】</p>
適用実績	2006年 夏のキャンペーン参加店舗数 153 2005年 冬のキャンペーン参加店舗数 137

出典・参考文献：

<http://sccca.net/label/index.htm>

28. 学校におけるエネルギー教育の推進

石川県 いしかわ学校版環境 ISO -学校における環境配慮活動指針-	
所管	石川県教育委員会
策定時期	策定：2002（平成14）年3月
目的・意義	<p>地域社会と密着した学校で環境保全活動を実施することは、校内の省エネルギー、省資源といった環境に対する直接的な影響もさることながら、児童・生徒が環境に関心を持つことにより、家庭や地域へも広がりを見せるといった間接的な影響もあり、その教育効果・波及効果が大きい。</p> <p>本計画は平成12年3月に策定された「いしかわグリーンプラン（環境にやさしい石川創造計画）」の一環であり、環境省が平成8年に策定した「環境活動評価プログラム」を基本とし、学校で容易かつ効果的に環境保全活動を進められるようになっている。</p>
対象	学校
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校に対して環境負荷の簡易な把握方法の提案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、資源利用量を把握するための記入シートを提供 ・ 環境保全の取組状況を、各学校が4段階で評価 ➤ 環境保全の取組状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員、児童の環境保全への取組チェックリストの提供 ➤ 環境行動計画を作成し、積極的に環境保全活動に取り組む学校の推進、認定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査に合格した学校への認定証の交付 ・ 認定した学校をインターネットで公表
適用実績	<p>認定校の取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 省エネナビ（電力使用料金表示器）を利用した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童会が毎月末に電力使用量を測定し、校内にグラフで掲示 ➤ 自然エネルギーの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎屋上に風力と太陽光を併用した発電システムを設置 ・ 生徒が発電量を記録し、データを校内に掲示

出典・参考文献：

http://www.pref.ishikawa.jp/kankyo/pp/iso_school/

30. 省エネ出前講座

山形県 省エネ出前講座	
所管	山形県庁環境企画課
策定期間	創設：2005（平成17）年
目的・意義	環境教育、学習の機会を県内全域に広げ、環境についての理解と認識を深め、自主的な環境保全活動を推進する。
対象	消費者、学校
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 主に消費者団体を中心として、家庭で身近にできる省エネについて、県内各地で「出前講座」を開催 ➤ 学校においても、待機電力の測定により無駄なエネルギーを実感してもらうなど、実演を兼ねた講座を実施 ➤ 平成18年度からは、この他にも、車の省エネや食の省エネ、新エネルギー、山形エコアクション21など、地球温暖化対策に関する様々な要望に応える形で実施予定
適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成17年度実績 出前講座 計32回 ➤ 平成18年2月 寒河江市醍醐小学校にて <ul style="list-style-type: none"> ・CD-ROMを用いたクイズ形式の説明 ・推進員が温暖化の状況について解説 ・白熱電球と電球型蛍光灯を用いた実験により、電力を比較 ➤ 省エネ出前講座メニュー（家庭での取組の推進） <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の背景の説明 ・省エネのすすめ（簡易電力測定器などで家電製品の待機電力を測定） ・家庭の省エネ診断

出典・参考文献：

<http://www.pref.yamagata.jp/education/education/7050009publicdocument200603273081522479.html>

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/bunkakankyo/050009/publicfolder200603209606374098/publicfolder20060925696999573/publicfolder200610111726149925/publicdocument200609279075352728.html>

大津市（滋賀県） 「省エネ講師派遣事業」	
所管	大津市 環境部 環境政策課
目的・意義	自治会や市民団体が実施する省エネ・省資源を中心とした環境学習会等に講師を派遣し、環境学習の機会を広げ、環境についての理解と認識を深めていただくとともに、地域から省エネ・省資源の取り組みが広がること
対象	政治、宗教及び営利活動を目的としないもの（自治会や市民団体など）が大津市内で開催する省エネ・省資源を中心とした環境学習会等で、参加予定者が概ね10名以上のもの
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 講師の選定 環境学習サポーター（大津市制度）や関係機関等から講師を選定し、省エネや省資源などを通じてライフスタイルを見直す提案をする者を派遣。選定は、基本的には市が行うが、可能な限り開催趣旨に沿った講師を選定する。 ➤ 講師への謝礼 予算の範囲内において市が負担し、実施する。ただし、同一の主催者に対する派遣回数 は、同一年度において1回まで。事業の開催及び講師の送迎は申請者で対応する。 ➤ 講師を派遣する際必要となる手続き 市のホームページで配布されている申請書を、原則として開催の1ヶ月前までに環境部 環境政策課まで提出する。記入する内容は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ・派遣希望日時、場所（名称、電話番号、住所） ・事業の名称、開催目的 ・出席予定者数 ・講演などの希望内容 ・そのほか、主催団体の概要（結成年月日、構成員数、主要事業、事業計画など）がわかる資料があれば添付する ➤ 講師派遣後（事業開催後）の手続き 派遣が完了した後、事業主催者側（制度を受ける側）はすみやかに、市のホームページで配布されている「事業実施報告書」を提出しなければならない。記入する内容は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ・開催日時、場所 ・事業の名称 ・受講者数 ・具体的な事業内容 ・内容や講師に関する意見・感想 ・そのほか事業実施に係わる資料や記録写真があれば添付する ➤ 広報について 市のホームページや、広報誌などで派遣のお知らせを行っている。

出典・参考文献：

http://www.city.otsu.shiga.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=AC020000&Cc=7d64191227150c2

31. 夏・冬のライフスタイルキャンペーン

茨城県 夏の軽装キャンペーン・冬の省エネキャンペーン	
所管	茨城県生活環境部環境政策課、 茨城県地球温暖化防止活動推進センター、 環境保全茨城県民会議、 大好きいばらき県民会議
目的・意義	地球温暖化防止のため、冷暖房による電気使用量が多い夏季・冬季にキャンペーンを実施し、冷暖房に頼り過ぎない新しいライフスタイル、ビジネススタイルの定着を図る。
対象	県民、事業者、行政
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 夏の軽装キャンペーン <ul style="list-style-type: none"> ・ノーネクタイによる冷房時室温 28℃の徹底 ・ポスター、チラシ配布、ホームページによる広報 ・キャンペーンに参加する市町村、事業所は登録し、ポスターを掲示 ・県は、登録した市町村、事業社名をホームページに掲載し、公表 ・取組状況について、写真で公表 ・アンケートの実施 ➤ 冬の省エネキャンペーン <ul style="list-style-type: none"> ・ウォームビズの普及 家庭、事業所等における暖房設定温度 20℃以下を推奨 ・アイドリングストップ運動 12月は地球温暖化防止月間、大気汚染防止推進月間であるため、アイドリングストップを啓発 ・エコ事業所登録制度の普及 中小企業の温暖化対策の取組を支援するため、茨城県独自の簡易な環境マネジメントシステムで、広く効果が期待できる「茨城エコ事業所登録制度」を普及
適用実績	<p>夏の軽装キャンペーン 平成 17 年度 登録事業者数 214 事業所、地方公共団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ キリンビール取手工場の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・軽装キャンペーンポスター掲示 ・エコロジーバッジ着用 ・事務所、会議室での軽装 ➤ アンケート結果（回答数 196 事業所） <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートに回答した企業のうち、8割以上が夏の軽装を実施 ・エネルギー資料量について、4割の事業所が削減につながったと回答 ・業務効率について、4割の事業所が上がったと回答 ・取引先や訪問者からの評判について、3割の事業所が良かったと回答。社員・職員の評判については、6割近くの事業所が良かったと回答 ・夏の軽装をしなかった理由は、「ノーネクタイでは失礼にあたる」「取引先や来訪者の目が気になる」「安全上、衛生上軽装になることができない」などが主な理由 ・ウォームビズやクールビズを6割の事業所が今後、実施すると回答
備考	冷房の設定温度を 26℃から 1℃上げると約 10%の省エネ効果。2℃上げれば約 17%の省エネ効果 全国のオフィスで実施すると、原油年間約 31 万 k1 ドラム缶 155 万本の節約

出典・参考文献：

<http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/11business/05coolbiz/01.html>

http://www.pref.ibaraki.jp/press/05press/p050621_01.pdf

http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/01news/06camp/kouhyou_box/cool_biz.pdf

<http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/01news/index/winter.html>

32. 環境にやさしい買い物キャンペーン

神奈川県 環境にやさしい買い物キャンペーン											
所管	神奈川県環境計画課										
策定期間	実施：2000（平成12）年										
目的・意義	毎日の「買い物」を通して地球環境問題や廃棄物問題などの環境問題を考え、ライフスタイルを見直すきっかけとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 消費者に対する効果 <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮したライフスタイルへの転換 ➤ 企業に対する効果 <ul style="list-style-type: none"> ・商店街・スーパー、百貨店等販売企業及び製造企業の環境配慮のより一層の向上 ➤ 環境に配慮した社会の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・県民、企業、行政の連携した取組 ・環境に配慮した商品の生産・流通促進 										
対象	消費者、企業										
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 商店街等の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの掲示 ・環境配慮商品の販売等 ・商品の包装等の簡易化 ・環境配慮商品の表示・情報提供 ・環境配慮商品の値引き・広告 ・お買い物バッグの使用促進 ・普及啓発コーナーの設置 ・環境配慮商品の展示 ・地場産野菜等の販売 ➤ 県は、市町村等と連携しつつ、NPO、ボランティアとともに、店頭などでパンフレット等の配布などの普及啓発イベントを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県内全市町村の協力を得ながら、取組みを実施 ・神奈川県地球温暖化防止活動推進センターと連携した取組みを実施 ➤ 「もったいない」をキーワードとしながら、個人の環境配慮に向けた活動を「マイアジェンダ（私の実践行動宣言）」として登録していただくという、「マイアジェンダ個人登録促進キャンペーン」を併せて実施 ➤ 国（内閣府国民生活局）と全都道府県が連携し、キャンペーンを全国的に展開 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における地球温暖化防止活動の促進を図るため、地球温暖化対策の普及啓発などを行う団体を知事が指定するもので、本県では平成16年2月27日にNPO法人かながわアジェンダ推進センターが指定されている。 										
適用実績	平成17年度実績 期間：平成17年10～11月 約40日間 開催店舗： <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>百貨店・専門店</td> <td>15店（ 18店）</td> </tr> <tr> <td>スーパー等</td> <td>262店（ 495店）</td> </tr> <tr> <td>コンビニエンスストア等</td> <td>2928店（ 2942店）</td> </tr> <tr> <td>商店街等（事業所も含む）</td> <td>38867店（38867店）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>42072店（42322店）</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※（）内は、平成16年度数</p>	百貨店・専門店	15店（ 18店）	スーパー等	262店（ 495店）	コンビニエンスストア等	2928店（ 2942店）	商店街等（事業所も含む）	38867店（38867店）	合計	42072店（42322店）
百貨店・専門店	15店（ 18店）										
スーパー等	262店（ 495店）										
コンビニエンスストア等	2928店（ 2942店）										
商店街等（事業所も含む）	38867店（38867店）										
合計	42072店（42322店）										

出典・参考文献：

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/iso/41/camp/camp.htm>

33. エコショップ認定制度

新城市（愛知県） しんしろエコショップ認定制度	
所管	新城市 生活環境部 循環社会推進課
策定時期	施行：2005（平成17）年7月22日
目的・意義	3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを自主的に実施する販売店に対し、市が市民とともに審査・認定し、その取り組みを市民が評価・利用することにより、行政・販売店・市民が協働で市全体のごみの減量並びに限りある資源の保護等に努めることに対する意識の高揚を図る。
対象	販売店、消費者
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 認定の基準および種類 認定の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・リデュースの取り組み：市民にごみを持ち帰らせない（出させない）工夫や販売方法等に取り組みを行っていること。 ・リユースの取り組み：主にその業種に関連した容器包装類、販売のために必要な物品について、再使用するための取り組みを行っていること。 ・リサイクルの取り組み：主にその業種に関連した容器包装類、販売のために必要な物品について、資源として再利用するための取り組みを行っていること。 認定の種類 上記の3つの認定基準をもとに、次のような方法で認定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・RRR（トリプルアール）：3Rすべての取り組みを行っている販売店 ・RR（ダブルアール）：3Rのうちどれか2つの取り組みを行っている販売店 ・R（シングルアール）：3Rのうちどれか1つの取り組みを行っている販売店 ➤ 認定審査員について エコショップの認定を行うのは、新城市職員および、公募によって一般市民から選出される認定審査員である。認定に市民を参加させることによって、市民・販売店・行政が協働でごみ減量と資源保護を行っていくという意識を高めることができる。 市民から選出される「しんしろエコショップ」認定審査員（以下「審査員」）は、環境問題に関心がある市内在住の人で、職員と一緒に現地審査を行う時間のとれる人をボランティアによる公募し、適否の判断をし任命する。審査員には「しんしろエコショップ」認定審査員証（第2号様式）を発行する。 ➤ エコショップ認定を受けた販売店のメリット、認定を受けたことにより発生する義務等 <ul style="list-style-type: none"> ・認定シール（A4サイズ）の交付 ・環境にやさしい販売店として、市のホームページや広報等で取り組みを紹介（2006年9月より、ホームページでの認定販売店の紹介をさらに充実。販売店のおすすめ情報・キャンペーン告知、認定審査員による講評などもPRできるようになった）。 ・なお、認定を受けたことにより特別な義務が生じることはなく、認定を受けた販売店は自主的に3Rの取り組みを行っていくことになる。
適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2006年7月末の時点で、認定をうけた販売店は10箇所。2006年12月末の時点ですべての販売店に関して新城市公式ホームページ上にPR記事が記載されている。 ➤ 認定を受けた販売店の例 <ul style="list-style-type: none"> ・ユニー新城店（認定の種類：RRR） →簡易包装、マイバッグ持参推進（リデュース）・納品箱の再使用（リユース）・容器包装および業務用食用油の再利用、再生紙の使用（リサイクル） ・スクールショップマルブン（認定の種類：RR） →取扱商品の修理サービス、中古の学生服販売（リユース）・商品の切れ端を使用した商品を販売（リサイクル）

出典・参考文献：

<http://www.city.shinshiro.aichi.jp/section/kankyou/ecoshop/index.html>

34. アイドリングストップキャンペーン

熊本県 「アイドリング・ストップ宣言事業所」募集	
所管	熊本県環境生活部環境政策課 環境立県推進室
目的・意義	自動車は私たちの暮らしに欠かせない反面、自動車の排出ガスが地球温暖化や大気汚染に大きな影響を与えている。そのため、県では、誰もがすぐに取り組むことができる「アイドリング・ストップ」を環境に配慮した運転マナーとして推奨しており、県民や事業者の先導役として、積極的にアイドリング・ストップの実践や啓発を行う事業所を「アイドリング・ストップ宣言事業所」として募集している。
対象	事業所
取組内容	宣言した事業所は、業務実態に応じたアイドリング・ストップの推進に取り組む <ul style="list-style-type: none"> ➤ 取組み内容 <ul style="list-style-type: none"> 【自動車を使用する事業所】 ・従業員等にアイドリング・ストップの意義と方法を周知する ・事業所や所有する自動車にアイドリング・ストップ宣言事業所ポスターやステッカーを貼る ・運転者のアイドリング・ストップの取組状況について把握 【駐車場を設置又は管理する事業所】 ・自動車で来訪する客、取引事業者にアイドリング・ストップを呼びかける ・事業所にアイドリング・ストップ宣言事業所ポスターやステッカーを貼る ➤ 宣言をした事業所のメリット <ul style="list-style-type: none"> ・事業所などにポスター等を掲示することで、環境に配慮した事業所としてのPRにつながる ・環境にやさしいだけでなく、燃料費の節減にもつながる ・地球温暖化や大気汚染対策だけでなく、周囲への騒音対策としても有効 ➤ 県の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・取組内容に応じて啓発グッズ（ポスター、店頭用ステッカー、自動車用ステッカー、車内ステッカー）を配布 ・アイドリング・ストップやその他のエコドライブに関する情報を提供 ・アンケート調査等への協力を依頼 ・効果的又は先進的な実践事例などは県広報番組等により紹介
適用実績	➤ 登録事業所数：2613 （平成17年12月31日現在）

出典・参考文献：

<http://www.pref.kumamoto.jp/eco/idling/index.html>

経済産業省『平成17年度新エネルギー等導入促進基礎調査（地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査）』平成18年4月

新潟市（新潟県） 「アイドリング・ストップ運動」	
所管	新潟市 市民局 環境部 環境対策課企画係
策定時期	創設：1998（平成10）年度
目的・意義	自動車の無駄なアイドリングをなくすことで排気ガスによる大気汚染を防止し，地球温暖化の原因物質である二酸化炭素などの排出を抑制すること
対象	市民
取組内容	<p>▶ にいがた市民環境会議との共催で「アイドリング・ストップ運動」を展開している。</p> <p>※ にいがた市民環境会議 …市民や事業者が中心となって、それぞれの役割に基づいた環境保全に関する取組みを推進する会議。発足は平成9年8月26日。</p> <p>▶ ステッカーの配布 アイドリング・ストップを推進するため、市ではオリジナルステッカー（下図）を作成し、配布している。配布場所は市役所本館・分館案内、黒埼支所市民課、地区事務所、市内のガソリンスタンドなどで、毎年6月（環境月間）には、とくに広く配布されている。ステッカーは自動車の後部窓など司会をさまたげないガラス部分に貼って使用するもので、内貼り用と外貼り用の2種類がある。</p> <div style="text-align: center;">  <p>アイドリング・ストップ運動 新潟市・にいがた市民環境会議</p> </div> <p>図. オリジナルステッカー</p>

出典・参考文献：

<http://www.city.niigata.niigata.jp/info/kantai/ids/idstop.htm>

http://www.city.niigata.niigata.jp/sihou/1997/970817/pdf/1590_1.pdf

35. 公共交通普及キャンペーン

鳥取県 環境にやさしい公共交通機関利用推進企業認定制度	
所管	鳥取県 企画部交通政策課
策定期間	施行：2005（平成17）年1月18日
目的・意義	地球温暖化防止の確実な成果を上げるためには、今まで以上に公共交通機関の利用及びライフスタイルの変更を促進し、自家用自動車からの二酸化炭素排出量を削減することが重要である。 鳥取県内において公共交通機関の利用促進に取り組んでいる企業又は取り組もうとしている企業を認定することにより、公共交通機関の利用促進に対する県民及び県内企業の意識の高揚及び向上を図る。
対象	事業者、個人
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境保全や地域の自立など地域社会に貢献する企業を「環境にやさしい公共交通機関利用推進企業」として知事が認定。支店・出張所・支所等の単位でも認定が可能。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定証の交付（3年間有効） ・ 県のホームページ等により企業の取組について紹介 ・ 認定された企業は、毎年、取組状況報告書を提出 ▶ 認定条件 <ul style="list-style-type: none"> 県内で事業（営利・非営利の別、規模を問わない）を行っている法人または個人で、次の項目に取り組んでいる、または計画を立てていること (1) 公共交通機関利用推進委員の設置 (2) 社員に対する公共交通機関利用促進研修会の開催（年1回以上） (3) 公共交通機関の利用促進の具体的取組の実施（次の中から1項目以上） <ul style="list-style-type: none"> ・ ノーマイカーデーの実施 ・ 自家用車通勤の自粛 ・ 自家用車と公共交通機関（鉄道・バス）を乗り継ぐ通勤形態の推進 ・ 公共交通機関に合わせた勤務時間の設定 ・ 公共交通機関による出張 ・ これら以外の公共交通機関利用促進の具体的取組の実施
適用実績	<p>認証取得企業数</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 48事業所（平成18年9月現在）

出典・参考文献：

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=10999>

36. 率先行動

各地方公共団体 率先行動の実施	
所管	—
策定期間	—
目的・意義	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条に基づき都道府県及び市区町村は、基本方針に即して、当該都道府県及び市区町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画を策定するものとされている。
対象	地方公共団体
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ グリーン購入の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・環境への負荷ができるだけ少ない商品・サービスの優先的購入。 ➤ 低公害車導入普及促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・公用車として低公害車の導入を実施する。 ・公用車としての所有台数の抑制。 ➤ 水素燃料電池車の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・公用車として利用するとともに、イベントや学習会等での燃料電池の説明、燃料電池車の展示や試乗会等を行う。 ➤ 地方公共団体内施設への ESCO 推進事業の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体所有の施設において、ESCO 導入を促進。 ➤ 新エネルギー、再生可能エネルギーへの取組み <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電や太陽光発電、廃棄物発電等の導入。 ・普及啓発効果の高い住民利用施設への設備や緊急時に独立電源として機能する防災対応型の設備などへの導入。 ・庁舎への太陽光発電パネルの導入。発電量等が表示されるパネルを設置して RP も実施。 ➤ 雪冷熱エネルギーの有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ・未利用エネルギー導入を促進するため、地方公共団体内施設を活用し、雪冷熱による施設の冷房を実施。 ➤ 環境マネジメントシステムの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの運用を通じて、職員が率先して環境に配慮した取組を実施。 ➤ 財のサービスの使用に当たっての配慮の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・不必要時の消灯・エレベーターの使用削減などの電気使用量の抑制 ➤ 廃棄に当たっての配慮の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・用紙類・容器等の資源化の実施、廃棄文書・図書等の資源化 ➤ 施設の設計・施工における配慮の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化の導入、雨水・中水等の利用、省エネルギー型空調設備等の導入 ・用紙類・容器等の資源化の実施、廃棄文書・図書等の資源化

出典・参考文献：

経済産業省『平成 17 年度新エネルギー等導入促進基礎調査（地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査）』平成 18 年 4 月

参考資料 5

関連する国の施策概要

国における施策事例と対策メニューとの関係

分類	施策名	概要	施策がカバーする対策メニュー															
			産業			業務				家庭				運輸			転換	廃棄物
			運用改善	機器導入	燃料転換	運用改善	駆体改善	機器導入	燃料転換	運用改善	駆体改善	機器導入	燃料転換	運用改善	機器導入	燃料転換		
法規制	省エネ法に基づく工場・事業場におけるエネルギー管理	一定規模以上のエネルギーを管理している工場・事業場に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準に沿って合理化を行う努力義務等を求める。	○	○		○			○									
法規制	省エネ法に基づく建築主・所有者の努力・判断基準の公表	一定規模以上の住宅・建築物について、設計・施工時等に省エネ措置届出義務等を求める。							○	○								
法規制	省エネ法に基づく輸送事業者の努力義務・判断基準の公表	一定規模以上の輸送機関を保有する事業者及び一定量以上の貨物を輸送させる荷主に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準に沿って合理化を行う努力義務等を求める。												○	○			
法規制	省エネ法に基づく機器等のトップランナー規制	家電製品、ガス器具、自動車を製造する事業者に対して、販売する機器等のエネルギー消費効率を現行最高水準まで引き上げるよう求める。		○											○			
法規制	温対法に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度	一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者等に対して、自らの排出量を算定し、国に報告させ、国がその値を公表することで、自主的な排出抑制のための機運を醸成する。	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○
法規制	フロン回収破壊法に基づくフロン類の回収	機器廃棄者、フロン類回収業者、フロン類破壊業者などがそれぞれの役割分担の下、適切にフロンの回収・破壊処理を進めるよう求める。	○															○
税制優遇	エネルギー需給構造改革投資促進税制	指定された省エネ、負荷平準化、新エネ、代エネ設備を導入する際、税額控除又は特別償却により投資負担を軽減させる。		○	○			○	○							○	○	○
税制優遇	優良住宅取得支援制度	省エネルギー等の性能が特に高い住宅について、金利優遇を行う優良住宅取得支援制度を実施している。												○				
税制優遇	自動車グリーン税制	低燃費かつ低排出ガス車を取得する場合に、自動車税のグリーン化及び自動車取得税の特例措置を講じる。														○	○	
税制優遇	エコビル整備事業	一定の要件を満たす環境に配慮した建築物の整備事業に対して、政策金利を適用する。							○	○								
導入支援	エネルギー使用合理化事業者支援補助金	コンビナート等での複数事業者連携による大規模省エネルギー投資や、高い省エネ効果が期待される高性能工業炉等の導入など、費用対効果や政策的意義の高い省エネルギー投資を重点的に支援する。また、高水準にある原油価格の動向も踏まえ、幅広い業種における省エネ投資を、他省との連携の下、きめ細かく支援する。		○					○	○							○	
導入支援	エネルギー使用合理化特定設備等資金利子補給金	工場、事業場及び業務用ビルにおける省エネ投資に必要な資金、高性能工業炉や高性能ボイラー等の特定高性能エネルギー消費設備の導入に必要な資金、省エネルギー技術開発の投資に必要な資金の貸付金利を低利とするため、当該貸付を行う政府系金融機関に対して利子補給を行う。		○					○	○								
導入支援	高効率給湯器導入促進事業費補助金	電力負荷平準化に資する機器・システムの開発・普及を図るため、民生部門における省エネ効果も期待できる高効率給湯器の普及に向けた導入支援を行う。								○						○		
導入支援	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金	住宅・建築物に省エネルギー性の高い高効率エネルギーシステムを導入し、導入後の省エネルギー性を実証する事業を行うことで、住宅・建築物に対する省エネルギー意識を高揚させると						○	○	○								

参考資料 6－1

都道府県へのアンケート調査結果

1. アンケート実施要領

都道府県における地球温暖化防止への取組実態を把握する目的で、次の要領にてアンケート調査を実施した。

(1) 調査対象

47 都道府県及び 14 政令指定都市

(2) 調査期間

2006 年 1 月 27 日～2 月 8 日

(3) 回答率

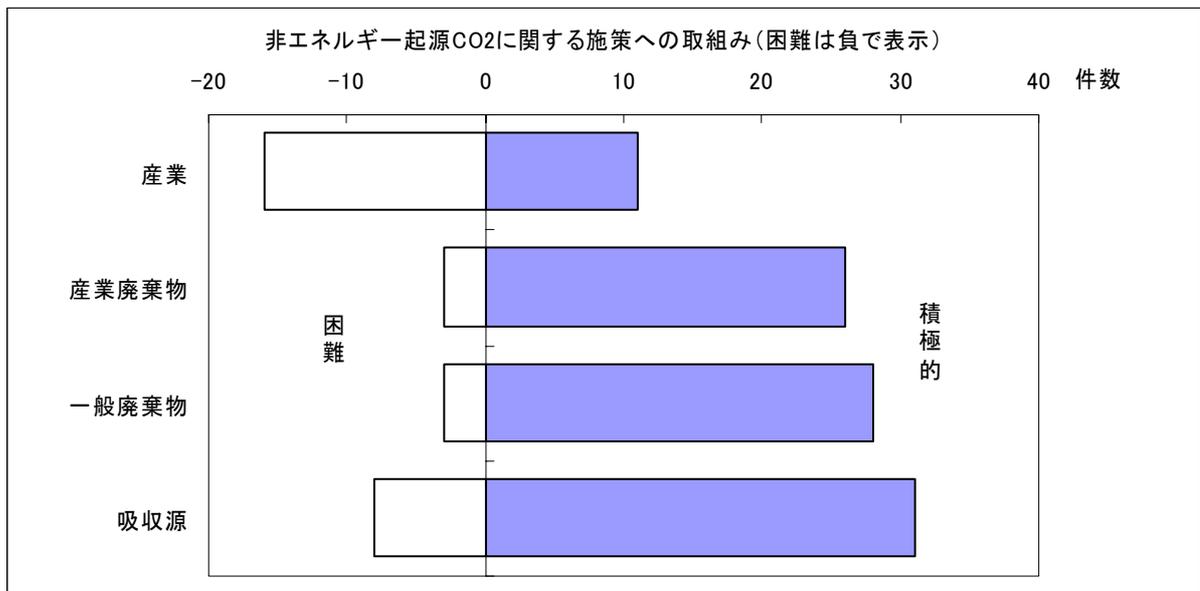
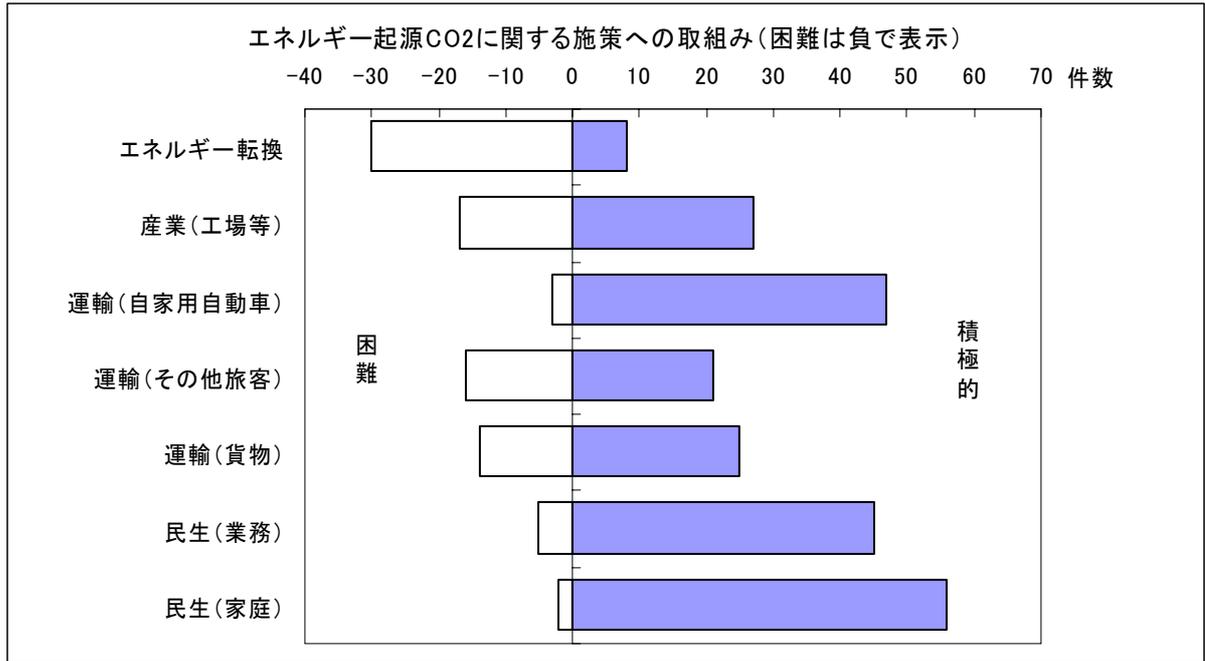
100%

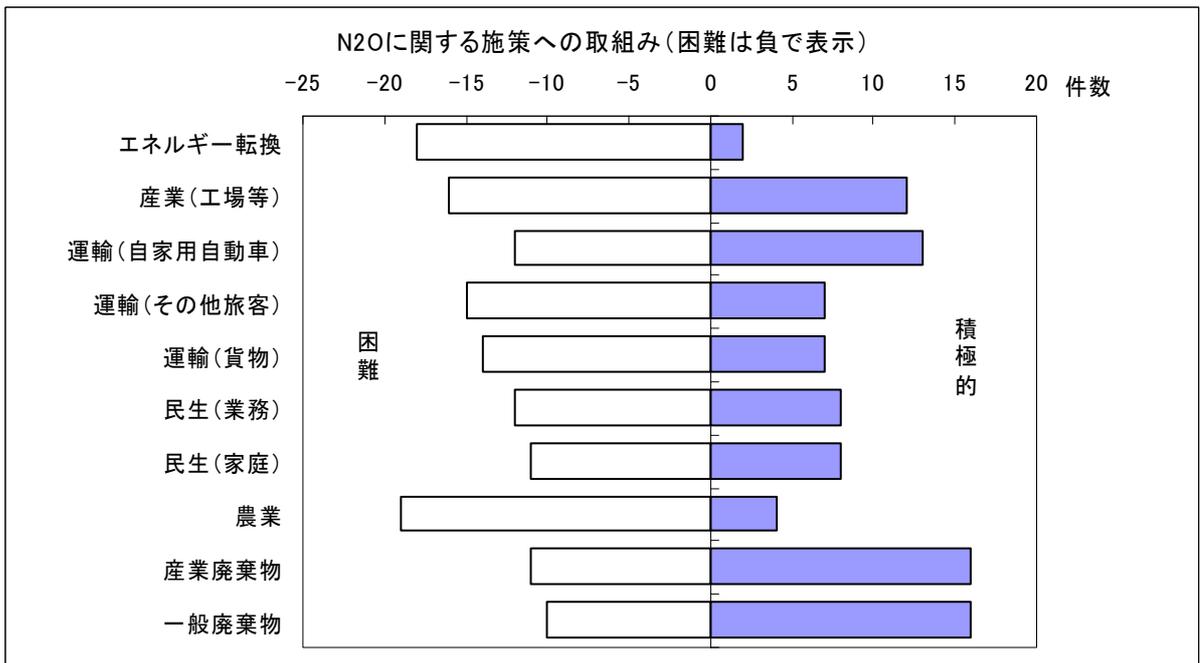
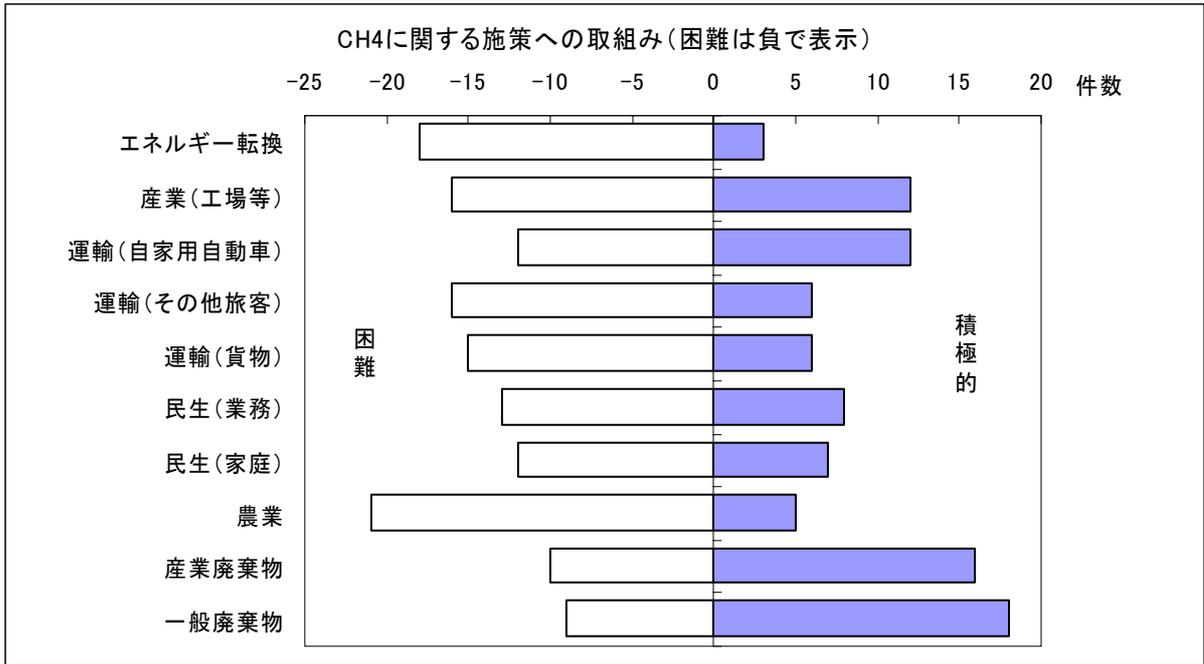
2. アンケート調査結果

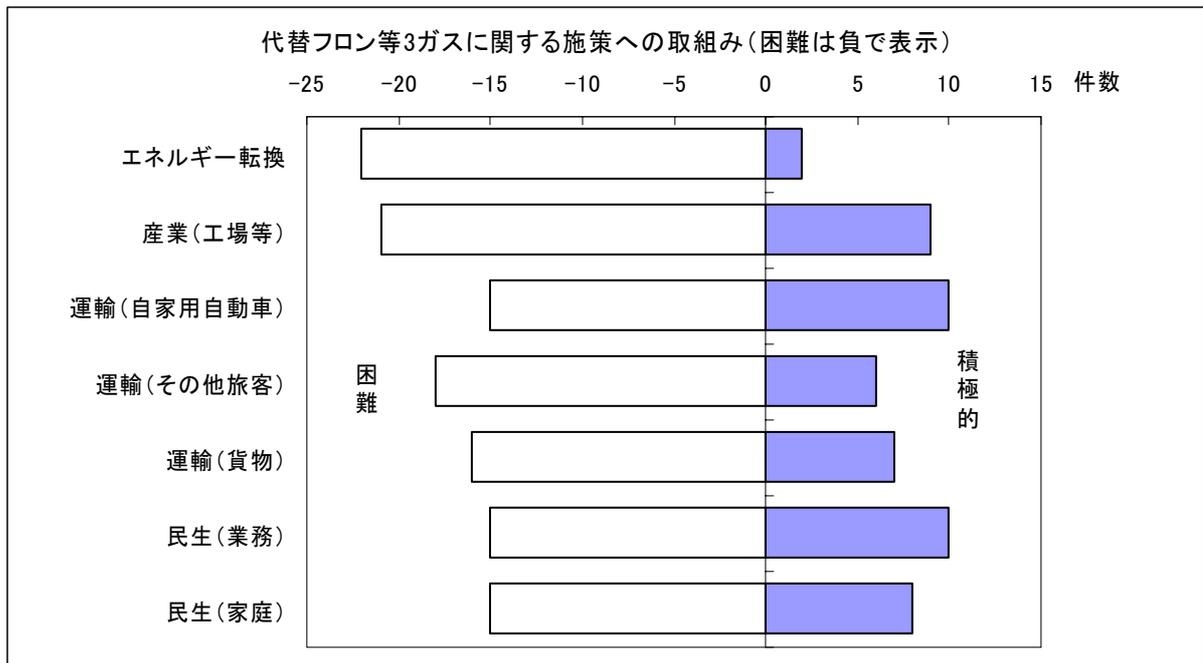
(1) 施策について

<分野別の取組状況>

積極的に対策を行っている分野、対策を行うことが困難と思われる分野についての回答を、以下の通りガス別部門別に示す。







<分野ごとの取組状況の理由>

部門	積極的に行う理由	困難である理由
エネルギー転換部門		国レベルでの対策が必要
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業比率が高く、自主行動計画参加企業がほとんどいないため ・ エネルギー多消費事業者が特定できる ・ 条例により計画書を提出させている 	自主行動計画にゆだねている 各業界での取組が効率的・効果的 全国展開している場合、本社の意向、と逃げられる
運輸部門(自家用乗用車)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の普及啓発に効果が期待できる ・ 排出量の伸びが大きい 	
運輸部門(その他旅客)		
運輸部門(貨物)		・ 物流効率化やモーダルシフトなど国の施策にゆだねている
民生部門(業務)	・ 行政の普及啓発に効果が期待できる	・ 全国展開している場合、本社の意向、と逃げられる
民生部門(家庭)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の普及啓発に効果が期待できる ・ 排出量の伸びが大きい 	
農業部門		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興との関係上対策が困難 ・ 削減の余地がない
産業廃棄物	・ 行政関与の仕組みが出来ている	
一般廃棄物		
吸収源	・ 森林資源が豊富であるため	

ガス区分	積極的に行う理由	困難である理由
エネルギー起源 CO ₂	・全体に占める割合が大きい	
非エネルギー起源 CO ₂		・全体に占める割合が小さい
CH ₄		・全体に占める割合が小さい
N ₂ O		・全体に占める割合が小さい
代替フロン等 3 ガス	・関連法令規制を県が掌握している	・全体に占める割合が小さい ・他の法令で規制している

<施策における課題について整理>

- ・ 財源の確保が難しい（9件）
 - －事業者等への支援が難しい
 - －都道府県センターや推進員に関する補助が必要
- ・ 住民等の意識を高めていくことが必要（4件）
- ・ 事業者の実効性ある対策を求めていくことが難しい（3件）
- ・ まちづくりや交通対策など関係部局が多く、調整に時間を要する（3件）
- ・ 民生部門は行政が関与しづらい（2件）
- ・ 国と地方の役割分担を明確にすべき（1件）
- ・ 産業部門等で、行政区域を超えた事業所間で事業の集約・統合などが行われた場合、一部の行政区域では増加となることがある（1件）
- ・ 省エネ法に準じた届け出を義務づける自治体が増えており、事業者に過度の負担とならないよう自治体間での調整が必要（1件）

(2) 排出量の算定方法について

- ・ 石油等消費構造統計が廃止されて、産業の把握が困難になっている（19件）
- ・ 必要なデータがなく、算定が困難である（13件）
- ・ 現行ガイドラインでは、算定方法がいくつか掲げられており、各都道府県等が算定する方法が統一されていない。統一した算定方法を国が提示すべき（8件）
- ・ 統計資料の公表時期が遅いため、排出量の算定が2～3年ずれる（7件）
- ・ 必要な統計資料が多く、資料収集等に多大な時間と労力が必要（7件）
- ・ 個別の省エネ努力が反映されない（6件）
- ・ 購入電力の排出係数の変動が排出量に大きな影響を与える（4件）
- ・ ヒアリング等によりデータの提供を求めるのは困難（2件）
- ・ 吸収源の算定方法を定めて欲しい（2件）
- ・ 改正地球温暖化対策法や改正省エネ法により一定規模以上の事業者には算定、報告を義務付けた温室効果ガス排出量について、事業者ごとのデータを公表して欲しい。国が公表するのが難しいのであれば、事業者側に公表を義務づけるか努力義務として規定して欲しい（1件）

- ・ 地域エネルギー消費統計を積極的に利用すべき（1件）
- ・ 現行ガイドラインと温対法施行令の排出係数が異なっているので統一すべき（1件）

（3）排出量の将来推計について

- ・ 不確定要素（人口・世帯動向、高齢化の進行、産業構造の変化など）が多く、中長期的な推計が困難である（19件）
- ・ ガイドラインに推計方法が記載されていない。手法等を提示すべき。（12件）
- ・ 検討した対策の削減効果の予測が困難である（4件）
- ・ 京都議定書目標達成計画における削減見込量を、各自治体レベルでどの程度見込めるかの予測が困難である（2件）
- ・ 将来推計はより広域レベルで検討すべきである（2件）

（4）点検、評価体制について

① これまでの見直し有無

すでに見直しを行った	13自治体
現在見直し中である	20自治体
見直しを行ってない・未策定	28自治体

<見直しを行った主な理由>

- ・ 京都議定書発効や京都議定書目標達成計画策定という動向を踏まえ（20件）
- ・ 排出量が増加傾向にあり、さらなる対策が必要と考えられるため（15件）
- ・ 当初策定した地域推進計画において、見直しの時期を定めていたため（8件）

② 排出量の算定方法・推計方法の見直し有無

見直しを行った	25自治体
---------	-------

<見直しを行った主な理由>

- ・ 地域推進計画ガイドラインが改定されたため（15件）
- ・ 活動量の見直し等により精度向上を図ったため（7件）
- ・ 統計の廃止に対応した算定方法としたため（4件）
- ・ 取組状況を反映させるため（1件）

③ 点検・評価頻度

1年	28自治体
2～3年	8自治体
5年	5自治体
必要に応じて	1自治体
数年	1自治体
(目標年までの) 中間年	1自治体

④ 課題等

- ・ 排出量算定は、時間と費用を要するため、現実的には頻繁な点検、評価は難しい。また、タイムリーな統計情報を得られない場合があり、点検、評価に2～3年のタイムラグが生じる。(10件)
- ・ データが不足しており、(特に普及啓発事業は)評価が難しい(8件)
- ・ 国において、点検・評価方法のフォーマット等を示し、それに基づき各自治体を実施するという手法を検討していただきたい(5件)
- ・ 算定した温室効果ガス排出量と具体的な地球温暖化対策の効果との関係が明確に説明しにくく、それらの対策をいかに評価するかが困難である(4件)
- ・ 時間と費用の面で、アンケートに基づく定期的な点検・評価は困難である(4件)
- ・ そもそも削減効果の目標を立てるのが難しい(2件)
- ・ CO₂の排出量は気候等の外的要因にも左右されるため、適正な評価が行えない危険性があり施策評価とは切り離して考えるべきである(1件)
- ・ CO₂の排出量は、地方自治体が個々に点検すべき項目ではなく、国として長期的な視野で施策の方向性について評価すべきものとする(1件)
- ・ 経済産業省が2007年から本格実施するエネルギー消費統計について、地域分割する手法を早急に確立し、都道府県の排出量数値の積み上げが全国の数値となれば、県毎に苦心して算出することなく、容易に点検、評価が可能になる(1件)
- ・ 排出量の算定が正確にできないことから、目標としては削減に向けた取り組み度を指標にしたいと考えている(1件)

(5) その他

<地域推進計画の削減目標達成が困難な理由>

- ・ 世帯数、電化製品、床面積、自動車保有台数などの活動量が増えているため(15件)
- ・ 産業部門、運輸部門などは地域として対策を取ることが困難であるため(10件)
- ・ 地方公共団体の役割を重視するのであれば、普及啓発を含めて、地方公共団体の実施する施策への財源対策を充実させるべき(9件)
- ・ 普及啓発事業は強制力を持って削減を担保できる施策ではないため(9件)

- ・ 民生、運輸部門の削減に関しては、個人の努力に負うところが大きいため成果を上げにくい（7件）
- ・ 各主体の自主的な取組を促進するための対策が主であり、目標を達成するための担保となるものがないため（6件）
- ・ 電源立地や公共交通インフラ整備に大きな影響を受けるため（2件）
- ・ 産業部門では石炭使用に伴う CO₂ 排出量が年々増加しており、石炭が他の燃料に比べて安価であるかぎり、より CO₂ 排出係数の低い燃料への転換が大きく進むことはないと考えられる（1件）

<市町村への推進計画策定支援について>

市町村への支援を実施している	33自治体
都道府県内の実施状況等の情報提供	19自治体
文書による策定要請	18自治体
関係会議等での要請	26自治体
簡単な手引き等の作成・配布	2自治体
担当者向け講習会の実施	3自治体
その他□	1自治体

※ 市町村向けのガイドライン策定を予定

(6) その他の意見・要望

- ・ 温室効果ガスの排出量の算定は、国が支援すべき（24件）
 - －統一化を図るべき
 - －職員が算定できるような簡易算定システムを開発してほしい
 - －国が算定し、県に提供してほしい
 - －統計廃止の実態を踏まえた算定方法を出してほしい
- ・ 市町村向けの内容を充実させて欲しい。人口数万人以下の小規模市町村でも自前で策定できるくらいの項目を絞った雛型のようなものをガイドラインに盛り込めないか。また、小規模市町村用の簡易な（世帯数や自動車保有台数に原単位を乗ずる等）推計方法を提示して欲しい。（9件）
- ・ 廃止された石油等消費構造統計に代わるものなど、統計の整備を進めて欲しい（7件）
- ・ 平成15年版では全般的に実態調査による算定方法が示されているが、自治体で全面的に実態調査を実施することは困難である（5件）
- ・ 国で示した、地域エネルギー消費統計を活用できるようにしていただきたい（2件）
- ・ 国が示した地域エネルギー消費統計について、次の施策へつなげていくためにも算定方法をブラックボックスとせずに関示すべき。
- ・ 鉱工業生産高や就業人数、床面積、世帯数などに原単位を掛けて算出しても、省エネの

取り組みがすぐには反映されるわけではなく意味がない。

- ・ 新エネビジョン・省エネビジョンのように、策定に関して国が補助を行うべき（2件）
- ・ 自治体として実施すべき施策や先進事例を示して欲しい（2件）
- ・ 国と自治体の役割分担を整理し、自治体で実施する内容に絞り込んで欲しい（2件）
- ・ 地方自治体単位での地域推進計画は、各部門の排出量の算定が困難であるため、削減目標は削除して、重点取組内容を中心に策定するものとするべきである（1件）

参考資料 6－2

市区町村へのアンケート調査結果

1. アンケート実施概要

ガイドラインの改定にあたり、市区町村の実態、ニーズを把握するため、以下の要領にてアンケート調査を実施した。なお、調査にあたっては昨年度実施した都道府県向けの調査票を参考としつつ、市区町村の求めるガイドラインの内容を把握することを目的とした。

(1) 調査対象

全国の約 2,000 市区町村から 319 自治体を抽出。全国 47 都道府県全てを対象として、それぞれ 6 程度の市区町村を地方事務所に依頼して抽出した。

(2) 調査期間

2006 年 10 月～11 月

(3) 回答率

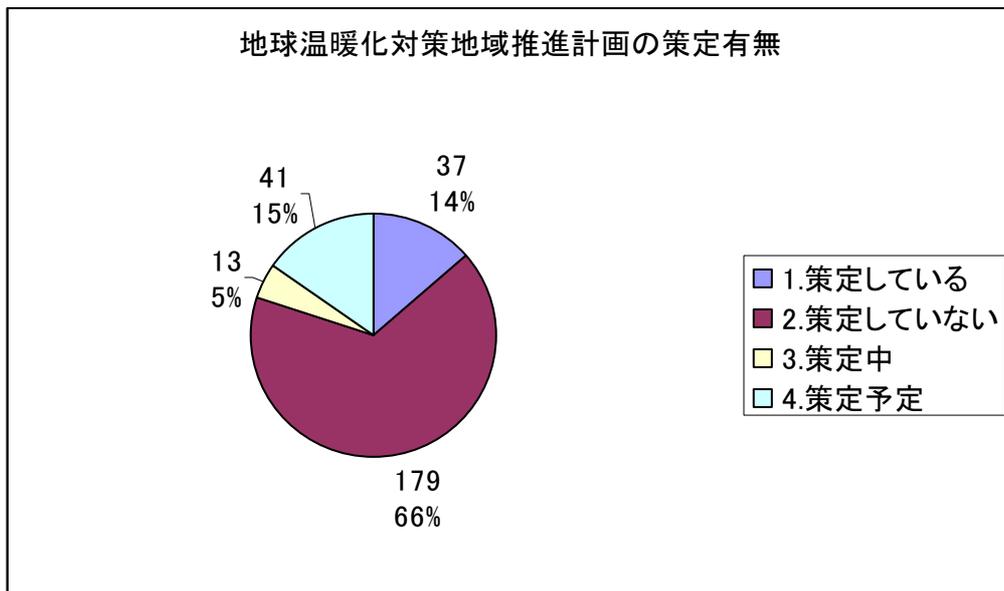
85%

2. アンケート結果

(1) 地球温暖化対策地域推進計画の策定状況について

<策定状況>

地球温暖化対策地域推進計画（推進計画）を策定している或いは策定中の自治体は、50自治体で全体の約2割である。また、人口規模別に見ると、人口50万人以上の自治体では、策定済みか、策定中、策定予定であり、全く策定していない自治体はない。一方で、5万人未満の自治体では殆どが策定していない。



地球温暖化対策地域推進計画の策定有無（人口規模別）

	1. 策定している	2. 策定していない	3. 策定中	4. 策定予定	合計
5,000人未満	2	34	0	7	43
5,000人～5万人未満	12	82	2	21	117
5万人～50万人未満	20	63	9	11	103
50万人以上	3	0	2	2	7
合計	37	179	13	41	270

推進計画を策定していると回答した自治体のほとんどは、環境基本計画の中に位置づけているか、環境基本計画の策定に併せて推進計画を策定している。

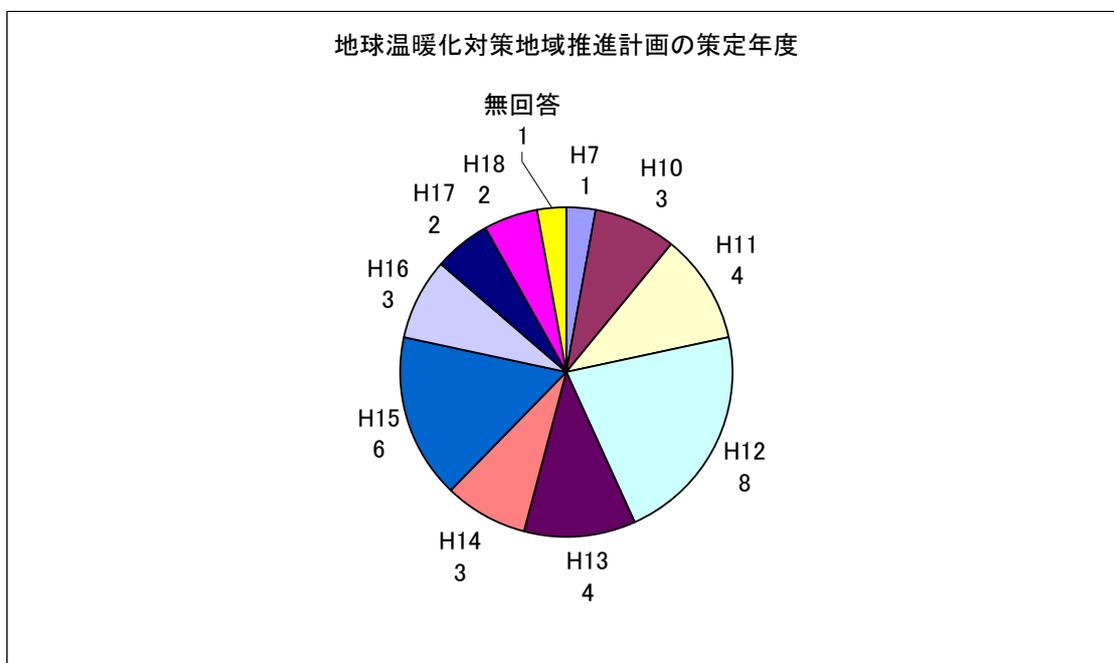
一方、策定していない理由としては以下のようなものがある。

- ・ 環境基本計画の中で位置づけており、新たに策定する必要性がない。
- ・ 省エネ・新エネビジョンを策定しており、それらの計画の下で温室効果ガスの削減も図る。
- ・ 合併したばかりであり、環境基本計画の策定を優先している。

- ・ 都道府県の計画が策定されており、それに協力する。
- ・ 市域レベルではエネルギー消費量の把握が難しい。
- ・ 策定のためのリソース（人員・予算）不足。
- ・ 緊急度に必要な計画とは考えていない。

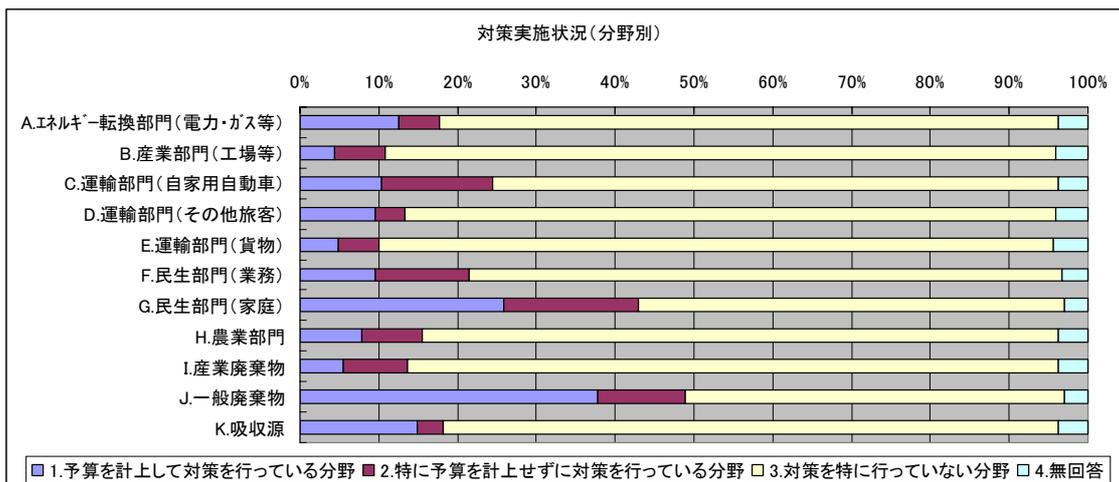
<策定年度>

策定している自治体における策定年度は以下の通り（上段：策定年度、下段：自治体数）。年度ごとにばらつきはあるが、比較的早い時期に策定が行われているケースが多い。換言すると、近年は策定のペースが落ちている傾向にある。



(2) 施策について

分野別に見た対策の実施状況では、民生家庭分野と一般廃棄物分野において 5 割程度の実施状況である。 民生家庭分野をはじめ、民生業務、運輸部門（自家用自動車）などの分野では予算の計上がない中での対策の比率が高い。これは、普及啓発活動が中心であると予想される。



<具体的な対策の内容>

具体的な対策として新規性の高い主なものは以下の通り。

産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却灰のセメント化 ・ 環境に配慮した事業者の登録制度（グリーンパートナー事業） ・ 中小企業を対象とする設備導入融資 ・ 下水消化ガスの都市ガスへの転換
民生業務部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所向けモビリティマネジメントプログラムの実施
民生家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコライフの推進を目的としたモデル市民を対象に環境家計簿の取組み ・ エコライフ体験機器の貸出 ・ 省エネナビモニタリング事業に係る関連機器の導入及びモニタリング調査 ・ 市民の省エネ行動促進のための「家庭版環境 ISO 認定制度」の推進 ・ 小中学校を通じて、夏休みに家庭内の省エネルギーに取り組みました家族を「省エネチャレンジ夏家族」として表彰 ・ エコライフファミリー事業 ・ 小中学生を対象とした省エネ出前教室の開催
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三セクターで運営している路面電車の運行支援などの公共交通の活性化に資する事業の実施 ・ パークアンドバスライド方式による交通渋滞の緩和 ・ 乗り合いタクシーの導入 ・ 低料金公共交通、割引制度の導入（バス） ・ 駐輪場整備 ・ バスマップの作成
吸収源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生による砂防林の間伐、生垣設置の補助、緑化木の配布
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ LED 電灯案内板の試験的導入

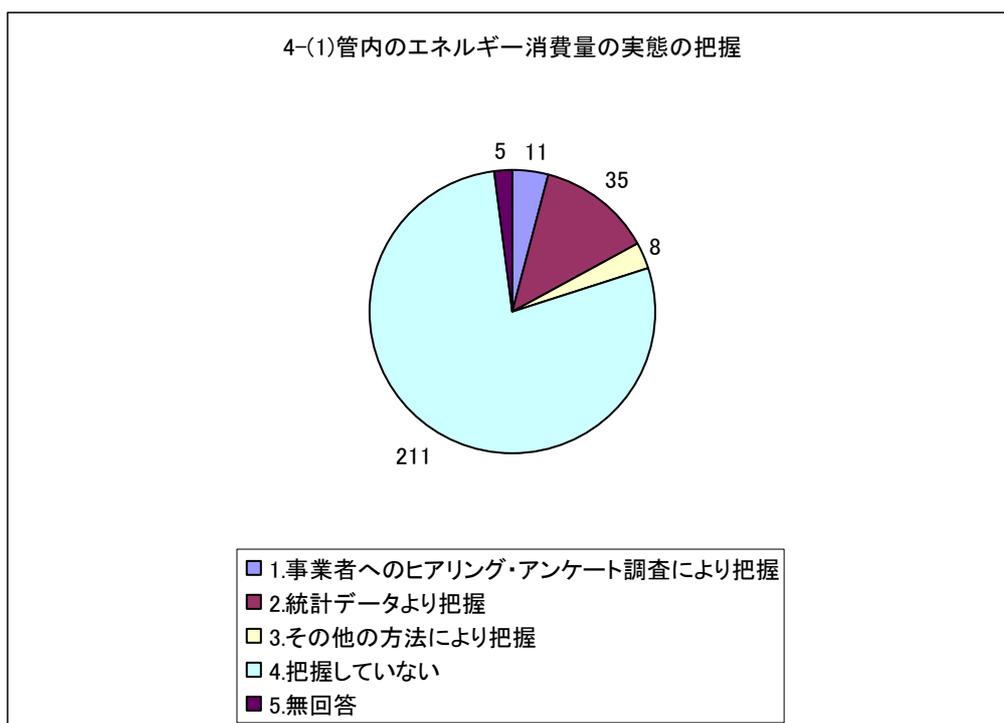
＜温暖化関連施策の課題＞

<p>効果的な対策の難しさ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガスの削減に直接結びつく施策が少なく、対策に苦慮している ・ 排出量の削減効果を具体的に評価するためには、従来の普及啓発中心の対策から脱却し、排出抑制に直結する対策への転換が必要。例えば、「二酸化炭素排出抑制を念頭においたまちづくり」「脱温暖化インフラ整備」「規制的・経済的手段の実施」など ・ 自治体レベルでは、あくまで自分の事務事業や家庭での取り組みの促進が中心となる ・ 地球温暖化は大規模な問題として捉えられるため、身近な問題として受け取られにくく、助成制度等の優遇措置がないと進まない
<p>制度化の必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国において、ある程度の規制措置を盛り込んだ地球温暖化対策の推進を図るべき ・ 採択・実施・事後評価において、温暖化対策の効果が評価軸に設定されておらず、定量的な効果把握が困難 ・ 自治体の対策では限界があり、国の責任において抜本的な対策が必要 ・ 公害問題と違って法的規制がなく、国が率先して法的規制を含めた対応をすべき
<p>効果把握の難しさ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削減効果を数値的に把握できない ・ 排出量の把握が困難なため、温暖化対策を推進するための具体的な数値目標の設定ができない ・ 市民にとって温室効果ガス削減の効果が見えにくい
<p>自治体のリソース不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体では、他の環境分野と比較して優先順位が低くせざるを得ない ・ 施策における予算確保が難しい ・ 環境分野では温暖化対策は新規分野のため、事業費を獲得することが困難 ・ 新エネに対する国の補助制度が必要 ・ 予算も人材も限られる小規模な自治体においては助言や指導が必要 ・ 自治体の人員削減の中、対応しきれない ・ 企業や市民などとの広範囲な連携が不可欠だが、情報共有し、協働で取り組むための活動拠点、連携システムの構築が不十分

(3) エネルギー消費量の実態把握について

<実態把握の有無>

管内のエネルギー消費量の実態を把握していない自治体が 8 割にのぼり、把握している自治体では統計データを使っている自治体が最も多い。



<把握の具体的な方法>

電気・ガスについては事業者へのヒアリング・アンケート調査を実施している自治体の一部あるが、多くは石油等消費動態統計等の統計データより把握している。

① 事業者へのヒアリング・アンケート調査により把握

- ・ 電気・ガスについては、統計部局において毎年度、事業者よりデータの提供を受けており、それを活用。
- ・ 石炭・石油については、販売店に対してアンケート調査を実施。
- ・ 大規模事業所等については聞き取り調査を実施。
- ・ 計画を策定する地域協議会自らがサンプル調査の方法を検討し、実施。質問項目はガソリンや電気などの年間使用量（または使用料金）として、対象は一般家庭と事業者。方法は地域協議会の委員を通じて依頼。結果として、来年度以降も調査を実施する素地ができあがり、調査を実施する側も受ける側も、環境意識が高まるという副次的な効果もあった。

② 統計データより把握

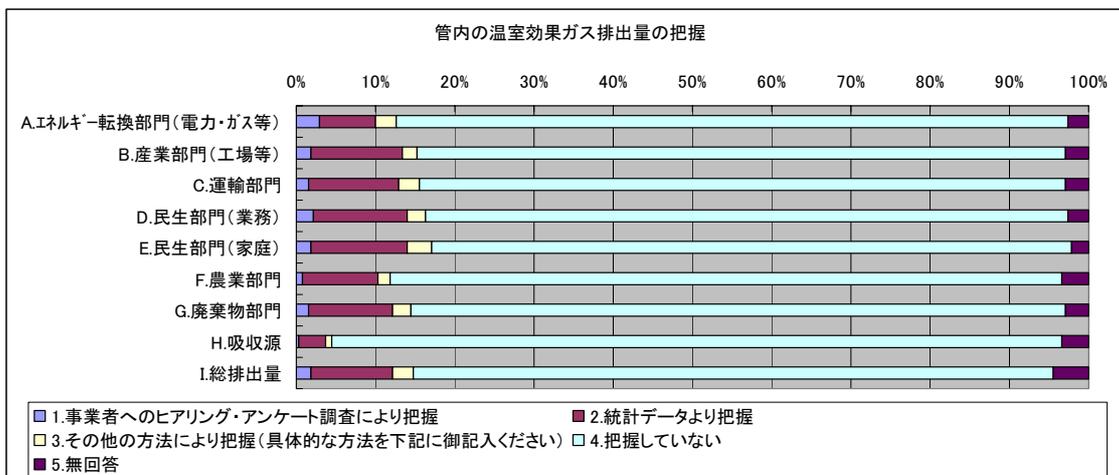
- ・ 石油等消費動態統計等より把握。
- ・ 各種統計資料（総合エネルギー統計、工業統計調査、住民基本台帳、企業・事業所統計、陸運統計要覧等）より按分。
- ・ 市の統計担当課の数値を採用。
- ・ 家庭、自動車、事業所の3部門でそれぞれ統計資料から算出しているが、石油等消費構造統計が終了したため、事業所部門が未集計になっている。また、電力自由化の影響で電力使用量の一部が把握できなくなっている。
- ・ 市内のエネルギー消費量等が把握可能な場合には、「ボトムアップ方式」を採用し、把握できない場合は、全国の排出量を各種統計指標により按分する「トップダウン方式」を採用。
- ・ 「エネルギー・経済統計要覧」「総合エネルギー統計」等の統計データより、排出原単位を算出し、人口、世帯数、延床面積等の数値を乗じて求めた。
- ・ 算定ガイドラインを踏襲しつつ、全国の産業中分類別燃料別の燃料消費量から業種構成を考慮し、按分して算出。

③ その他の方法により把握

- ・ 省エネ・新エネビジョン策定事業の中で外部コンサルタントに委託して把握。
- ・ 家庭部門は537世帯（4.1%）を、事業者部門は89事業所（6.4%）をそれぞれサンプルとして、層化抽出法で算定。なお、行政部門は実行計画に基づき独自に調査。
- ・ 環境自治体会議の会員であり、その方法に沿って計算。

<温室効果ガス排出量の把握状況>

温室効果ガス排出量を把握している自治体は1割程度である。



<排出量の算定・把握に係る課題>

○ データ把握に係る課題

- ・ 統計データより算出する場合、県域でのデータはあるが、市町村単位では入手困難なデータも多く、国や県レベルの統計データの按分より推計することになるが、この方法では市町村の特性が反映されない。
- ・ 従来は電気事業者の協力が得られていたが、近年はその協力が得られにくくなっている。
- ・ 電力自由化に伴い、大口需要家向け電力販売量について電気事業者が非開示としているため把握できない。
- ・ 精度の高いデータを取得するためには、事業所や住民に調査を依頼する必要があるが、事務作業量が多い。
- ・ アンケート調査は、事業所等への事務作業の負担を強いることになり、安易に行えない。
- ・ アンケート調査は回収率が年度でばらつき、精度が悪い。
- ・ 地域における産業の推移の予測が困難である。
- ・ 市域内でのエネルギー使用量は統計データがなく国や県の平均値を用いるしかないが、それでは市の削減努力が反映されない。対策と削減効果、及びその把握方法の関係を明確化し、その上で市として目標設定を行い、県・国の目標とも整合することが必要だが、この点についてガイドラインで明示して欲しい。
- ・ 安価で容易な算定方法を国が地方自治体に示すことが急務。もしくは、国が算定・把握し、各自治体へ示すべきではないか。

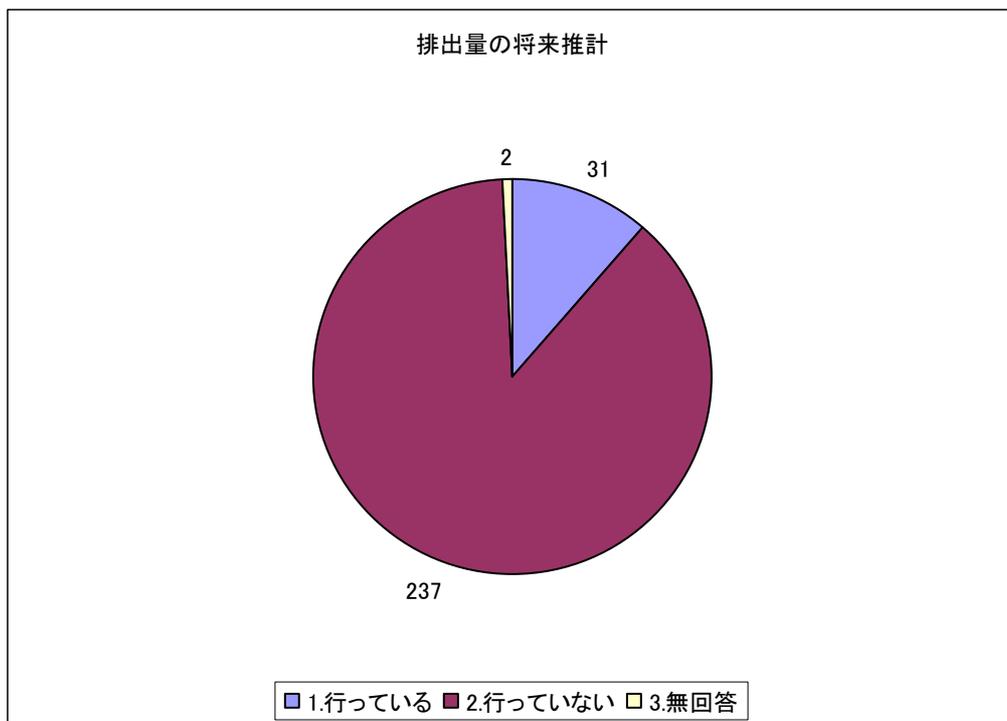
○ その他の課題

- ・ 他市町村と推計方法が異なる場合に比較が行えないため、全国一律の排出量の推計方法の提示が必要。
- ・ 統計データの按分による把握では、エコドライブなど各種温暖化対策の効果が反映されない。
- ・ 環境省のガイドラインを市ではそのまま利用しにくい。
- ・ 中小事業者等がデータ提出を拒むケースが想定される。

(5) 排出量の将来推計について

<将来推計の実施有無>

排出量の将来推計を行っている自治体は全体の1割程度に留まっている。



<将来推計の具体的な方法>

- ・ 過去の排出量よりトレンド推計。
- ・ 直近の電気・ガスの販売量や世帯数や従業員数の伸び率より推計。
- ・ 人口・世帯数・経済成長率等の将来推計から算出。
- ・ 人口との相関より推計。
- ・ 国の需給見通しに示された部門別最終消費のレファレンスケースの動向を適用。
- ・ 総合計画策定の際に実施した人口、就業者数、生産額等の将来予測値より推計。
- ・ 市民・事業者アンケート・ヒアリングをもとに予測。
- ・ 環境自治体会議の計算方法により推計。

<将来推計に係る課題>

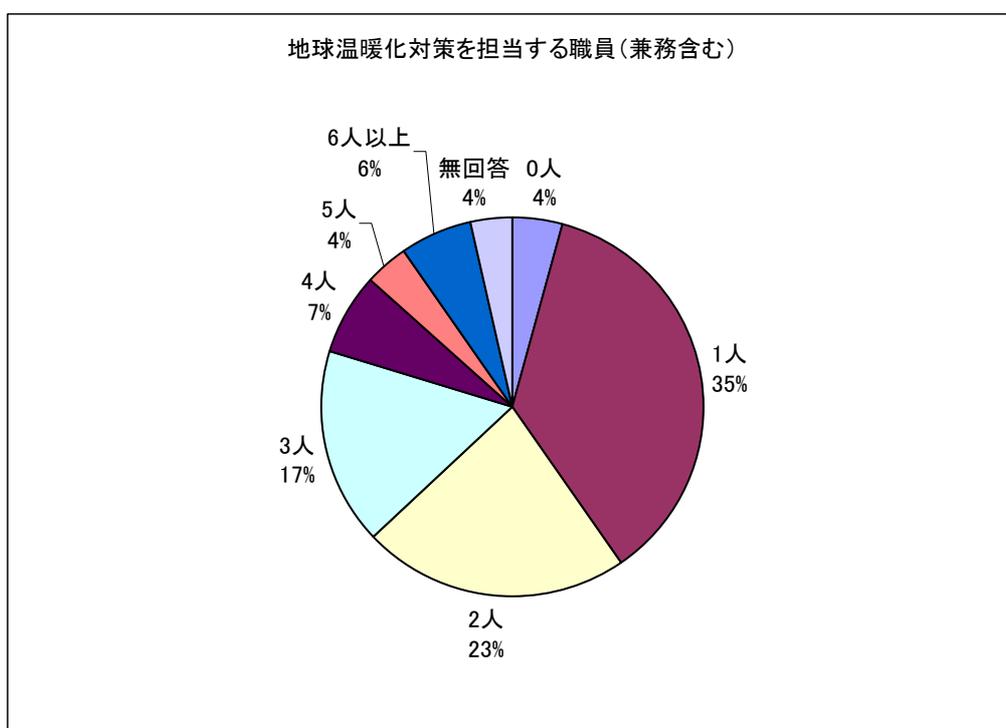
- ・ 市町村レベルでは技術的に困難で国の支援が必要。
- ・ 産業別の生産額等は国の予測値を元にしてはいるが、市特有の事象（大規模工場の閉鎖など）を加味した推計が難しい。
- ・ 将来推計に係るデータが不足している。

- 各変数やエネルギー原単位は、様々な社会情勢（国の施策含む）や、気温などで変動するが、これを予測することは困難。
- 推計手法が不明。

（6）体制について

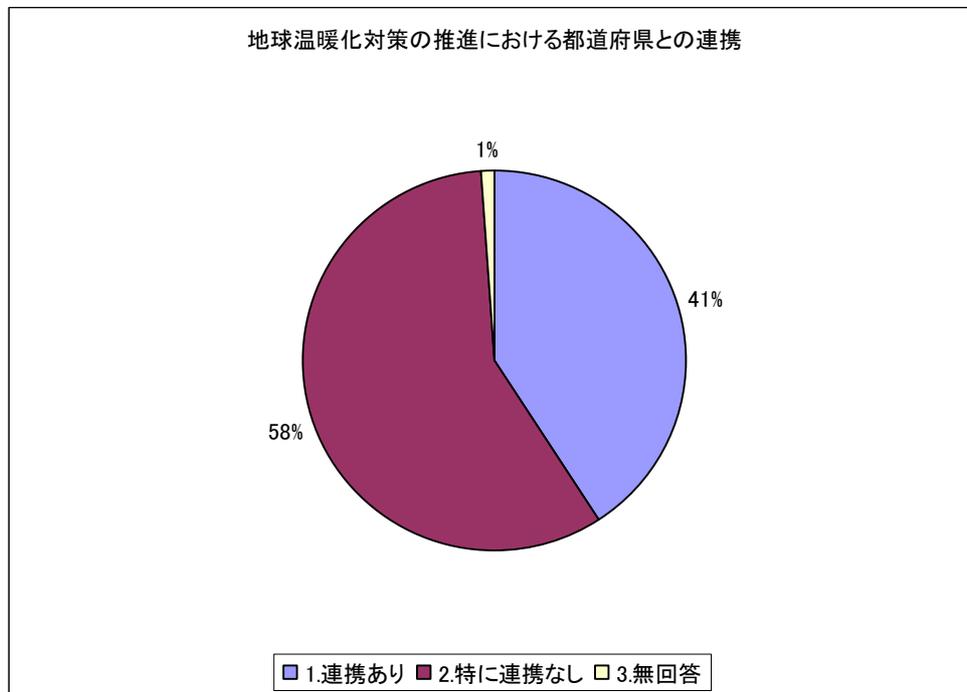
<地球温暖化対策を担当する職員数>

地球温暖化対策を担当する職員（兼務も含む）の人数は、1名の自治体が35%で最も多い。



<都道府県との連携>

地球温暖化対策の推進において、都道府県との連携があると回答した自治体は約4割で、連携がないとする自治体は約6割である。



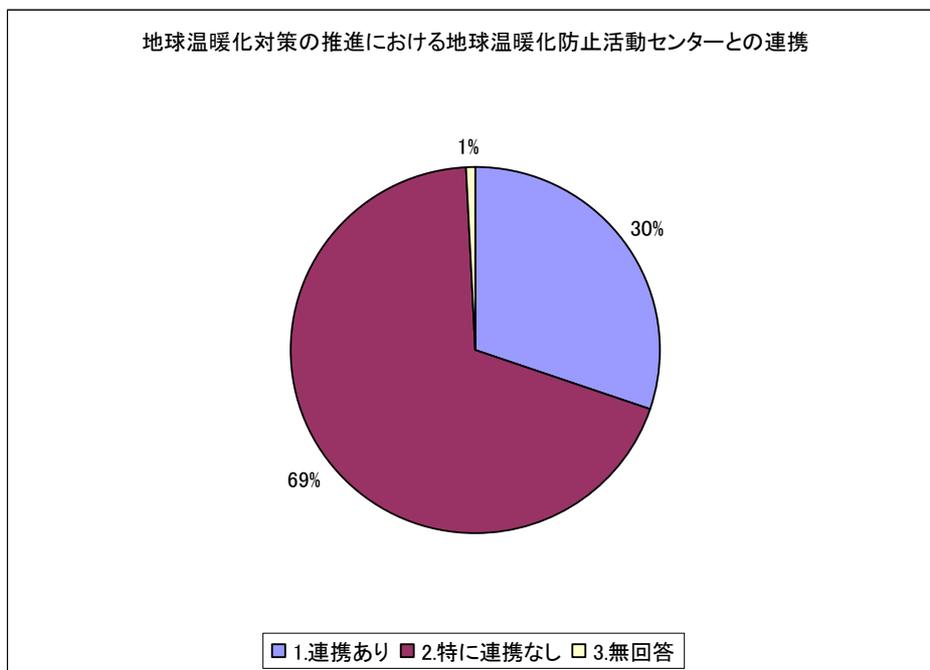
<具体的な連携方法>

具体的な連携方法として主なものは以下の通り。

- ・ 温室効果ガス排出量等についての情報提供
- ・ 県の事業の広報活動支援
- ・ 研修会等への参加
- ・ イベントの共同開催
- ・ 地球温暖化防止活動推進員の紹介
- ・ 計画策定の指導・助言
- ・ 担当者会議の実施

<都道府県地球温暖化防止活動センターとの連携>

都道府県地球温暖化防止活動センターとの連携があると回答した自治体はおよそ 3 割に留まっている。



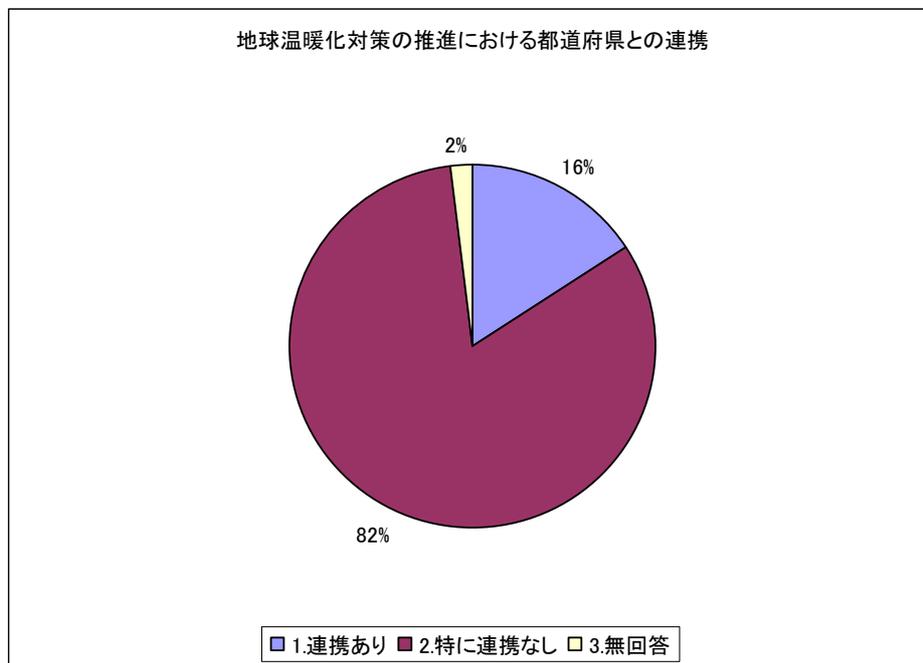
<具体的な連携方法>

具体的な連携方法として主なものは以下の通り。

- ・ イベントの開催
- ・ 研修会の開催
- ・ 担当者会議等を通じた情報交換
- ・ パネルやビデオ等の資料の借用
- ・ 市民向け普及・啓発活動

<地球温暖化対策地域協議会との連携>

地球温暖化対策地域協議会との連携があると回答した自治体は2割以下に留まっている。



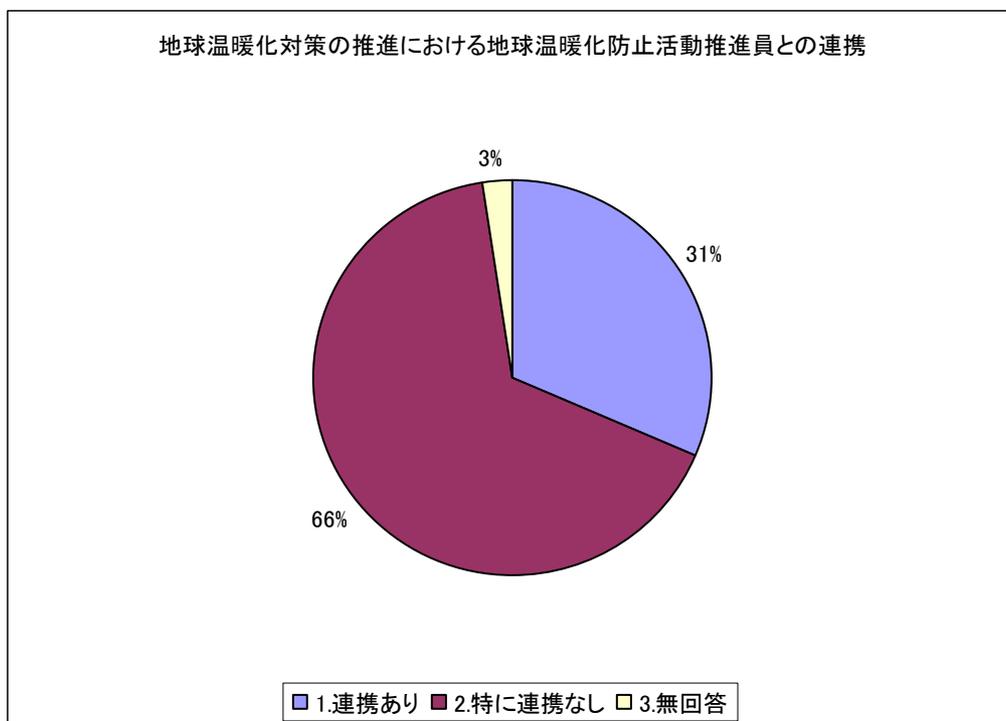
<具体的な連携方法>

具体的な連携方法として主なものは以下の通り。

- ・ 市の担当職員が地域協議会の一構成員として活動
- ・ 市民向け行動計画の策定
- ・ イベントの開催

<地球温暖化防止活動推進員との連携>

地球温暖化防止活動推進員との連携があると回答した自治体はおよそ 3 割に留まっている。



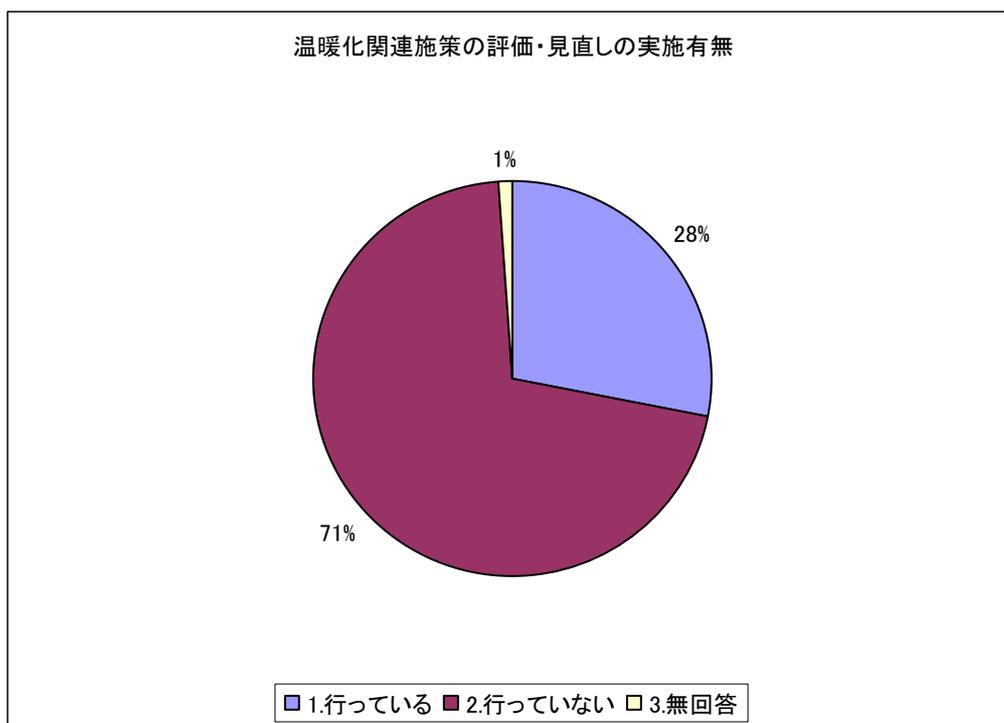
<具体的な連携方法>

具体的な連携方法として主なものは以下の通り。

- ・ 各種イベントの開催
- ・ 教材の作成
- ・ 環境教育事業の講師の依頼
- ・ 市民向け普及・啓発活動の支援
- ・ イベントでのスタッフとしての依頼

(7) 点検・評価体制について

温暖化関連施策の評価・見直しを行っている自治体はおよそ 3 割に留まっている。



<進捗管理で工夫している具体的内容>

具体的な内容として主なものは以下の通り。

- ・ 各種統計データをもとに簡易算定システムにより排出量を把握
- ・ 市民、事業者を対象としたアンケート回答をもとに推計

設問で「温暖化関連施策」としたため、自治体独自の取組である「地球温暖化防止実行計画」における進捗管理という趣旨でとらえた回答が多くあった。例えば、以下のような回答である。

- ・ 環境マネジメントシステム ISO14001 に基づく進捗管理
- ・ 他の事務事業と同様に、行政評価システムにより評価・見直しを実施

(8) 地域推進計画策定ガイドライン改訂について

新たな地域推進計画策定ガイドラインの中で記載が望まれる項目や具体的な内容について、最も多く寄せられたのは、市町村レベルで算定可能な簡略化された算定手法の提示というリクエストであった。また、人的リソースの乏しい市町村では、計画策定ではなく、県の策定した計画における事業を実践することに重点を置きたい、とする意見もある。

○ 市町村レベルを想定した簡易版のガイドライン

- ・ 市町村レベルで算定できる簡略化された排出量の算定・把握するための手法の提示。
- ・ 現在のガイドラインでは、都道府県や政令指定都市、中核市などを想定しているが、それ以外の市町村では、マップ調査データなど必要なデータを保有していない。市町村レベルで容易に算定できる仕組みを確立して欲しい。
- ・ 県レベルでは取得可能なデータでも、市町村では把握が難しいものが多い。
- ・ 簡易版のガイドラインの提示。
- ・ 市町村に計画の策定を促すには、ガイドラインではなく、データの把握、算定・分析方法等についてのより具体的かつ詳細なマニュアルが有効。
- ・ 小規模な市町村では計画策定よりも、計画の実効性と地域の全主体の積極的な実践に集中したいため、理想形を示すガイドラインではなく、最低限押さえておくべき項目を示したガイドラインにして欲しい。
- ・ 統計データを元にした計画では、計画に沿った対策を実施した効果を十分に図れない可能性がある。
- ・ 計画は県レベルで策定し、市町村はその事業を実際に実践することに重点を置いた方が効果的であると考えます。
- ・ 各地の先進的な対策の事例を掲載して欲しい。
- ・ 将来推計についての画一的な算定手法を示して欲しい。
- ・ ガイドラインよりも県が策定した推進計画に掲載されている算定方法の方が役に立ったため、他自治体の算定事例を参考として掲載したらどうか。
- ・ 市町村の役割分担が明確化されたガイドライン。
- ・ PDCA サイクルの具体的な手法。